

令和5年第3回定例会

決算特別委員会会議概要

委員長 山本武朝

副委員長 藤田誠

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 令和5年9月15日（金）

開会	3
開議・審査方法	3
○澁谷洋子委員（自民クラブ）	4
1 浪岡病院について	4
2 市場について	7
3 土地売払いについて	11
4 寄附金について	12
○赤平勇人委員（日本共産党）	15
1 合葬墓について	15
2 市文化財について	18
3 市バスについて	22
4 町会の運営について	24
○小倉尚裕委員（創青会）	26
1 コミュニティスクールにおける部活動の移行について	26
委員長の発言	28
○木下靖委員（市民クラブ）	29
1 霊園管理手数料について	29
休憩	32
再開	32
○軽米智雅子委員（公明党）	32
1 AED設置・使用状況について	32
2 子育て支援について	39
○藤田誠委員（あおもり令和の会）	41
1 選挙経費について	41
2 生活保護費について	44
3 駐車場事業について	46
○万徳なお子委員（日本共産党）	48

1	市民美術展示館について	48
2	市民体育館の運営について	49
3	給食食材について	50
4	脱水について	52
	○舘山善也委員（創青会）	54
1	ねぶた運行について	54
2	懸垂幕について	61
	休憩	62
	再開	62
	○奈良祥孝委員（市民クラブ）	63
1	歳入について	63
	散会	73
2日目 令和5年9月19日(火)		
	開議	74
	○中村美津緒委員（あおもり令和の会）	74
1	令和五年第一回青森市議会定例会提出議案の提案理由について	74
	○長谷川章悦委員（自民クラブ）	81
1	地域おこし協力隊員起業支援補助金について	81
2	現在の地域おこし協力隊の隊員数と役割について	81
3	道の駅なみおかアップルヒルの令和4年度指定管理料決算額と 収支について	82
4	農業移住新規就農サポート事業実施業務委託料について	84
5	スマート農業チャレンジ事業補助金について	84
6	りんご園防風網張替支援事業補助金について	85
7	新規就農者定着化支援事業補助金について	86
8	中山間地域等直接支払交付金について	86
9	指定管理業務に係る決算について	87
10	指定管理料の算定方法について	88
	委員長の発言	88
	○木村淳司委員（創青会）	93
1	基金残高について	93
2	上下水道事業決算について	97
	休憩	102
	再開	102
	○相馬純子委員（日本共産党）	102
1	小学校・中学校の維持修繕について	102
2	小学校・中学校の教職員の勤務管理について	105

○天内慎也委員（日本共産党）	108
1 消防団について	108
2 病院事業について	110
採決	114
閉会	116

1 **開催日時** 令和5年9月15日（金曜日）午前10時～午後4時8分
令和5年9月19日（火曜日）午前10時～午後1時44分

2 **開催場所** 第3・第4委員会室

3 **審査案件**

議案第105号 決算の認定について
(令和4年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算)

議案第106号 決算の認定について
(令和4年度青森市病院事業会計決算)

議案第107号 決算の認定について
(令和4年度青森市水道事業会計決算)

議案第108号 決算の認定について
(令和4年度青森市自動車運送事業会計決算)

議案第109号 剰余金の処分及び決算の認定について
(令和4年度青森市下水道事業会計決算)

議案第110号 剰余金の処分及び決算の認定について
(令和4年度青森市農業集落排水事業会計決算)

○出席委員

委員長	山本武朝	委員	軽米智雅子
副委員長	藤田誠	委員	柿崎孝治
委員	相馬純子	委員	澁谷洋子
委員	奈良祥孝	委員	天内慎也
委員	関貴光	委員	舘山善也
委員	万徳なお子	委員	長谷川章悦
委員	赤平勇人	委員	小倉尚裕
委員	中村美津緒	委員	木下靖
委員	木村淳司	委員	花田明仁
委員	竹山美虎		

○欠席委員

工藤夕介委員

○説明のため出席した者の職氏名

副市長	赤坂	寛	保健部長	千葉	康伸
教育長	工藤	裕司	経済部長	横内	信満
企業局長	鈴木	裕司	農林水産部長	大久保	文人
代表監査委員	出町	文孝	都市整備部長	清水	明彦
総務部長	舘山	新之	浪岡振興部長	舘山	公淳
総務部理事	佐藤	芳之	浪岡振興部次長	石村	淳文
企画部長	織田	知裕	市民病院事務局長	奈良	英大
企画部理事	長内	哲史	会計管理者	山谷	直大
税務部長	横内	修	教育委員会事務局教育部長	小野	正貴
市民部長	佐藤	秀彦	選挙管理委員会事務局長	齋藤	賢剛
環境部長	佐々木	浩文	水道部長	三浦	大延
福祉部長	岸田	耕司	交通部長	佐々木	淳

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長	佐々木	正幸	議事調査課主査	北山	賢臣
議事調査課課長	山田	法人	議事調査課主査	柿崎	良輔
議事調査課主査	岩間	憲仁	議事調査課主事	笹	雄貴

1日目 令和5年9月15日（金曜日）午前10時開会

○山本武朝委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

初めに、私から御報告いたします。工藤夕介委員より体調不良のため、本日の委員会を欠席するとの報告を受けております。また、柿崎孝治委員より所用のため、少し遅れるとの報告を受けております。

次に、理事者の欠席についてであります。館山浪岡振興部長が体調不良のため、本日、委員会を欠席するとの報告を受けております。なお、代理として石村浪岡振興部次長が本委員会に出席しますので、皆様にお知らせいたします。

また、本日、藤田誠委員の質疑に対する答弁のため、齋藤賢剛選挙管理委員会事務局長が出席いたしますので、お知らせいたします。なお、答弁が終了次第、退席いたしますことを御了承願います。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました、議案第105号「決算の認定について」から議案第110号「剰余金の処分及び決算の認定について」までの計6件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第105号「決算の認定について」から議案第110号「剰余金の処分及び決算の認定について」までの計6件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、決算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、9月12日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は14人と確認されております。

委員の皆様におかれましては、十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際には、前年度の事務事業名を明言することとし、人件費など、事務事業名が付されていない事業の場合には、決算附属書のページ数及び歳入・歳出の款項目を述べていただくとともに、議案に直接関連する内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆様には、質疑の内容をよく理解、把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ、委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは議案第105号「決算の認定について」から、議案第110号「剰余金の処分及び決算の認定について」までの計6件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民クラブ、澁谷でございます。よろしく願いいたします。

質疑に入ります前に、一言所見を述べさせていただきます。

先日、宮下知事が、新病院統合についてお話をされておりました。とりわけ病院統合は、青森市内のまちづくりに大きく関わることでありますので、青森市民の皆様の意見、そして青森市長、青森市議会の皆様の意見をしっかりと反映して、納得のいく形で進めていきたいと思っておりますので、西市長と知事の連携を強化して前進をさせていきたいということが新聞等にも書かれてあったかと思えます。立地場所、病床規模、医療連携整備時に生じる課題の見通しが立たないなど、いろいろなお話は、書いておりましたが、きちんと内容を見直し進めていくということは私は悪いことだとは思っておりません。特に立地場所については、ドクターヘリの離発着時の騒音対策など、細かく配慮していかなければならないこともあるだろうと思えます。西市長におかれましては、青森市としての考え、そして意見をしっかりと知事に対して発信していただき、県民・市民の皆さんのためにも、将来を見据えた構想計画を進めていただきたい、そういう話し合いをしていただきたいということを要望させていただきます。

それでは質疑に入りたいと思えます。

浪岡病院について。病院事業会計、2款浪岡病院事業費用1項医業費用に関連しまして、お伺いいたします。

令和4年第1回定例会一般質問において、質問させていただきました浪岡病院については、患者の皆さんから選ばれる病院づくりをしていただきたいということ、浪岡病院の役割である地域住民が住み慣れた場所で安心して日常生活が送れるよう取り組んでいただきたいということを要望させていただきました。

先般8月には新病院整備の全ての工事が終了したということで、グランドオープンをしたということも聞いております。これによって、地域住民のための医療の環境整備が進んでいるのかなというふうにも考えました。

そこでお伺いいたします。令和4年度の決算を踏まえて、現在の状況を確認させていただきます。患者数の令和2年度から4年度の実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）澁谷委員からの浪岡病院の入院外来患者数の実績についての御質疑にお答えいたします。

浪岡病院は、地域住民の健康管理、疾病の治療や予防の基幹となる病院として、令和3年5月に新病院が開院し、その後、旧病院建物の解体、外構工事を経て、去る8月26日にグランドオープンいたしました。

新浪岡病院では、平成30年度に開始した在宅訪問診療の継続的な実施に加え、新型コロナウイルス感染症の療養患者等を含めたオンライン診療等のほか、地域の健康づくりのために、ヘルステックを核とした健康まちづくりプロジェクトに取り組んでいるところであります。

浪岡病院における令和2年度から令和4年度までの患者数につきましては、入院患者数は、令和2年度が4895人、令和3年度が4708人、令和4年度が4791人、また、外来患者数につきましては、令和2年度が2万7588人、令和3年度が3万2765人、令和4年度が3万1834人となっております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

次に、今のこの患者数の実績を見まして、訪問診療やオンライン診療に取り組んできたと思います。これらは、地域住民が住み慣れた場所で日常生活を送るためには必要な病院であるような感じの患者さんの推移かなというふうに思います。

そこで再質疑をさせていただきます。訪問診療とオンライン診療の令和2年度から4年度の実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 訪問診療及びオンライン診療等の実績についての再質疑にお答えいたします。

初めに訪問診療の令和2年度から令和4年度までの実績につきましては、令和2年度が208件、令和3年度が306件、令和4年度が444件となっております。次に、オンライン診療等の実績になりますが、オンライン及び電話を合わせた件数は、令和2年度が84件、令和3年度が124件、令和4年度が275件となっており、いずれも年々増加しているところであります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

訪問診療が令和2年度から令和4年度にかけて大分増えているということで、地域の方々に頼られているのではないかなというふうな件数だったと私は認識しました。入院患者さんも横ばいのような感じがしますし、まずは地域の皆さんに理解いただいて、幾らかでも訪問診療が必要だということで、記憶に残る、使っていただく、まずは地域の病院に相談してみようという件数が、この訪問診療とオンライン診療が増えている要因かなというふうに思いました。それは大変いいことだなというふうに思いますし、地域に根差した病院としては重要な取組なんだなというふうにも思います。

次に、病院の決算状況について確認いたします。

令和4年度の一般会計からの繰入金の前年度との比較をお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 一般会計からの繰入金についての再質疑にお答えいたします。

病院事業会計における令和4年度の一般会計繰入金のうち、浪岡病院に対する繰入金につきましては6億2848万1000円となっており、令和3年度決算と比較し、548万7000円の減となっております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

コロナ禍でしたので、コロナ交付金等もありまして、繰入金が減ったのかなというふうにも思いますが、前年度よりも少し減少してはいるものの、まさにコロナが終わってこれからこの浪岡病院の在り方というものは、特に大切になってくるような決算書であったかと私は読んだんですけれども、しかしながら、今の経営を維持していく、継続していくためには、引き続き利用を促進していかなければならない。そういうことをPRするのが重要だと考えます。

そこで、質疑させていただきます。浪岡病院の利用促進、PRの取組状況をお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 浪岡病院の利用促進、PRの取組状況についての再質疑にお答えいたします。

浪岡病院では、令和4年4月に病院職員及び浪岡振興部職員等で設置した青森市立浪岡病院利用促進委員会において、利用促進対策の検討を進めてまいりました。

利用促進PRに当たりましては、同委員会での検討結果を踏まえ取り組んでいるところであり、具体的には、1つに、認知度、イメージアップとして、SNSなどを通じた病院紹介や、浪岡地区全世帯を対象とした毎月1回のチラシによる情報発信のほか、病院内での浪岡地区児童の作品展示、2つに、病院の利用促進とコロナ対策の継続として、近隣病院、福祉施設等との連携強化、検診の受診件数増を目指した商工会企業への呼びかけやワクチン接種の推進、3つに、浪岡地区の健康づくりの推進として、ヘルステック予防サービス参加者への浪岡病院での検診受診の呼びかけなどを実施しているところであります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

私は決算書を読みまして、浪岡病院については、不採算病院であることは悪いことではないと、この3年間すごく勉強させられたと思っていますんですけれども、コロナが解けて、国からの補助がだんだんだんだんだん減ってきますよね。それでも、地域の方々に1人でも多く利用してもらうためには、やっぱり訪問診療、オンライン診療というところが、欠かせない医業収入になると思います。それをいかに、今、病

院で働いている皆さんが協力し合って、これから先もこの診療を続けていけるか、そして地域の皆さんが、少しでも具合が悪くなれば入院していただいて、また元気になっていただいてという、地域のための健康づくりの病院であるということも大切な認識をしていただく1つの要素になると思います。ベッドを空けておくという事は、住民の皆さんが健康である証拠だというふうなのとともに、やっぱり在宅では、家族が見守っているだけでは難しいんだよという、具合の悪い方を優先的に受け入れていただきながら、様子を見て、またおうちに戻って日常の生活を送っていく。そういう地域に根差した病院を、これからも目指していただいて、継続していただくよう、取組をしていただきたいというふうに要望して、これについては終わります。

次に、市場についてお伺いいたします。

卸売市場特別会計、1款卸売市場事業費1項運営費1目事業管理費について質疑させていただきたいと思います。

令和2年度、3年度、4年度の使用料の決算額をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)澁谷委員の市場に係る使用料の決算についての御質疑にお答えいたします。

市場の施設使用者につきましては、青森市中央卸売市場業務条例及び青森市公設地方卸売市場業務条例により、市場施設使用料を納付しなければならないとされており、また、同条例施行規則においてその額が定められております。

使用料であります、卸売業者にありましては、卸売金額の1000分の3に相当する額と、使用する施設の面積に応じた市場使用料を納付すること、また、仲卸業者等にありましては、使用する施設の面積に応じた市場使用料を納付すること、その他、低温施設や倉庫等の使用に応じた使用料を納付することとなっております。

この使用料の決算額であります、令和2年度につきましては3億3867万8795円、令和3年度につきましては3億4236万7194円、令和4年度につきましては3億7483万5425円となっております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

まず、令和2年度、3年度、4年度と、比較的、決算額は収入が多くなっているということで、これはやっぱり、ここの卸売市場の入場業者が少しずつ増えているという結果だと思います。

それを基に、次の質疑をしていきます。令和2年度、3年度、4年度の燃料費及び光熱水費の決算額をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 市場の燃料費及び光熱水費の決算についての再度の御質疑にお答えします。

燃料費につきましては、市場棟、花き棟及び管理棟にかかる重油・灯油及びプロパンガスに要する費用となります。

その決算額であります。令和2年度は1455万7928円、令和3年度につきましては1839万7810円、令和4年度につきましては1885万5751円となっております。また、光熱水費につきましては、同じく市場棟、花き棟及び管理棟の電気代、上下水道費及び都市ガス費となりますが、その決算額は、令和2年度では1億272万6855円、令和3年度につきましては1億942万9218円、令和4年度につきましては1億5002万2681円となっております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

まず、光熱水費が令和2年度から令和4年度にかけて、5000万円ぐらいアップしてるということで、家賃収入なんですけれども、使用料のところでは約3億3000万円が令和2年度、約3億7000万円が令和4年度の決算額ということで、確かに家賃収入は増えて使用料も増えています。

ただ、このかかる経費というのは、各社に面積等で配分されるものでしょうけれども、それが約5000万円も増えているということは、やはり、電気代が高騰し始めて、令和4年度には、例えばこの関連する企業さんの、令和2年度、3年度、4年度の電気料を伺ってまいりました。

令和2年度から4年度にかけては約165%アップしております。これを、通常どおりの、今までどおりの経費としてみなしていくには、なかなか会社の経費としても圧迫される場所だなというふうに思います。皆さん、各企業さんですね、設定温度なり、冷凍・冷蔵庫を持っている会社さんもありますので、そこで企業努力をしながらおります。例えば、この夏のように、あまりにも高温過ぎて、いつも設定温度が7度でした。でも、今年に至っては外気の温度30度以上が連日続いております。それで、荷物の搬入をする。それは昼夜24時間ずっとなので、冷蔵庫の室温度を維持していくためには、半分以上下げなきゃいけない。ということは設定温度を3度に下げなきゃいけない。ということは、どういうことかということ、すごく雨水が垂れたような湿気が各扉についているんです。それぐらい外気と内気の温度が違って、ファンが全て回り続けているので、約165%も電気料がアップするようなことになってくるのかなと思います。

私は、この最初に質疑させていただきました使用料なんですけれども、この約3億7000万円、確かに皆さんが使っている。そこで会社を運営している方々が、それぞれの自分たちの敷地の家賃だと思ってお支払いはしていますが、やっぱりその電気代の部分で幾らかこの50年以上、経ってしまったこの中央卸売市場、建物が古くなると、アパートなんかは、家賃がだんだんだんだん下がっていく。

でもこの中央市場に至っては、いつも変わらず同じ家賃を収入を得ているということで、その部分を各企業さんに少しでも、免除できれば、減額できればなとい

う、その対策、工夫も、青森市として考えていただきたいなと思うことで、質疑をさせていただきました。

続いて、令和2年度、3年度、4年度の除排雪業務委託料の決算額をお示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 市場の除排雪業務委託料の決算についての再度の御質疑にお答えいたします。

市場敷地内の除排雪業務につきましては、契約締結の日から翌年3月31日までの期間、委託により実施しているところであります。

決算額であります。令和2年度につきましては595万7323円、令和3年度につきましては1129万3634円、令和4年度につきましては1236万5215円となっております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

令和2年度が約595万円で終わっていたものが、令和4年度には約1200万円だと。除排雪の予算もどんどん青森市も増えている中で、やっぱり一番最初に業務委託の入札をかけたときの契約金というのが約600万円から700万円なんです。降雪量に合わせて出動回数等が増え続けているので、最終的には約1200万円まで跳ね上がると。だとすれば、令和3年度、4年度のかかった経費を考えますと、1000万円を超えてますよね。やっぱりこの業務委託の入札のときにも、最低価格というのを見極めながら、きちんと業務委託の入札をかけて、価格の見直しをしてもいいんじゃないのかなというふうに決算書を見て思ったので、質疑をさせていただきました。

雪が降るとき、一気に降ると、やっぱり大型のトラックなんかはすぐ埋まってしまうので、それに合わせた出動体制を持ち合わせた業者さんが手を挙げて入札に参加してくると思います。

そういう要望を聞き入れながらも、今の物価高騰、ガソリン高騰に対して、これからの予算の見直し、仕様書の見直しというのは大変必要な部分になるのではないかと思います。そこをお願いしたいと思います。

次に青森市中央卸売市場建設当時の償還金の残高は、今現在残っているのでしょうか、お示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 市場の建設償還金についての再度の御質疑にお答えいたします。

市場の大規模な施設整備に係る工事請負費は、市債発行による借入金を財源としております。

現地点におきまして、市場建設当時の償還金は償還済みとなっております。なお、市場の各種の工事を実施した際には、市債により対応することとしており、この元金及び利息を現在償還しているという状況であります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

建物の借金は残っていないということで、私はいつも思うんですけども、決算のたびに収入はあっても、建て替えのめどもつけられない。まず、テーブルにそういう検討をしていきましょうという書類すら置けないというのが、もうこれからは、やっぱり検討に入って、かかる費用も半分に抑えるようなことを考えると、今いる入場業者さんたちも交えて、せつかくに市場運営協議会というものがあるのであれば、皆さんからの意見を頂戴しながら、検討段階に入っていくほうがいいかなというふうに思います。延びれば延びるほど部材の値段が上がっていきます。

建物にも老朽化がきて、どんどん設備投資をしていかなきゃいけない。その設備にかかる経費というのが膨大に毎年かかっていると思います。その部分を考えて、今まで、家賃をもらえてるので、建て替えのめどもは、いつでもつけれるんだというふうな認識ではなくて、家賃をきちんともらえてる間に、これからの50年先を考えて、やっぱり検討段階に入っていましょうというふうに取り組んでいただきたいなど、副市長にぜひ要望したいと思います。

最後に質疑させていただきます。令和4年度の工事請負費と維持修繕料の決算額をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 市場におきます令和4年度の工事請負費及び維持修繕料について決算についての再度の御質疑にお答えします。

令和4年度の工事請負費といたしましては、漏水により使用を停止していた暖房用ボイラー配管の取替工事のほか、雨漏りを解消するための水産増設棟屋上防水改修工事及び動作が不安定となっておりました水産棟のシャッター1枚の取替工事を実施し、その決算額は7129万2650円となっております。また、維持修繕料といたしまして、ボイラー運転用の燃料を貯蔵する地下タンクの漏えい防止対策工事を行ったほか、検定期限が迫っております検針用電力メーター取替工事を行うなど、36件の修繕を実施し、決算額は1217万510円となっております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございました。

前にも私は、質疑させていただいたことがあると思うんですけども、やっぱり雨漏りっていうのが特に目立ってきました。管理棟はもちろんですけども、場内の中も商品の上から雨漏りができてはどうかと。夜中に雨が一気に降られると、翌朝には水たまりができてたらどうかというふうに、販売するほうも買うほうも、皆さん、関わる人達は気が気なくなるというふうなことも今年も見られておりました。1つ直せば1つ穴が空く。1つ穴が空くと、水が止まるなどして、設備に関する経費というのが本当に、増えてきたなというふうに思った決算額だと思います。やっぱりそういう面で、そこで働く職員さん、関係者の皆さんを含

めて、今一度、話し合いをしていただいて、今後に取り組んでいただきたいなということ要望させていただいて、これについては終わります。

次に、土地売払いについて伺います。

歳入、18款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入について伺います。

土地売払いに係る契約方法別の売払い件数及び売払い金額についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）澁谷委員からの土地売払いに係る契約方法別の売払い件数及び売払い金額についての御質疑にお答えいたします。

本市では、市が所有する土地のうち、将来的に行政として活用の見込みのない土地につきましては、積極的に売払いを進めていくこととしております。市有地の売払いに当たりましては、一般競争入札による契約方法と、土地の形状から単独利用が困難であるものなどにつきましては、一般競争入札によらず、隣接する土地の所有者等と随意契約する方法があります。

令和4年度の一般会計におきます土地の売払い実績につきましては、一般競争入札による売払い件数が4件、売払い金額が3868万円、随意契約による売払い件数が29件、売払い件数が6048万6521円となっており、土地売払い収入に係る合計売払い件数が33件、合計売払い金額が9916万6521円となっているところであります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

決算書で一番最初に目に止まったのが、その売払い件数だったんですけれども、こんなに毎年売れているんだっけかというところから、ちょっと不思議に思って質疑をさせていただいたんですが、よく話を聞きましたら、毎年毎年こんなに売れるのではなくて、今年がよく売れた年であったのではないかなというふうな、決算書を見直してみたんですけれども、青森市には、売れる財産がたくさんあって、たくさんの方に1つでも多く買ってもらえれば、財政の収入になるのではなかろうかと思うんですけれども、担当課の皆さんは、見えないところで大変努力をなされているようでしたので、1つでも多く売れることを願っております。それで、次の質疑をさせていただきます。

市で売払いを行っている土地のうち、どのようなものを一般競争入札の対象としているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 一般競争入札によって売払いする土地についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、市が所有する土地で、将来的に行政として活用の見込みのない土地の

うち、売払いの可能性が高いと考えられるものにつきまして、市のホームページへの掲載や、現地への立て看板の設置等によって周知を図っております。これらの土地につきましては、買受けを希望する問い合わせがあった場合に、測量等の売払いに向けた準備を進めることとしており、売払いに向けた準備が整い次第、一般競争入札により売払いをしているものであります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

土地を売る際に、測量等の売払いに向けた準備ということで、隣の敷地の方がなかなか見つからない場合等、いろんなこともあるかと思いますが、道路に面したところでなければなかなか売れない、山の中ならなかなか売れないなど、売りづらいところもあると思います。そういうところの利活用方法もこれからは考えなきゃいけないのかなというふうなことも思いましたが、まずは、その売っている土地には、大なり小なり看板がついているということを知りましたので、どういったところが売っているんだろうかと私の目には飛び込んできたことがなかったので、これからはよく注視していきたいなというふうに思います。これについては終わります。

次に、寄附金についてお伺いいたします。

歳入、19款寄附金1項寄附金1目寄附金、寄附金について、まちづくり寄附制度推進事業に係る予算現額と収入済額との比較において、収入済額が下回っている内容をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）澁谷委員の、令和4年度の寄附金についての予算現額と収入済額についての御質疑にお答えいたします。

まちづくり寄附制度推進事業に係る令和4年度の歳入予算現額につきまして、当初予算における寄附見込みは、寄附件数を約5万件、寄附金額を約6億5593万円と見込んでいたところであり、令和4年8月末時点の寄附実績が前年と比較して伸びていましたことから、今後も同程度増加すると見込み、令和4年第4回定例会において補正予算を御承認いただいたところです。補正後の寄附見込みにつきましては、寄附件数を約5万5000件、寄附金額を約7億1660万円と見込んだものであります。

収入済額である寄附金額につきましては、令和4年9月から令和5年3月までの寄附税金寄附実績が伸び率101%で推移しました。結果といたしまして、上半期ほど下半期が伸びなかったことにより、予算現額と収入済額の差額として約6000万円下回ったものであります。前年度との比較におきましては、寄附件数は約1700件増の5万700件、寄附金額は約3600万円増の約6億5515万円となったものであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

補正をかけなければ、ノルマはクリアしたんだなというふうに思ったんですけども、まず、この12月の補正予算の寄附見込みのところ5万5000件、これに対して、在庫を集める工夫など、いろいろ職員の方も工夫を凝らしながら、何とか補正をかけて7億円近くまで持っていこうというふうに努力していたことは、私もこう、見えておりました。

これからは、この寄附金額が増えるようにと、また、今年もいろいろラインナップを考えていくことになるんだろうなというふうに思っております。

そこで、令和5年度の寄附見込みと直近の寄附実績についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 令和5年度の寄附見込みと直近の寄附実績につきましての再度の御質疑にお答え申し上げます。

令和5年度の当初予算における寄附見込みは、寄附件数を約5万8000件、寄附金額を約7億5494万円と見込んでおります。

令和5年8月末時点の寄附実績につきましては、寄附件数が約9700件、寄附金額が約1億7431万円となっております。前年度同時期での比較につきましては、寄附件数は104%という状況であります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

大変、寄附額を上げていくことに、理想を持ち続けた金額を設定してきたなというふうに思いました。

寄附件数は前年度の比較で104%というのは、大変すばらしいことだと思います。今、巣籠もり需要も終わりました。皆さん、全国各地を飛び回っている中で、やっぱり、このふるさと納税というものをどれだけ飽きずに寄附をしていただくかという取り組みが大切なことだと思います。

そこで、最後に質疑させていただきます。令和5年度の寄附見込みが微増であるため、横ばいなため、寄附最盛期の12月に向けた新たな取組は何なのか、考えていらっしゃるのか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 最盛期12月に向けての寄附増に向けた新たな取組についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

令和5年度の寄附増に向けた主な取組につきましては、令和5年第2回定例会での一般質問でもお答えしたものは、令和4年度までの7つの寄附受付けポータルサイトに加えて、4月から新たに「JAL」、「JRE MALL」の2つのポータルサイトを追加して、計9つのポータルサイトに拡充すること、寄附者の利便性向上のため、確定申告を行わずに、ふるさと納税の寄附金控除を受けるためのワンストップ

プ特例申請手続について、今までの書面による方法のほか、オンライン申請を可能とする環境を整備すること、申込み割合が高く、人気商品でありますリンゴ、水産加工品などのラインナップを増やしたり、在庫を十分に確保すること、そして本市の魅力のPRのため、市のホームページや9つのポータルサイトを活用するとともに、全国の青森県人会やアンテナショップなど、市内外の関係施設、トップセールスや本市が参加する首都圏のイベントで、リーフレットや返礼品カタログを配布するなど、様々な機会を捉えて、本市地場産品の魅力を全国に向けて情報発信するとお答えしたところであります。

これらの取組に加えまして、寄附最盛期である12月に向けまして、さらに新たな取組といたしまして、返礼品の対象となる寄附金額を現状1万円以上としておりますが、1万円未満の寄附金額にも対応した返礼品を設定できるよう考えております。

近年、様々な地域の特産品を手に入れるために、数多くの寄附ができるよう、または寄附金の税額控除上限額ぎりぎりまで寄附ができるよう、寄附金額の少ない返礼品への需要も高まっておりますことから、寄附者のニーズに応えるために、新たな寄附者層からの需要喚起策として、本年10月から、少額な寄附金額の返礼品をラインナップすることと考えております。

現在人気の高いリンゴを手軽な寄附金額でお試しいただけるような提供事業者と調整中ではありますが、今後は、水産加工品などもラインナップできるよう、引き続き、提供事業者の皆様には個別に直接働きかけるなどして、御理解・御協力を頂きながら、より多くの皆様に本市を応援していただけるように、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

リンゴに関してでなく、水産加工品もなんですけれども、今、中国への輸出がストップされて、水産加工品、特にホタテは、なかなか行き場所がないというふうなお話がたくさんあると思います。現に、今、600トンの返品をかけられた事業者さんもおりました。そういう情報をいち早くキャッチしながら、青森市内の事業者さん、この返礼品に取り組んでいただいている事業者さんはもちろんですけれども、やはりこちらのほうから何うようにして、事業者と対話をしながら、この返礼品のラインナップをしながら事業者支援とつながればいいなというふうにも思います。

リンゴに至っても、今年度の取引高もなかなか市場価格は高いです。やっぱり生産者の皆さんは、肥料代も高騰になってきて、幾らかでも自分の作ったものが高く売ればというふうなことを考えながら、出荷もしているでしょう。そこで、リンゴの在庫を確保していく、また、この1万円の価格から、寄附をしやすい価格に持っていくっていうことは、やっぱり事業者さん、農家さんと連携を組み合わせながら、常に会話をしながら、皆さんの様子を聞きながら、返礼品のラインナップに取り組

んでいただきたいなというふうに、目指せ7億5000万円をクリアできるように頑張っていたきたいと思います。

以上で私の質疑は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。早速質疑していきたいと思います。

初めに、4款衛生費4項霊園費1目霊園費、合葬墓について質疑します。

まず、令和4年度の利用実績についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 赤平委員の合葬墓の令和4年度の利用実績についての御質疑にお答え申し上げます。

令和4年度の合葬墓の利用実績につきましては、遺骨をお持ちの方の申込みは、納骨室及び合葬室が95件、合葬室のみが213件、記名版が140件、また、生前予約の申込みにつきましては、納骨室及び合葬室の申込みが、80名の募集数に対し107名、合葬室の申込みが170名の募集数に対しまして169名、記名版の申込みが71名となっております。

なお、公開抽選後にそれぞれ4名のキャンセルがありまして、生前予約による最終的な申込みは、納骨室及び合葬室が76件、合葬室のみが165件となっております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私は、これまで合葬墓について、事業開始前から質問を重ねてきました。特に生前予約については、例えば一人暮らしの方で身寄りがないという方にとっては、抽選で落ちてしまったら、やっぱり希望が遠のいてしまう、あるいは申込みできなかった場合、本人の希望がそもそも叶わなくなってしまうという、そういう点も指摘してきました。

これまでの合葬墓について振り返ってみますと、令和2年春に完成して、6月に、焼骨を持っている方の合葬から供用がスタートして、令和3年1月には待望の生前予約がスタートします。そしてこの生前予約について、申込み状況がどうなっているのかというと、初年度の令和2年度は、納骨室と合葬室の場合186名と合葬室のみ323名、250名の枠に対して合わせて509名が応募。倍率でいえば、当時は約2倍からスタートしました。

2年目の令和3年度は、納骨室と合葬室の場合113名と合葬室のみ232名、合わせて345名の応募で、倍率でいえば1.38倍です。

3年目の令和4年度は、先ほど答弁ありましたとおり、納骨室と合葬室の場合、募集時、107名と合葬室のみ169名、合葬室のみの場合は170名に対して169名で、抽選にはならなかったと思いますけれども、ただ合わせると276名の公募ということで、全体でいうと、倍率で言えば1.1倍だということです。

生前予約が始まった当初、倍率が2倍にもなったということで、切望していた方から、抽選で落ちたと涙ながらに訴える声が私の元にも届いたことで、この問題を

取り上げてきましたが、そのときの市の答弁は、他都市の生前予約の状況は、4年目に落ち着きを見せている、募集数250名という枠は2年程度継続し、状況を見ながら検討すると答えております。

2年程度という言葉がありましたので、生前予約を2回行った後である昨年に質問した際には、この2年程度という言葉は消えて、他都市では4年程度で落ち着きを見せている。本市においても同様の状況だから見直さないということでした。そして3年目の昨年度の状況では、合葬室のみは、そうではなかったと思いますけれども、ただ、いまだに抽選になっているという状況です。

今年度、つまり来年1月の募集が4回目の生前予約の募集となっておりますけれども、これまで市は、4年程度で落ち着くとおっしゃってございましたけれども、現状ではいまだに抽選が行われている、このことについての評価についてお示ください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 合葬墓の供用開始4年目の状況につきましての再度の御質疑にお答え申し上げます。

合葬墓におきましては、まずは遺骨をお持ちの方を優先し、制限することなく通年で受け付ける方針でありまして、将来にわたり市民の霊園需要に応えていくためには、生前予約については一定の枠を設けることが必要と考えております。

本市では、合葬墓の供用開始に際しまして、他都市の生前予約の状況では、申込者は供用開始後、年々減少していく傾向にありまして、4年目に落ち着きを見せているということをご参考としてきました。

本市の月見野霊園合葬墓につきましては、令和2年の供用開始以来3年を経過し、現在は4年目ですが、その申込み状況としては、遺骨をお持ちの方は、年度により増減はあるものの、一定数の申込みがありまして、需要は継続しておりますが、生前予約については、令和4年度までの申込み状況からは、倍率も低下し、一定の落ち着きを見せているものと承知しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今、答弁にもありましたけれども、合葬墓は令和2年に供用がスタートしました。早いもので来年6月にはスタートしてから5年が経ちます。この5年という経過を1つの節目と考えれば、これまで寄せられている様々な意見や要望を踏まえた内容の見直し等も必要ではないかと思っております。その中の一つが、生前予約の募集枠と募集期間です。

先ほど答弁でも、一定の枠が必要だというお答えがありました。私も、それはある程度、一定数必要だと思うんですけれども、ただ、やはり事業の趣旨から考えると、生前予約の抽選は、なるべくやっぱり避けたほうがいいというふうに思うわけです。じゃなければ、先ほども、この間も言っていますとおり、例えば高齢者で身

寄りがない、一人暮らしの方なんかが生前予約で落ちてしまったということになった際に、その次の1年を待たずして、残念ながら亡くなってしまうということになってしまえば、希望がかなわないわけです。そういったことを防ぐためにも、なるべく抽選を避けるというような状況をつくっていくということが必要だと思います。

聞き取りでは、供用開始してからずっとコロナ禍だったということもあるということもおっしゃっていましたが、それを考えれば、今後規制も緩みまして、これまで外出等も控えていた人が新たに応募するということが可能性としては考えられます。また、ニーズも、さらに増えていくことが想像できますけれども、利用者が増えることで、さらに周知が広がっていくと、私、生前予約したんだよ、あなたもどう、みたいな形で増えていくことも予想されます。

なるべく、この募集枠に余裕を持つように、今後、状況を見ながらにはなると思いますが、枠を広げる、あるいはもうちょっと募集期間を延ばす、こういうようなことをやるべきではないでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 合葬墓の生前予約の枠や申込み期間の見直しにつきましての再度の御質疑にお答え申し上げます。

生前予約の枠につきましては、年々、申込み倍率が低下している状況を鑑み、今後は、随時、遺骨を埋蔵される方や改葬を希望される方なども含めた利用者間のバランスも考慮しながら検討していくべきものと考えております。

生前予約の申込みに当たりましては、周知期間を12月上旬から1月上旬とし、1か月以上の周知期間を現在も設けておりまして、申込み書類も簡易なものでありますので、十分な期間が確保できているものと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 募集期間については、1か月ほどだったと思いますけれども、気づいたらもう終わってしまっていたというような声も少なくなかったわけです。前のやり取りでは、たしか、お正月には親戚がいっぱい集まるから、その場で話合いができるから、この期間がいいんだというような答弁があったかと思いますが、それは何も別にお正月に限ったわけではないわけですし、募集期間も別に余裕を持ったところでそれなりに支障というのはそこにはないというふうに思いますので、そこも弾力的に、ぜひ見直し等も行なってほしいというふうに思います。

見直しの必要な点についてのもう1点は、市営霊園以外の地域墓地と言われる墓地からの改葬についてです。

現在、例えば地域墓地を墓じまいしたいとなった場合、1体につき6万2000円かかります。ところが、この料金には上限がないため、例えば、先祖代々、5体埋葬されている場合は墓じまいをした際に、合葬墓に改葬する場合は、単純計算で31万円かかるということです。どうやって確認するのかと聞いたら、管理帳等の記載を

見て確認するということでした。

つまり、丁寧に記録していればいるほど、料金を取られるということです。せめてこれは、上限額を決めるとか、何世代までを見るとか、そういった線を引くべきではないでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 再度の御質疑にお答え申し上げます。

合葬墓につきましては、そもそも、その遺骨を埋蔵する方法の選択肢の一つでありまして、市の霊園・墓園につきましては、循環型を促進するためにということで、特例を設けております。ただ、それ以外の御利用につきましては、やはりその、1体幾らという形で制度を設けておりますので、ここについては、引き続き同様の考え方で進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 お墓をめぐる需要というのは、もう本当に人それぞれなわけです。自分が命尽きたときに入りたいという方もいれば、今、実際、骨を持っている方が、経済的な理由等々で、入れる先がない、どうすればいいかということで、公営のそういったもの、合葬墓のようなものが欲しいという声もあります。同時に、やはりもう、これ以上墓を見れないとか、もう見る人がいないとか、墓じまいをしたいというニーズもやっぱり非常に増えていて、そういった声にも、ある程度応えられるようなシステムづくりというのは必要かというふうに思うわけです。

実際、この地域墓地の改葬の相談という、私の元にも寄せられたことを基にして、今回も質疑してるわけですが、これだととてもじゃないけれども使えないというようなことで、どうすればいいのかというような壁に当たってしまっているわけです。ぜひそういった声にも応えて、来年で合葬墓が始まってから5年となるわけですので、そういった市民からのつくってほしいという強い要望の下につくられた合葬墓ですので、そうであれば、市民の声に寄り添った形で、よりよい形に改善していただくということを要望して、この項は終わります。

次に、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費、市指定文化財の管理について質疑します。

指定文化財の管理についてどのように行っているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 赤平委員の市指定文化財の管理についての御質疑にお答えいたします。

市指定文化財の管理につきましては、青森市文化財保護条例第3条におきまして、「関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない」と規定されております。また、同条例第6条及び第8条の規定によりまして、所有者または管理団体が管理することとしておりま

す。また、市指定文化財の管理または修理には、多額の経費を要することもありますことから、同条例第15条の規定によりまして、所有者または管理団体がその負担に堪えない場合や、その他特別の事情がある場合には、当該所有者または管理団体に対して、その経費の一部を予算の範囲内において補助できることとしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 管理についてはあくまで所有者や管理団体が行っていくということです。

それでは、そうした人たちが管理できなくなった場合はどのような対応になるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 市指定文化財の管理についての再質疑にお答えいたします。

市指定文化財の管理につきましては、青森市文化財保護条例第8条第1項の規定によりまして、所有者が判明しない場合、または所有者もしくは管理責任者による管理が、著しく困難もしくは不相当であると明らかに認められる場合には、管理団体を指定して、必要な管理を行わせることができるものとしております。

本市におきまして、管理団体を指定し、維持管理しております市指定文化財は2つありまして、1つに、六枚橋地区に所在いたします黒松は、黒松を守る会が、2つに、野木和地区に所在いたします又八沼に生息するシナイモツゴは、シナイモツゴを守る会がそれぞれ当該文化財の維持管理を行っているところであります。

仮に、管理団体による維持管理も困難となった場合には、当該管理団体と相談をしながら対応を検討していくこととなるものであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今の2つの答弁を合わせると、あくまで管理については所有者や管理団体が行っていくことで、それが管理できなくなった場合は、条例の第8条の中にあるとおり、適当な団体を指定して、管理等を行わせることができるということなんですけれども、この管理ができなくなった場合、適当な団体を指定する、代替りの団体ということになるかと思うんですけれども、この代替りの団体は、今現在管理している管理団体が次の団体を探さなければいけないということなんですしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 市指定文化財の管理団体についての再質疑にお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたけれども、仮に管理団体による維持管理も困難となった場合には、当該管理団体と相談をしながらと申し上げましたけれども、当然、

現在の管理団体の御意見も聞きながら、ただ、その管理団体のほうでは、適当な方とか、そういったものが見つからないとなれば、情報を様々、こちらからも提供しながら検討していくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。ここで問題にしたいのは、これまでも他議員からも質問が出たことがありましたけれども、先ほども答弁でありました六枚橋地区にある青森市指定文化財の天然記念物である樹齢500年とも言われている黒松についてです。

松前藩の参勤交代の際に、代々宿泊所を務めてきた赤平家を松前藩主が労をねぎらって、愛蔵の松の盆栽を贈呈して、それを庭に植えてここまで大きくなったとのことでした。ちなみに、この赤平家は私の血筋とは関係ないわけなんですけれども……（「違うんだ、期待したのに」と呼ぶ者あり）血筋があれば、私もいろいろ携わっていきたいなと思うんですけれども、同姓という縁もあり、状況を大変心配する声が私の元にも寄せられております。

現在、280号線を北上すると、道路側の枝葉がもう枯れてしまっているというふうに見受けられますけれども、現在の状況についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 黒松の状況についての再質疑にお答えいたします。

先ほど赤平委員からもありましたけれども、六枚橋地区にあります黒松は樹齢が500年前後と推定されまして、江戸時代に松前藩主から贈られた松の盆栽を植えたものと伝えられておりまして、歴史的に価値がありますことから、昭和42年6月に青森市指定文化財の天然記念物に指定したものであります。

黒松の管理については、その所有者が県外在住の個人の方でありまして、管理が難しいということの申入れがありましたことから、平成21年4月に地元の方々による黒松を守る会を文化財保護条例に基づきます管理団体に指定しております。

黒松は長期間にわたって剪定が行われておりませんでしたことから、令和3年4月に密集している葉や枝の間引きとともに、国道280号沿いの歩道に覆いかぶさった枝などの剪定作業が行われました。当初は、全体的に枝葉が少ない状態でありましたが、現在は、海手側については順調に枝や葉が増えてきている一方で、国道側については、枝葉がほぼない状態となっております。このことから、令和5年4月に樹木医に診断していただきましたところ、国道側につきましては、西からの季節風が強くとたることによって、枝葉が脱水症状を起こして枯れておりまして、即効性のある治療が困難であるということから、経過観察を続けていくことが望ましいとのことでありました。

教育委員会では、黒松の状況につきまして、今後とも定期的に確認してまいりま

すとともに、貴重な文化財として維持していけるよう、黒松を守る会と相談しながら、保護活動に協力してまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 大変残念なことに半分枯れてしまっているということです。こうなる前に何とかできなかったのかとか、全体が枯れてしまわないように、やれる対処を最大限行ってほしいということなどを思うわけですが、やはり問題としてあるのは、指定文化財の管理が基本的に所有者や管理団体というふうになっているわけですが、そうした人たちが、実質的に管理等ができない状況に陥っても、市は何もしないのかという点です。

様々やってくださいという条例も読みましたけれども、助言等はするんですけれども、最後、こういうふうになってしまう前に、市も何か手をつけないのか、つかなかったのかという点が、やはり問題かなというふうに思います。こうした問題は、高齢化の中で今後も出てくる話だというふうに思います。それで、現状では文化財として指定しても、管理はあくまで所有者管理団体、相談があれば相談に乗るということでは、それがなければこうした事態になってしまうわけです。

実質的に管理ができていないような文化財については、市がもう少し関与するか、少なくとも今回のような、半分枯れてしまう、半分死んでしまうような事態を防いだり、あるいは今後そのものを殺してしまうというような事態を防ぐように、管理の仕方を見直すべきではないかと思えますけれども、市の見解をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 市の指定文化財の管理についての再質疑にお答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、青森市の文化財保護条例第3条では、まず、関係者の所有権その他の財産権を尊重するということ、また、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならないと規定されておりまして、所有者または管理団体が管理することとしているところであります。また、市の指定文化財の管理または修理には多額の経費も要しますので、同条例の規定によりまして、その負担に耐えない場合、あるいはその他特別の事情がある場合には、当該所有者または管理団体に対して、経費の一部を予算の範囲内において補助できることとしておりますので、当方といたしましてはこの条例に従って、できる限りの協力をしてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 やはり、指定文化財に指定されるものというのは本当に貴重なものだと思うんです。それをこのまま殺してしまわないように、管理団体が――所有

権等々あるのも、私も分かりますけれども、ただ、例えば、そういう予算の範囲内で補助することができることとかをちゃんと適切に管理団体等に伝えながら、これ以上とにかく、殺してしまう——言ってしまうえば、もう半分死んでしまっている状況だと思しますので、これ以上枯らすことのないように、何とか維持ができるように、しっかりと管理団体とも協力して管理していただくよう要望して、この項は終わります。

次に8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費、市バスについて質疑します。

市バス岡町線について、令和4年度の利用実績と令和5年度のこれまでの利用状況についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 赤平委員の市バス岡町線についての御質疑にお答えします。

青森市市バスは、青森市営バスにおいて事業採算性が低いことから、維持が困難であった路線につきまして、地域の足として確保していくため、平成23年度から順次、路線再編と併せて、民間バス事業者への委託による運行を行うこととした路線でありまして、現在10路線運行しています。運行に当たっては、地域で開催した住民懇話会におきまして、当該地域における生活交通の在り方について御理解いただきながら、運行本数や運行ルートなどについて、地域の皆様と共に考え、地域との合意形成の上で、運行計画を作成したものであります。

市バス岡町線につきましても、平成23年から平成24年の間に計6回の住民懇話会を実施しました。この住民懇話会における意見を集約した結果、岡町線は、沖館経由を1日3往復の6便、ガーラタウン経由を1日1往復の2便、1日4往復の計8便を運行することとし、運行ダイヤにつきましては、通院、買物などの利用を目的として設定したものであります。

市バス岡町線に係る令和4年度の利用実績につきましては、年間利用者数は2万2074人、年間運賃収入は247万6132円でありました。また、令和5年度の利用状況につきましては、6月までの3か月間で、利用者数は4532人、運賃収入は54万3369円となっており、前年度同月比では、利用者数は708人の減、運賃収入は1万3661円の増となっております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 岡町地域の住民や油川の横町町会の住民などにとってみれば、近隣に電車も市営バスもない中で大事な足となっているこの市バス岡町線ですが、このことについては、今年3月の予算特別委員会でも触れましたが、終点が古川だったものが、3月22日から突如、西口止まりとなってしまったということで、これまで古川に買物に行ったり、市営バスと乗換えに利用したりする場合に、わざわざ跨線橋を通らないといけなくなるとか、大変不便になるという声が寄せられました。

具体的に紹介すれば、西口で市営バスに乗換えをするとなった場合に、岡町線

の280号線をたどるルートでは、3本のうち2本は約20分待って乗換えとなります。もう一方の夕方の便は30分ほど待つこととなります。古川で乗換えができたことを考えれば、大きな違いというふうになるわけです。もう1つ、西部営業所を9時半に出発する西バイパスを通るルートについては、西口の停留所に10時10分着となっています。西口で市営バスに乗り換えるとすれば、13時2分まで、東方向の県病等に行けるようなバスというのは来ません。

駅自由通路を渡ることがあくまで前提というふうになっていると思いますけれども、改めてお聞きしますが、利用者の多数を占めるような高齢者にしてみれば、こうした状況というのは大変負担が増えると思いますけれども、市の見解をお示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 市バス岡町線につきましての再度の御質疑にお答えいたします。

発着場所を古川から駅西口へ変更することによりまして、鉄道との乗り継ぎ環境が向上すること、あるいは市営バスにつきましても、従前より多くの便が青森駅東西広場に乗り入れておりまして、バス同士の乗り継ぎもスムーズに行えること、あるいは青森駅自由通路により、天候に影響されずに移動できることなど、多様な意見はあるかとは思いますが、利用者の利便性はある程度向上しているものと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 鉄道の乗り継ぎ、それから駅前広場の便数が増えているということなんですけれども、これも結局のところ、橋をやっぱり上らないといけないということが前提になっていて、それがやっぱり大変だということをおっしゃっているわけです。

この問題は、やはり変更のときの、3月22日に変更しますよというときの決め方も、事後報告的な形で説明しに回ったということで、決め方の問題もあったかというふうに思います。現に私の元にも不便になるという声も寄せられました。

何も西口を通るなということを言っているわけではなくて、西口を通った上で、古川で止まるように、再度変更をすれば、こうしたニーズにも応えられるというふうに思いますけれども、再度、古川まで延ばすということをするべきではないでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 市バス岡町線の古川への乗り入れについての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、今回、岡町線が古川から駅西口へ変更したことで、先ほど申し上げた乗り継ぎ環境の向上であったり、あるいは他のバスの乗り入

れ、乗り継ぎというところ、あるいは自由通路の天候に影響されずに移動できることなど、利便性はある程度向上しているものと考えておりますので、市バス岡町線の古川への再度の乗り入れにつきましては、現在におきましては考えておりませんが、利用状況等も変わることもありますので、利用状況等につきましては引き続き注視してまいりたいと考えているところであります。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私が古川まで延ばすというふうに言った意図は、何も西口に止まるなどということではないわけです。今、様々おっしゃった西口、天候に左右されない等々、それをいいよと、そういう利用の仕方をしたいという方は、そこで降りて利用すればいいわけです。ただ、そうではない方が現にいる中で、西口も通るけれども古川まで行ってほしいという方がいるのであれば、そこまで延ばしてあげるといことがあってもいいのではないかなというふうに思うんです。頑なに西口で止まらなきゃいけないという理由にはならないというふうに思うわけです。西口を経由して古川まで行ってあげるといようなことを、ぜひ要望に応えた形でやっていただきたいというふうに思います。

やはり、自分たちの足のことをどう考えているのかということをも住民が一番問題にしているわけです。地域住民から不便だという声があれば、そこに住んでいる住民の立場に立った行政運営をやっていただきたいと要望して、最後、青森市一般会計特別会計歳入歳出決算附属書①、119ページの地域市民館運営費助成金について質疑します。

町会が所有する地域市民館は、地域住民にとって一番身近なコミュニティー施設となっております。この地域市民館について、維持管理に係る市の令和4年度の助成実績についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 令和4年度の地域市民館運営助成金の実績についての御質疑にお答え申し上げます。

本市では、町会・町内会が行う地域活動を通じて、地域のコミュニケーションが図られ、その活動への参加者や、その担い手の増加につながるよう、町会活動全般に係る経費や、町会等が自主的に企画・運営する地域コミュニティーの活性化につながるソフト事業に係る経費、地域市民館にかかる経費などを対象とした各種助成制度を整備し、町会等を支援しております。

このうち、町会等が設置し、管理運営する地域市民館の維持管理につきましては、地域市民館運営助成金を交付しております。対象となる経費といたしましては、施設運営に欠かせない経費である電気料金、水道料金、ガス代金等、灯油及び重油代、損害保険料などです。助成額としては、4月1日から3月31日までの1年間における、これらの対象経費の合計額の3分の1に相当する額または上限額として10万円のいずれか低い額を交付しております。

市民館を所有する111町会等のうち、令和4年度に当該助成金を使用したのは110町会等であり、助成額の合計は611万4000円であります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 持ち時間もないので1つだけ再質疑しますけれども、電気代等の光熱費について助成を行っているということです。補助率が3分の1で上限が10万円ということですがけれども、あくまで電気とか、ガスとかそういったものだと思うんですけども、例えば、屋根の雪下ろしにかかる費用だとか、設備を整えたいとした場合に使える費用の助成にはなっていないということです。

例えば、去年は宮田馬矢尻の市民館から落ちた屋根雪による事故がありました。実際に、この管理がどうなっていたのかということは分かりませんが、町会の中には、地域市民館の雪下ろしに大変苦勞されているということも聞いております。高齢化も進み、自分たちでやれる状況もなかなか困難になってきていると。そうした場合、業者とかに頼んで、町会の費用なんかを使ってやるわけですがけれども、負担も大変大きいわけです。そうしたことを踏まえれば、助成対象を屋根の雪下ろし費用等にも対応できるように拡大するべきではないでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 再度の御質疑にお答え申し上げます。

地域市民館運営助成金は、先ほど答弁申し上げましたとおり、市民館運営に不可欠な光熱水費、燃料費及び損害保険料等を助成対象としておりまして、雪下ろし費用等は対象としていないところであります。ただこのほかに、町会等が自主的に企画・運営する地域コミュニティーの活性化につながるソフト事業に係る経費の一部を助成する地域コミュニティ活性化事業補助金などもありまして、こちらは町会による雪下ろしや除雪活動、こういったものに活用が可能となる制度であります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 後は質疑しませんけれども、今、おっしゃった地域コミュニティ活性化事業補助金は、そもそも町会のあらゆる活動に使えるもので、市民館の運営とかに使うというよりは、もう本当にあらゆる活動に割かれるわけですので、それはやっぱりちょっと違うというふうに思うんです。このほかにも、例えば今般の猛暑を考えれば、地域市民館にエアコンを設置してほしいと町会の市民から言われても、業務用のエアコンになるので、とてもじゃないけれども設置できないという声もありました。それから灯油代の補助ですね、400リットルが上限だというふうに聞いておりました。例えば、ある地域市民館では、業務用の大きなストーブを設置しているため、1か月につき200リットルの灯油を使うとのこと。そうすると、2か月分しか補助されなくて、燃料費も高騰している中で、大変持ち出しが厳しいという声も私の元に届いています。

やっぱり町会は小さな市役所というふうと言われるくらい、様々な仕事が押し寄せておりました。そうした中で、大事なコミュニティーの場となっている地域市民館に対して助成の幅が狭いのではないかと思わざるを得ません。様々な活動等を推奨したり、お願いしたりするのであれば、その分——今現状は活発に活動すればするだけ持ち出しが増えるという状況ですので、見合うだけの補助など、現状に即して拡充してほしいということのを要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、小倉尚裕委員。

○小倉尚裕委員 創青会の小倉尚裕です。

8月30日、東奥日報の天地人、この記事をお紹介させていただきます。

小学時代から将来を嘱望されたバドミントン男子シングルの奈良岡功大選手が、出場2度目の世界選手権で堂々の銀メダルに輝いた。青森市出身、浪岡高校卒業、FWDグループ所属の22歳。桃田賢斗選手以来、日本人2人目の世界王者まで、あと一歩に迫り、名実ともに日本の新エースに成長した。決勝の相手は同い年のライバルで、昨年は2回戦で敗れたタイのクンラウト・ウィチドサルン選手。時に、70回を超えるラリーが展開され、体力勝負となり、ケーブルテレビでの生中継にくぎづけとなった。第1ゲームはレシーブ力を武器に先取。しかし、第2ゲームは、終盤まで粘ったものの突き放され、第3ゲームは、痛めていた足が止まってしまった。奈良岡選手は、浪岡南小6年にして第8回東奥日報スポーツ賞に選ばれた逸材。2013年度のJOCジュニアオリンピックカップ、全日本ジュニアバドミントン選手権大会では、中学2年以下のジュニア新人男子シングルスで史上初の小学生王者に輝いているとの紹介があり、そして、万全な体調であれば、28日時点の世界ランキングでは日本勢トップの4位、出場が有望視される来年のパリオリンピックに向け、けがに気をつけ、無理さえしなければ、おのずと道は開けるとの記事がありました。

例えば、侍ジャパン、野球であり、そしてまた、先般のバスケットの世界選手権、パリオリンピック出場、また、サッカー、そしてラグビーと、非常に日本のスポーツが国力、これを世界に示しています。

そして、共通するのは、やはり、クラブチームで育成された選手が、ようやくこのような形で活躍をしている点であり、しかし、片方では、果たして、今、国が進めているクラブ化、部活動のクラブ化、これは保護者が求めているのか。私は、多くの保護者のお話を聞くと、やはり、部活動は学校で行ってほしいという声が非常に多いという思いがいたします。

それでは、10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費、部活動指導員配置事業に関連して質疑いたします。

コミュニティー・スクールの部活動における移行について、市内のコミュニティー・スクールにおける部活動の地域移行に係る協議の状況についてお示しをください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 小倉委員のコミュニティ・スクールにおける部活動の地域移行についての御質疑にお答えします。

本市におきましては、平成31年度からコミュニティ・スクール制度を導入し、現在、12中学校区39校に設置し、各地区の学校課題等について、学校、家庭、地域が一体となって協議し、地域とともにある学校づくりを目指しております。

小学校の部活動のクラブ化及び中学校の部活動の地域移行に係る協議の状況につきましては、平成31年度から令和5年9月までの期間の中で、12中学校区のうち、東中学校区、浦町中学校区、三内中学校区、浪岡中学校区、戸山中学校区、北中学校区、新城中学校区の計7中学校区で行われており、協議件数は39件となっております。

具体例を挙げますと、東中学校区では、クラブ化準備委員会を立ち上げ、中学校区内の3小学校のクラブ化に向け、指導者の確保や移動手段などについて意見交換をし、令和4年度にミニバスケットボール競技をクラブ化しております。浦町中学校区では、総合型地域スポーツクラブを立ち上げ、小・中学校合わせて5校によるバスケットボール競技、サッカー競技、卓球競技をクラブ化しております。浪岡中学校区では、地域健康増進部会を立ち上げ、委員が率先して中学校における部活動の地域移行について情報収集を行うとともに、地域移行のための指導者や施設の確保、移動手段などについて、他地区に先駆け協議を重ねております。

教育委員会では、学校運営協議会に出席し、小学校の部活動のクラブ化に際しては、学校が行うべき円滑なクラブ化への支援として、児童の人間関係やトラブルに関する支援、施設開放などについての全面的な支援、希望する教員による継続した指導、クラブ開始時間までの支援などを行うよう助言しております。また、中学校の地域移行に際しては、国から令和5年度以降、休日の運動部活動を段階的に地域移行するよう示されたこと、県において公立中学校における休日の部活動の地域移行振興計画が示されたことなどについて情報提供等をしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 それでは、地域移行に向けて、課題をどのように考えているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 地域移行における課題についての御質疑にお答えします。

本市における地域移行を進めるに当たっての課題といたしましては、指導者の質と量を確保すること、地域におけるスポーツ施設の確保、大会の在り方、地域移行に係る費用や、事故などに対応するための保険の在り方などを含めて多岐にわたっているものと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 それでは、地域移行を教育委員会は今後どのように進めていくのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 今後の地域移行の進め方についての御質疑にお答えいたします。

本市の地域移行の今後の進め方といたしましては、子どもや保護者のニーズ、あるいは各校の移行に伴う課題等について調査を改めて実施すること、また、調査結果に基づいて、PTA、校長会、各種競技団体から成る協議会を開催し、課題解決に向けた協議を行うとともに、振興計画を策定すること、そして、振興計画に基づき、各校の実態に応じて、順次、可能な部活動から地域移行を進めていくことと考えております。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 それでは、部活動の地域移行を進める上でのコミュニティ・スクールの役割をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 コミュニティ・スクールの役割についての御質疑にお答えします。

コミュニティ・スクールは、中学校区内の小・中学校の校長、PTA会長、そして対象学校の所在する地域の町会長、あるいは民生委員などによって構成されており、地域の様々な課題について協議できる組織でありますことから、部活動の地域移行の在り方につきましても、地域の実情を踏まえた協議がなされ、課題解決のための方向性あるいは支援の在り方について示してくれるものと考えておりますし、そのような役割を担ってほしいと思っております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 部活動の地域移行、これは、非常に国が進めている。そういう中で、今、全国の市町村が教育委員会含め、進めています。でも、果たしてこれは保護者が求めているのか。それは、決して、そうではないのではないのか。しかし、今、日本の様々なスポーツの競技が国際的に非常に躍進をしている。これは、クラブ化が進み、そしてその結果、その競技が非常に国際的な評価を得ている。例えば、先般の野球であり、バスケット、そしてサッカー、ラグビーと非常にその評価は高いものと思います。

そういう中で、今後、このコミュニティ・スクールがこのように地域と関わりを持ち、そして、このクラブ化、また、地域の意向、これを進めていく。指導者を含め、今後、ぜひとも検討していただきたいと思っております。

以上を申し述べ、私の質疑を終わらせていただきます。

○山本武朝委員長 追加答弁どうぞ、教育長。訂正ですね。

○**工藤裕司教育長** 先ほど、コミュニティ・スクールにおける部活動の地域移行の答弁におきまして、公立中学校における休日の部活動の地域移行振興計画と申し上げましたが、正しくは、公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画でありますので、謹んでおわびし、訂正させていただきます。すみませんでした。

○**小倉尚裕委員** 終わります。

○**山本武朝委員長** 次に、木下靖委員。

○**木下靖委員** 市民クラブの木下靖です。

令和4年度青森市一般会計決算、歳入、15款使用料及び手数料2項手数料3目衛生手数料、霊園管理手数料について質疑を行います。

不納欠損額29万9860円及び収入未済額152万8050円の内訳を示してください。なお、不納欠損については霊園管理手数料別の区画数、収入未済については霊園管理手数料別と未納年数も示してください。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**佐藤秀彦市民部長** 木下委員の霊園管理手数料の不納欠損額と収入未済額の内訳についての御質疑にお答え申し上げます。

まず、不納欠損額の内訳につきましてお答えいたします。

霊園管理手数料の令和4年度決算における不納欠損額の内訳は、年間管理手数料別に、1040円は81区画、1760円は47区画、2250円は7区画、3460円は6区画、3530円は8区画、5290円は1区画となっております。

収入未済額につきましてお答え申し上げます。

霊園管理手数料の令和4年度決算における収入未済額の内訳は、年間管理手数料別、また、未納年数ごとに、1040円の区画は597件で、そのうち、1年未納分は200件、2年未納分は147件、3年未納分は122件、4年未納分は93件、5年未納分は35件となっております。1760円の区画は317件で、そのうち、1年未納分は117件、2年未納分は71件、3年未納分は60件、4年未納分は53件、5年未納分は16件となっております。2140円の区画につきましては1件でありまして、そのうち、1年未納分が1件となっております。2250円の区画につきましては28件ありまして、そのうち、1年未納分は10件、2年未納分は5件、3年未納分は5件、4年未納分は5件、5年未納分は3件となっております。3530円の区画につきましては72件ありまして、そのうち、1年未納分は26件、2年未納分は14件、3年未納分は14件、4年未納分は12件、5年未納分は6件であります。5290円の区画につきましては7件ありまして、そのうち、1年未納分は2件、2年未納分は2件、3年未納分は2件、4年未納分は1件となっております。

以上でございます。

○**山本武朝委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** ありがとうございます。

部長の答弁で、まず、不納欠損額の内訳で、1040円の区画で81件の不納欠損があっ

たということで、これは、1040円から一番高いのが5290円まであるんですけども、たしかに、1040円が81件で一番多くて、次に1760円が47件、あと、2250円が7件というふうに、だんだん減ってはいくんですけども、総区画数が違いますので、例えば1040円の区画というのが全部で1万7232件あります。それで、5290円の区画というのは273件なので、一概にこの数だけでは決められないということで、どれぐらいの割合かと、一応、割り算してみますと、1040円の区画の不納欠損の割合といたしますか、これが0.47%、5290円の区画が0.37%。一番パーセントで多いのが2250円の区画、7区画ありましたが、全体が1226件でしたので、これが0.57%、大体この枠に入っていると。0.37%から0.57%ということで、そんなに大きな違いはないのかなというふうに思いました。

収入未済額の内訳、これは当然、1年未納、2年未納、ずっといって、5年未納になると不納欠損処理がされるということなので、もちろん1年未納が、どの区画も一番多くて、だんだん減っていくんですけども、1年未納に関しては、いわゆる納め忘れというものもあるでしょうから、その後、納めたり、2年目、3年目にまた納めたりということで、だんだん減っていくのかなという感じではあります。

次に、最近、霊園の区画も以前と違いまして、大分空きが出るようになってきました。今から何年前ですかね、20年ぐらい前は、なかなか空いている区画がなくて、もし、その区画が空いた場合に、何とか自分が入れるようにならないものかという相談を受けたりもしたんですけども、最近はそういった心配も無用のようです。

そこで、三内、月見野、八甲田、浪岡の各霊園・墓園における空き区画数についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 各霊園・墓園の空き区画数についての再度の御質疑にお答えいたします。

各霊園・墓園の一般墓地の令和4年度末における空き区画数につきましては、三内霊園が379区画、月見野霊園が205区画、八甲田霊園が563区画、浪岡墓園が13区画となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 三内は379区画、月見野は205区画、八甲田に至っては563区画、浪岡は13区画。今、この4つの霊園・墓園の区画数が3万2507区画ありまして、うち、先ほどの空いていると言った区画の合計が1160区画です。率にすると3.6%。1000区画以上空いているといえ、かなり空いているかなという感じもしますけれども、全体から見ると3.6%というところで、まあ、新たに区画を求める人にしてみれば、そのくらいの余裕があったほうが、今は抽選に頼らず入れるということで、ある意味、適正な余裕なのかもしれないです。

先ほど、霊園管理手数料の不納欠損額及び収入未済額の内訳等について説明を頂

きましたけれども、複数年にわたって未納となっている区画に対する市の対応についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 未納区画に対します市の対応についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

本市では、霊園管理手数料の納期限到来後も未納となっている区画の使用権者に対しまして、接触の継続に努めて、督促・催告を行い、債権回収に努めているところであります。

特に、送付した納付書が郵送返戻となる場合につきましては、使用権者の居どころなどについて、戸籍等を含めた実態調査に努め、使用権者の死亡や、親族や縁故者を含めた承継する方がいないことが判明した場合には、霊園管理手数料を徴収停止し、その後、3年経過後、5年の時効完成を待たずに債権放棄し、不納欠損処分としております。また、青森市霊園条例第13条の規定に基づき、一般墓地使用権者及びその家族が所在不明となり、または縁故者がなく5年を経過したときには、その使用権が消滅するものとしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 未納のケースでは、督促や催告を行って納付書が戻ってきたような場合には、戸籍等を含めた実態調査を行って、承継する者がいないということが判明した場合には、徴収手数料の徴収停止をし、その後、3年経過後、5年の時効完成を待たずに債権放棄して不納欠損処理をしているということでした。また、使用権者及びその家族が所在不明となった場合には、5年を経過したときは、その使用権が消滅するというお話でした。

念のため確認をします。5年を超えて管理手数料が未納となっている区画の有無をお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 5年を超える未納区画につきましての再度の御質疑にお答えいたします。

霊園管理手数料の未納につきましては、5年経過による時効の完成または使用権者及びその親族または縁故者など、区画の使用を承継する者がいない場合には、債権放棄し、不納欠損処分を行うということから、5年を超えて未納となっている区画はないものであります。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 現在、霊園管理手数料は、向こう4年間の前納ができるという制度になっていると承知していますが、この前納制度を利用している人はどれくらいいるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 再度の御質疑にお答え申し上げます。

令和5年度の使用区画は3万1407区画であります。そのうち、前納により管理料を納付している区画は2871区画でありまして、全体の9%程度となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 使用区画が3万1407区画で2871区画が前納制度を利用しているということで、全体の約9%と。この前納制度については、私は、約20年前に予算特別委員会で質疑をした記憶があります。なぜそういった質疑を行ったのかというと、当時、もう高齢、80代後半ぐらいの市民の方が会派に訪れまして、要は、自分が亡くなった後、自分のお墓が果たして維持されていくのか非常に心配だと。要は、そのお墓を管理する子どもや孫がもう地元にはいないとかいう状況で、自分がそのお墓に入った後、先ほどのお話だと、5年経過しちゃうと使用権が消滅すると。恐らくお墓も処分されてしまうと。そういったことにならないように、その当時も、向こう4年間の前納制度だったんですけれども、10年でも20年でも先まで払っておきたいと。そうすればお墓が残るんじゃないかというお話だったんです。

当時、そういう見直しも考えられないかということをお話ししたんですが、市としては、あまり長期にわたって前納をされると、掃除だとか草取りだとかって、いわゆるその霊園の管理、それがなくなってしまうと、放置される形になりかねないので、現状の前納制度のままいくというお答えでした。

ただ、霊園の区画に関しても空きが増えてきたりと、今後、もう状況は変わってきていますので、この前納制度等に関しても見直しの検討対象としていただくように要望して、私の質疑を終わります。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後0時50分からといたします。

午前11時52分休憩

午後0時50分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米智雅子でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費から、小・中学校におけるAED設置状況についてお示しくください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 軽米委員の小・中学校におけるAEDの設置状況についての御質疑にお答えいたします。

自動体外式除細動器、いわゆるAEDにつきまして、教育委員会では、学校内で心臓発作などの緊急事態が発生した場合に備えまして、一般財団法人日本救急医療財団によりますAEDの適正配置に関するガイドラインに基づき、小学校42校に45台、中学校19校に19台、金浜分教室に1台、計65台を設置しております。

これらのAEDは、各学校の教室や職員室等の配置状況に合わせまして、AEDの使用が必要となる緊急事態が発生した場合に、5分以内にAEDを使用できる場所に設置しておりまして、主な設置場所といたしましては、職員室や職員室前の廊下、職員玄関などとなっております。

また、学校の校庭を夜間開放しております浜田小学校、泉川小学校及び大野小学校の3校におきましては、校舎への設置に加えまして、体育館の玄関にもAEDを1台設置しているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

65台、そして職員室等に配置をされているということでした。

それでは、AED設置に係る決算状況についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 AEDの設置に係る決算状況についての再質疑にお答えいたします。

本市小・中学校にAEDを設置するに当たりましては、機器本体の設置のほか、電極パッドやバッテリーなどの消耗品の交換、補充、機器の故障等に対する代替機器の無償提供等を含みます賃貸借契約を締結しておりまして、その経費につきましては、令和4年度決算額で、小学校が219万240円、中学校が72万4152円、合計で291万4392円となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

それでは、AEDの使用状況についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 AEDの使用状況についての再質疑にお答えいたします。

AEDの使用に係る具体的内容は、対象者が類推できる個人情報に該当する恐れがありますことからお示しできませんけれども、小・中学校に設置しておりますAEDの令和3年度から現在までの使用実績で申し上げますと、令和3年度は1

件、令和4年度は1件、令和5年度は2件の計4件となっております。

いずれも運動中の緊急事態ではありませんで、また、対象者につきましても、児童・生徒ではないものであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 最近では、子どもたちがそういう機器を使うような状況というのはなかったということが分かりました。

最初の答弁で、校庭の夜間開放という部分で、3校で体育館にAEDを設置しているとありましたけれども、体育館の夜間開放というのはどういうふうになっているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 体育館の夜間開放についての再質疑にお答えいたします。

体育館の夜間開放につきましては、浪岡中学校ではセキュリティーの関係上行っておりませんけれども、それ以外の小・中学校では、体育館を夜間開放しているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 浪岡中学校以外では、全校で、小・中学校で体育館を夜間開放しているというふうにあります。

これは、夜間開放している最中、学校には、体育館から学校には入れない状況にあるということよろしいですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 体育館の夜間開放についての再質疑にお答えいたします。

体育館の部分でセキュリティーをしておりますので、教員が不在になるというふうな部分では、体育館から教室といいますか、職員室等に入ることができない、そういったつくりで、セキュリティーになっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 分かりました。

独立行政法人日本スポーツ振興センターのデータによりますと、全国の小・中学校の管理下における突然死は、1980年代には毎年120例程度、突然死があつて、毎年120人の児童・生徒が――高校も含めてですけれども、亡くなって、突然死で亡くなっていたという、そういう時代から、今、AEDの設置率が上がるとともにそれが大きく減少している状況にあります。

しかし、平成24年度から平成28年度の間で、250人にAEDの措置が行われていて、

平成26年度から平成30年度には50人の児童・生徒が突然死しているというのが現状であります。

少なくなったとはいえ、やはり学校現場では、突然死というのはいまだにニュースでも見ますけれども、そういう状況ではあるというので、決してまれな事象ではないというふうになっています。

AEDの設置場所について、先ほど答弁でもありました一般財団法人日本救急医療財団では、AEDの設置や配置場所に関する基準等を示したAEDの適正配置に関するガイドラインを策定し、厚生労働省はガイドラインを学校等に周知するよう文部科学省に通知文書を出しています。先ほどの答弁にはありませんでしたけれども、その中のガイドラインには、心停止のリスクがある場所——運動場、体育館等の近くへ配置、現場から片道1分以内の場所、24時間誰もがアクセスできる場所には鍵をかけない、常に使用できる人がいることというふうにガイドラインにあります。

その理由として、心停止から1分経過するごとに救命率は7%から10%低下するとあります。救急車到着まで、全国平均は9.4分、約10分かかるわけです。救急車が到着するまで何もしないと、救命率は約10%に低下するとあります。なので、救急車が到着するまでの間、このAEDを使っての1次救命処置が生死を分けることになるわけであります。

そういった部分から、先ほどの答弁では、今現在は職員室、職員玄関等に置いている、職員室から、まず、約5分かかるところというふうに答弁でありました。聞き取りのときに、学校の中心という部分で、職員室に置いているというふうにお聞きしましたけれども、突然死が一番多く起こるのは運動のときが一番多く、運動場——先ほどあったように運動場、体育館に、このガイドラインでは、運動場、体育館にAEDを設置するように促しておりますけれども、先ほどの御答弁で全ての体育館が夜間開放しているというふうにありました。

全ての体育館が毎回使われている状況ではないとはお聞きしましたけれども、今、部活動が民間に移行している状況にあって、放課後、体育館を使用しているときというのは、事故が起きても、先ほど御答弁があったように、体育館が使われていても、教職員がいなければ、学校の中に入れないわけですね、鍵がかかっています。そうするとAEDは使えないわけです。そうすると、子どもの命を守るために設置しているAEDなんですけれども、なかなか使えない状況にあるという部分で、全ての体育館にAEDを設置するべきと思うが、考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 体育館へのAEDの設置についての再質疑にお答えいたします。

AEDの適正配置に関するガイドラインによりますと、学校では運動に関連した心肺停止が多いとされております。

教育委員会では、学校施設開放等によりまして、教職員が不在となります夜間や休日等に体育館を一般に開放しておりますことから、その際に緊急事態が発生した場合に備えまして、校舎に設置しておりますAEDを体育館でも利用できるよう、その対応方法について検討してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

なかなか、聞き取りのときもお話を聞きましたが、体育館に置いて教室等で起きたとき、一番端っこ、体育館が一番端っこなので、どうしても職員室、中心部に置くというふうになってしまうとお話をお聞きしておりました。

本来であれば、複数設置が望ましいわけでありますけれども、全国的にもやはり小・中学校というのは、ほぼほぼ1台しかAEDを置いていないというふうにあります。高校では6割以上が2台置いていて、そこによっては、三、四台と複数置いているところもあるということです。

それはどうしても、高校が突然死の率が高いわけですね、部活動とかやっているの。その次にやっぱり高いのが中学校で、やっぱり小学校というのは幾らか少ないわけですがけれども、どうしても予算の関係があって、そういうふうになってくるのかなというふうに思います。

今、先ほどの答弁にあったように、最近、青森市でそういう突然死が起こるような事故が今まではないとは言えますけれども、いつ起きてもおかしくない状況ではあります。子どもの命を守るためにも、体育館への設置というのは必要ではないかなと思います。

先ほどの決算の状況を聞きますと、291万円強かかっているその予算の中で、65台設置しているので、単純に割れば1台約4万5000円ぐらいなのかなというふうに思いますけれども、それを毎年二、三個増やせばいいのではないかと、ちょっと単純に思ったんですけれども。ただ、リース契約だという部分でその辺も非常に難しいというお話も聞きました。

そういった部分も含めて、リース契約するとき、やはり子どもたちが、万が一、体育館、運動場で事故が起きたときのことを考えて、ぜひこの体育館への設置を今後検討していただきたいと思います。と要望します。

そして次の質疑ですけれども、教職員へのAEDを含む救命研修というのは行われているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 教職員に対する救命研修についての再質疑にお答えいたします。

教職員への救命研修につきましては、教育委員会が主催いたします救命研修いたしまして、平成6年度より、青森市立小・中学校心肺蘇生法講習会を実施し、AED

を含みます救命研修を行ってまいりましたけれども、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しております。新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類感染症に変更されましたことから、今後再開してまいりたいと考えております。

なお、学校の管理下におけます児童・生徒の突然死等の災害を防止するために、自主的に救命研修を実施している学校もございます。

以上でございます。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 定期的に、これまでも救命研修が行われているというふうにお聞きしておりましたけれども、ただ、さいたま市で以前、小学校6年生の女の子が駅伝の練習中に倒れて亡くなった事例では、AEDもあり、教員も心肺蘇生の講習も受けていたんですけれども、その子どもさんが倒れた瞬間、脈も呼吸もあったためAEDを使わなかった、そのためにそのお子さんは亡くなったんですけれども、それが死戦期呼吸といって、心肺停止の直後に起こり得る、ゆっくりとあえぐような異常呼吸というのがあるんだそうです。その死戦期呼吸というのだったんですけれども、やはりその周りにいる人、先生方はじめ、周りにいる人たちも、呼吸もして脈もあるからAEDを使わなくてもいいという判断で、結局遅れてしまったために、そのお子さんが亡くなってしまったという事例がありました。

さいたま市の教育委員会では、このような悲劇を二度と起こさないためにも、その親御さんといろいろ話をした中で、「体育活動時における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」——その子の名前が明日香さんっていうんですけれども、ASUKAモデルというのを作成して、同じような事故が起こらないように、そういう訓練の中に、死戦期呼吸という呼吸をしていたりとか、脈があったりとかという状況も踏まえての研修を行っているというふうにありました。

こういう知識も研修の中でしっかり学んでおかないと、どうしても研修というと、心肺蘇生の人形を使っただけの部分だったり、AEDのやり方——私たちも公明党の会で何度かAEDの練習を、消防の方に来ていただいて使用の訓練をさせてもらって、やっぱり、一度、二度やると自信もついて、AEDに触れるようになるんですけれども、それだけでは足りないんだなということを、今回、私も明日香さんのお話を読んで、そういう状況もあるんだなという部分で、しっかりこういう部分も研修の中に入れていただければなというふうに思います。

そしてまた、質疑ですけれども、児童・生徒は救命措置に関してどのような授業を行っているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 救命措置に関する授業についての再質疑にお答えいたします。

救命措置に関連いたします学習内容につきましては、文部科学省が示しておりま

す小学校学習指導要領では、体育編の保健領域におきまして、けがなどの簡単な手当は、速やかに行う必要があることが示されております。また、中学校学習指導要領では、保健体育編の保健分野におきまして、応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること、また、心肺蘇生法などを行うことと示されております。

このことから、本市小学校5、6学年の体育科の保健領域の学習におきましては、けがの防止に関する授業を実施しておりまして、けがをしたときには傷口を清潔にする、圧迫して止血する、患部を冷やすなどの処置を速やかに行うことや、近くの大人に知らせることが大切であることを学習しております。また、発展的な学習の内容といたしまして、人工呼吸や胸骨圧迫などの心肺蘇生、AEDの役割についても触れております。

また、本市の中学校2学年の体育科の保健領域の学習におきましては、傷害の防止に関する授業を実施しておりまして、応急手当が傷害の悪化を防止することができることを理解いたしますとともに、包帯法やAEDの使用を含みます心肺蘇生法などの応急手当ができるようにすることを学習しております。

具体的には、心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当といたしまして、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AEDの使用といった心肺蘇生法を取り上げまして、実習を通して、応急手当ができるようにしております。

また、教育委員会では、心肺蘇生法訓練用人形及びAEDトレーニングキットを8セット保有しておりまして、随時、学校へ貸し出しまして、体験的な学習を通じて、応急手当について適切に理解することができるよう、各校に対して指導・助言しているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

子どもたちも、そういう研修を行っているということで少し安心しました。特に驚いたのは、教育委員会でもきちんとした心肺蘇生法の訓練用の人形、また、AEDのトレーニングキットをちゃんと用意して、それを使って学校で勉強しているということで安心しましたけれども、これ、例えばですね、そういう事故が起きたときに周りに先生方がいないとき、子どもたちだけしかいないときに職員室にAEDを取りに行き、それを持ってきてということは可能なんではないでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 AEDについての再質疑にお答えいたします。

先生方がいなくても、子どもたちだけで行って、場所が分かっているならば、取ってきて使うことは可能であります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

やはり、意外とAEDは教師しか運んではならないっていうふうになっている学校があったりとか、あと、子どもたちがAEDの場所を知らなかったりとか、そういうことと思うようにAEDが使われていないという調査もありました。なので、やはり、AEDは教員だけではなく、児童・生徒もしっかりと使っていけるんだということを、子どもたちにもきちんと周知をしていかなければならないと思います。

NHKの調査では、全国の学校での突然死のうち、7割はAEDの記載がなく、AEDを使ったかどうか分からないというふうになっていました。まず、ほぼほぼ、あまり使われていないというのが現状だというふうにあります。先ほどのさいたま市の話でもそうですけれども、ためらってしまう人が意外と多いと。先生方でも、今これを使ってもいい状況なのかどうかというふうにためらって、なかなか使わない、そして救急隊員が来てからAEDを使うという、そういうことも多いというふうにあります。

なので、ためらったときは、まずはAEDを使うということが大事だというふうにあります。パットを貼って、ボタンを押して、倒れている人が心肺蘇生の、そのAEDが必要ない場合は機械が判断して、ちゃんと教えてくれるので、呼吸もあって、さっきみたいに脈もあるからどうなんだろうと迷ったときは、まずはそれを貼ってボタンを押してみるというところまで、ちょっと研修をしていかなければならないのかなというふうに思います。

そういった部分も含めてしっかりと、教職員の方、そして児童・生徒にもAEDを含めた心肺蘇生の実習をこれからもしっかりと行っていただきたいという部分と、先ほど言った設置場所、また、設置数についても、これから検討していただきたいと要望してこの項は終わります。ありがとうございました。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費4目母子保健費から、親子のきずなづくり事業について概要をお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 軽米委員の親子のきずなづくり事業についての御質疑にお答えいたします。

親子のきずなづくり事業は、令和2年度あおもり親子はぐくみプラザの開設に当たり、親子のきずなを育むという基本方針の下、安心して出産、子育てができるよう妊娠期から子育て期までの一体的な支援を行うために開始した事業であります。

具体的には、妊娠期からの絆づくりとして、子どものいる生活がイメージできるよう、マタニティ講座において、妊娠期の食事や早産予防の講話のほか、沐浴や、だっこの仕方、赤ちゃんの応急手当などの指導を行っております。また、子育て期の絆づくりとして、育児不安などを抱える親子を対象に、子育てについての情報交換や、臨床心理士、保健師等による個別相談を行うはぐはぐミーティングのほか、

4か月児健康診査、子育て健康相談などにおいて、絵本の読み聞かせや触れ合い遊びの実演を行う親子ふれあいはぐくみ体験を実施しております。その際には、親子のきずなはぐくみB o o kとして、市が作成したお薦め絵本を紹介する冊子と、触れ合い遊びを紹介する冊子の2種類の冊子を配布しております。

親子のきずなづくり事業は、子どもに安心感を与え、親子の愛着形成に大変重要な事業でありますことから、引き続き安心して子どもを産み育てることができるよう、親子に寄り添いながら、切れ目のない支援に努めてまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 親子のきずなづくり事業の決算状況をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 親子のきずなづくり事業の決算額についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和4年度の親子のきずなづくり事業の決算額は77万1000円でありました。

以上でございます。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 事業の中の親子のきずなはぐくみB o o kとして配布している2種類の冊子作成に係る決算額をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 親子のきずなはぐくみB o o kの決算額についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和4年度の親子のきずなはぐくみB o o kとして配布している、お薦め絵本と触れ合い遊びを紹介する2種類の冊子の作成に係る決算額は、24万5000円でありました。

以上でございます。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

ここから要望になりますけれども、事業決算の状況が約77万円、冊子の作成には24万5000円と、予算の中の3分の1が冊子の部分になっているというふうに分かりました。

この親子のきずなづくり事業は、本当に大事な、大変大事な事業だと思っております。子どもとの関わりが分からないお母さん、お父さんが子育てしている家庭も多くなりました。特に昨今では、発達障害の子どもさんを抱えて、これは個性、これは凸凹の部分だと頭で分かっている、思うように子育てできずに悩んでいる保護者の方も本当に多くいらっしゃいます。日々の子育てに疲れ果てて子どもを愛せなくなり、悲しい事件に発展していくケースも増えています。

以前は、おばあちゃんや兄弟など、多くの学ぶ場所や手助けの場所がありました

が、今は1人で育てている人や、夫婦共働きでも、お母さんが1人で家事も育児もしているワンオペ育児の人など、環境は大きく変わってきています。

スマホ育児になるのも仕方がない、そういった環境の中で、だからこそ、この、こういった親子の絆を育むための事業というのは非常に大事であり、その中でも、特にこの、親が絵本を読み聞かせるということはすごく大事な部分ではないかなと。そういうときだからこそ、親が絵本を読み聞かせる効果は絶大だと思います。

親子の絆をつくっていく、それだけではなく、子どもの言語発達、語学力の向上、想像力の育成、感情の理解、共感力、そういったものも、しっかり子どもたちについていきますし、先ほども言いましたけれども、さらには、この親子の絆の構築にも大変有効なのが読み聞かせだと言われていています。

この事業でも、絵本の読み聞かせを実際行っているという部分で、そこが本当に大事な部分だなと思っています。それまでスマホがあるから、絵本はいらないと思っている親御さんもいるかと思うんですね。実際、もうスマホで絵本の内容も出てきて、そのスマホを見ながら読み聞かせしている親御さんもたくさんいますけれども、やはりこの、授業の中で、本当に実際絵本を子どもたちに見せて、触って、その絵本を見るとき子どもたちの目がきらきらして、楽しそうにこの絵本を見るところでも、実際の絵本に触れるという部分が非常に重要だなというふうに思っています。

ぜひこの、先ほど冊子の部分で、24万円ほどの予算がかかっているというふうにありましたけれども、冊子も、大事な部分も当然あると思うんですけれども、ぜひこの読み聞かせの充実を図るためにも、例えば読み聞かせをしたときに、その絵本が気に入ったり、その絵本が欲しいなという親御さんがいたら、やっぱりその絵本を持っていってもらえるとか、冊子と絵本と欲しいのを選んでもらうとか、絵本をあげる機会をつくったほうがいいのではないかなというふうに思っています。

予算のかかることですので、すぐには難しいかもしれませんが、ぜひこの予算の中に、絵本の分も入れて、事業の充実を図っていただきたい、そのように要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 よろしくお願ひします。あおもり令和の会、藤田誠でございます。

最初に、せつかくアウガから選挙管理委員会の事務局長が来ておりますので、最初に選挙について。

2款総務費4項選挙費4目県議会議員選挙費についてお尋ねをしたいと思います。

最近、安芸高田市の議会と市長のやり取り、大変参考になりまして、なるべく恥ずかしくないような質疑をしたいなと思って心がけておりますが、ひとつ、何かあれば、理事者の皆さんからも御注意いただければと思います。

今回の決算書を見ていて、いわゆる年度をまたがって、県議会議員選挙が4月9

日にあったんだけど、1年前から予算編成をしなきゃならないんだなというのを改めて、当たり前のことだけでも、思いをしました。そういう意味では、予算編成に当たっては先々まで見なきゃならないという、皆さんの御苦勞が少しだけかいま見えました。

それでは質疑に入ります。令和4年度決算に、令和5年4月9日に執行された青森県議会議員の一部経費が計上されていますが、最終的には、令和5年度の経費と合計すれば幾らになるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○齋藤賢剛選挙管理委員会事務局長 選挙経費についての御質疑にお答えいたします。

令和5年4月9日執行の青森県議会議員一般選挙は、令和4年度は準備行為として、投票所入場券の印刷及び郵送経費、新型コロナウイルス対策用品の購入に係る経費等を、令和5年度は実際の期日前投票及び当日投票に係る経費等をそれぞれ計上しております。

令和4年度及び令和5年度の経費につきましては、予算ベースではありますが、令和4年度は1845万6000円、令和5年度は6592万3000円となっており、合計で8437万9000円であります。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 市としての予算は8437万9000円と。まあ、これは県議会議員選挙ですので、県から全部来るんでしょうから。

それで、これに関連してです。実は、小野寺前市長が県知事に立候補するという表明をされてから辞めるまでかなり時間があって、地域の皆さんが、何で、どうして辞めないんだ、何の理由だと、あれこれあれこれ言っておまして。その後に、経費節約のために、同日選挙のため、いわゆる辞任する日を延ばしていると聞いて、じゃあ、どうなんだと。同日選挙でやるのか、別にやればどうなるんだということで、ちょっと再質疑をしたいと思います。

令和5年6月4日、青森市長選挙と青森県知事選挙が同日選挙になりましたが、青森市長選挙を単独で執行した場合は、どれくらいの経費と試算され、今回、同日選挙となったことによって、どれくらい経費が節減されたのかお示してください。お願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○齋藤賢剛選挙管理委員会事務局長 選挙経費についての再質疑にお答えいたします。

市長選挙を単独で執行した場合の経費につきましては、今年度の市長選挙の予算要求に際して試算したもの、同日選挙の経費につきましては予算額でお答えいたします。

市長選挙を単独で執行した場合の経費は8885万9000円、知事選挙と同日に執行

した場合の経費は 3647 万 7000 円となり、5238 万 2000 円の経費が節減されるものと試算しております。

この差額の主なものとしたしましては、人件費として、報酬と職員手当等で 3395 万 5000 円、投票所入場券を選挙ごとではなく県知事選挙及び市長選挙として 1 枚で作成する等により、印刷費で 405 万 3000 円、通信費で 1020 万 3000 円などとなっております。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 意外と節約になるもんですね。びっくりしましたが、まあ、市長選挙の場合は青森市から出るお金ですので、県知事に関わっては向こうから来るでしょうから。

ただ、私は、選挙というのは 1 つのイベントだと思っているので、輸送料が約 1000 万円、それから、約 400 万円は何でしたっけ、はがきか。それぞれ選挙があるたびに、選挙があれば、それぞれの関係する企業が、まあ、少しだけ、いろいろ収入が入るということで、私はせっかくの選挙ですので、それぞれやったほうがいいかなと思っておりました。

今回の知事選で小野寺前市長が、なかなか表明しないで、同日選挙にしたわけで、状況がこういう状況になったのかなと私は推察しております。

あとはオーケーです、事務局長。仕事があれば、アウガにお帰りになって結構ですので。

いわゆる選挙に関わる経費は、それぞれ、時代とともに財政需要額でいろいろ変わってきますけれども、いわゆる選挙は民主主義の根幹に関わるものだから、本来でいえば、地方自治体の選挙、この経費は総務省が全部、面倒を見るべきだと、私は、そう思っています。そうでないと、小さな町村は選挙ができないということになるかと思しますので、いろいろと選挙にまつわる財源保障と財政を調べていましたら、法政大学のグループが雑誌を出していて、ネットにまつわる財源保障の要約が載っていました。そこを見て、取りあえず、各自治体の選挙では、総務省は金をよこす、よこさなければ駄目なんだけれども、よこしているかどうかちょっと不明ですが、必要な経費は総務省が面倒を見るような方向で、面倒を見るべきだという、ちょっとニュアンスがいろいろありましたが、今回、ちょっと聞きたいと思います。

令和 4 年度に執行された青森市議会選挙に対して、国から交付税が幾ら措置されているかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 市議会議員選挙に対する交付税措置額についての御質疑にお答えいたします。

令和 4 年度の市議会議員選挙の決算額は、1 億 5061 万 5000 円となったところであります。

市長選挙及び市議会議員選挙に係る基準財政需要額としましては、企画費、総務

費、議会費等の経常経費として、人口を測定単位とする包括算定経費という費目の中で算定されております。市長選挙分、また、市議会議員選挙分として区別されておられません。したがって、令和4年度の市議会議員選挙を切り分けて、交付税が幾ら措置されているかお示しすることはできませんけれども、令和4年度に措置された市長及び議員選挙に係る基準財政需要額を案分等により推計しますと約7000万円程度と見込まれます。

○山本武朝委員長 藤田委員

○藤田誠委員 推計値は少ないですね。あと、ひもつきでないから、どこでどうだかというのは分からないでしょうけれども、特交で来るわけでもないし、特交の科目が違うので、これだけ一般財源から出す——いや、私はもっと来ていると思うんですが、そういう意味では、今回、同日選挙をやっても大した得ではないなと思ったんですが、すごい差があるなど。それで、何に差があるのかと、ちょっと事務局長に聞いたら、いわゆる市長と市議会議員選挙では、貼る、立て看板の大きさが全然違うんだもんね。あの大きさが全然違うと。それで、この立て看板は、あちこちにいっぱいあります。私の町会の中には、市営住宅に向かって、人通りが少ないので市営住宅の皆さんに、こう、見えるように。誰もその横をあまり通らないで、公園の中を通るんだけれども、そういうところについての無駄なところが多いなというふうに思いました。これは、少し減らすのに、立て看板の位置、ただあちこちでやればいいんじゃないかと、いわゆる交通量の多いところに効率的につけるのが、経費を節約する部分ではいいんじゃないかなと、今回の決算を調べていて思いました。この項については以上です。ありがとうございます。

次、3款民生費3項生活保護費2目扶助費についてお伺いをします。

これも決算書を見ていて——今日、1ドル147円。一時期140円台になったと思ったら、ずっと147円で、ガソリンが高騰と。ずっと日本はこれからこういう状態なんだろうと思います。

それで、アメリカは、高金利で好景気で高賃金で、日本は、まあ、ちょっと金利が上がったけれども、低金利で低賃金でという。これ、どうするのかなと思って、この今の経済対策をしている政権を選んでいるのは国家国民でありますので、何ともどうしようもないなど。それで、総理も、10月には経済対策ですと。あと1か月、何とかしなきゃならないなという状況です。

こういう、景気が悪くなると、前にもちょっと私は、自殺の関係で、ちょっとあちこちに研修に行ったことがあるんですが、こういう不景気になると自殺者が増えます。経済的に。だから、経済的に困ったときには生活保護を受ければいいんですけども、まあ、こういう、事案が増えて、生活保護も増えると。そういう状況なんだけれども、支出状況を見たら減っている。こういう減っている状況はなんだろうなということなので、気になって聞くことにしました。

令和3年度から令和4年度の生活保護受給者の推移と傾向についてお示しください

い。お願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 藤田委員からの生活保護費についての御質疑にお答えいたします。

令和3年度から令和4年度の生活保護受給者数の推移と傾向についてであります。生活保護の世帯数については、3月末時点で、令和3年度が6711世帯、令和4年度が6624世帯で87世帯の減少、生活保護の受給者数については、令和3年度が8158人、令和4年度が7989人で169人の減少となっており、世帯数、受給者数とも減少しています。

傾向についてであります。生活保護世帯数及び受給者数は、令和元年度以降、減少傾向にあります。その主な要因としては、生活保護世帯数の5割強を占める単身の高齢者世帯の死亡が主な要因として挙げられます。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 受給している高齢者の世帯の方が亡くなられているということですね。新たにもらっている方も、また増えてはいると思うんですが、ちょっと私、間違っているのかも分からないけれども、令和3年度、令和4年度の医療扶助、いわゆる医者にかかるお金がかなり減っています。生活扶助もですが、かなり減っているということで、あまり喜ばしくないんだけど、私の持論でいうと、生活保護は、いわゆる——今でも、例えば、3万円、5万円で、そのくらいしか年金をもらっていないのに、頑張っている人はいっぱいいるの。生活保護を受ければいいじゃないかと言っても、受けたくないという人が結構いて、もう、苦しんでいるわけです。それで、私はそういう、無理をして、具合が悪くなったときに病院にも行かないで我慢するよりは、営業は難しいだろうけれども、生活福祉課で行って、あなた苦しくないかって、いわゆる、いろんな民生委員から話を聞いて、ああ、あの人、苦しうだけれども、いいんだろうかという、そこに行って、営業して、増やしてもいいんじゃないかと思う。

今の現状では、例えば、5万円の年金をもらっていると差額は、生活保護を受ければ国から来るので、青森市としては、総額で収入が増えるなど。もともと、生活保護受給者が増えれば——もちろん苦しい人だよ、それは担当課でちゃんと選別しているので。ですから、そういう意味では、生活保護受給者が増えれば、本来もらっている額よりも国から余計来て、青森市の財力が増えるというね。そう思っている。いわゆる掘り起こしに努めていただいて、まあ、多分、そういうところの自治体はないと思うけれども、本当に、4万円、5万円の——あなた年金何ぼあるの、5万円と。5万円で、もらわないように頑張りますって。でも、結局、病院にかかるの我慢したり、そういうことが多いので、ぜひとも部長、全国どこでも、生活保護を受ける方を掘り起こしている自治体はないと思うので、青森市は、苦しい方を掘り起こして、手を差し伸べていますって。いらねえってしゃべられるかも

分かりませんが、ひとつ頑張っていたきたいなと思います。

私は以前に一般質問で、ケースワーカーの1人当たりの取扱件数について聞いたことありますが、まあ、あれから人材不足が解消したわけでもないんでしょうから、あんまりいい話も聞こえてこないし、働く環境は国の基準に沿って、きめ細やかな生活保護者への気配りができるような体制にしてほしいと思っています。現在もかなり苦しいようで、そのうちに一般質問でいろいろ総務部に関わることも聞かなきゃならないときが来るんじゃないかというふうに思っていますが、ひとつ、生活保護の——部長、部長に聞いても、これは人事担当者だけけれども、ちょっと、人員確保に向けて、あなたが先頭に立って頑張ってください。体制がきちっとしているかしていないかは、そのうち担当者に、皆さんに聞いてみたいと思いますので、これの項はこれで終わりたいと思います。

それでは、令和4年度青森市駐車場事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書から、1款使用料及び手数料1項使用料1目駐車場使用料についてお伺いをします。

決算書をずっと見ていて、新型コロナが始まって、減って、また駐車場使用料が増えてきた、人が動き出したなっていう傾向が見られています。

そこでちょっと質疑したいと思います。令和4年度青森市駐車場事業特別会計の使用料及び手数料の決算額7913万4940円について、令和3年度の6329万1190円から約1580万円増えているが、その内訳をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 藤田委員からの駐車場事業特別会計における各駐車場の内訳についての御質疑にお答えいたします。

駐車場事業特別会計における駐車場は、青森市文化会館地下駐車場、青森市役所前駐車場、青森市民ホール駐車場、青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場の5か所となっております。

お尋ねの各駐車場の使用料及び手数料と駐車台数につきまして、令和4年度と令和3年度との比較では、まず、青森市文化会館地下駐車場は、使用料及び手数料が、令和3年度は715万320円、令和4年度は対前年度比593万6760円増の1308万7080円、駐車台数が、令和3年度は9420台、令和4年度は対前年度比6879台増の1万6299台。青森市役所前駐車場は、使用料及び手数料が、令和3年度は273万7410円、令和4年度は前年度比2万4520円増の276万1930円、駐車台数が、令和3年度は6万2870台、令和4年度は対前年度比1238台増の6万4108台。青森市民ホール駐車場は、使用料及び手数料が、令和3年度は199万1470円、令和4年度は前年度比107万1040円増の306万2510円、駐車台数が、令和3年度は3412台、令和4年度は対前年度比1514台増の4926台。青森駅前公園地下駐車場は、使用料及び手数料が、令和3年度は2400万4390円、令和4年度は、前年度比313万3310円増の2713万7700円、駐車台数が、令和3年度は12万7738台、令和4年度は対前年度比9672台増の13万7410台。アウガ駐車場は、使用料及び手数料が、令和3年度

は 2740 万 7600 円、令和 4 年度は前年度比 567 万 8120 円増の 3308 万 5720 円、駐車台数が、令和 3 年度は 41 万 736 台、令和 4 年度は対前年度比 4 万 7971 台増の 45 万 8707 台となっており、5 か所の駐車場全てにおいて使用料及び手数料と駐車台数が増加しております。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

それでは、駐車場事業に関連して、新青森駅駐車場について。

新型コロナウイルス感染症が流行する前の平成 30 年度及び感染症が流行してからの令和 4 年度までの過去 5 年間の利用台数と料金収入額をお示してください。お願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 新青森駅駐車場の利用台数と料金収入額についての再質疑にお答えします。

新青森駅駐車場の過去 5 年間の利用台数と料金収入額につきまして、新型コロナウイルス感染症が流行する前の平成 30 年度は、利用台数が 69 万 5884 台、料金収入が 2 億 844 万 4520 円。また、新型コロナウイルス感染症が流行してからの令和元年度は、利用台数が 65 万 7378 台、料金収入額が 1 億 9440 万 5980 円、令和 2 年度は、利用台数が 30 万 9229 台、料金収入額が 6430 万 1940 円、令和 3 年度は、利用台数が 38 万 867 台、料金収入額が 8568 万 2800 円、令和 4 年度は、利用台数が 55 万 2970 台、料金収入額が 1 億 4700 万 6400 円となっております。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 時間もないので、では、次に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが今年の 5 月 8 日から 5 類感染症に移行したことに伴い、今年は、ねぶた祭など来青客も増えたと思うが、新青森駅の繁忙期である 8 月の利用状況について、令和 3 年から 5 年度までの過去 3 か年の利用台数と料金収入をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 新青森駅駐車場の 8 月の利用台数と料金収入額についての再質疑にお答えします。

新青森駅駐車場の過去 3 か年の 8 月の利用状況につきまして、令和 3 年 8 月は、利用台数が 3 万 7212 台、料金収入額が 595 万 7740 円、令和 4 年 8 月は、利用台数が 6 万 4772 台、料金収入額が 1211 万 5580 円となっております。また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に移行後の令和 5 年 8 月は、利用台数が 8 万 2120 台、料金収入額が 1737 万 2190 円となっております。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 時間もないので、利用者が増えていることは青森市の経済に結びついていると思いますので、周辺の駐車場に負けないように、サービスの向上に努めていただきたいと思います。

以上、時間がないので終わりたいと思います。ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 日本共産党の万徳なお子です。

10款教育費 5項社会教育費 4目文化施設費から質疑いたします。

現在の市民美術展示館の令和4年度の利用者数及び維持管理経費をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 万徳委員の市民美術展示館についての御質疑にお答えいたします。

協同組合タッケン美術展示館は、昭和54年2月に開館いたしまして、これまで多くの市民の皆様が自ら制作いたしました作品の展示会の開催や市の事業等によります特別展の開催など、美術作品の展示場として長年御利用いただいているところであります。

協同組合タッケン美術展示館の令和4年度の利用者数は5万1744人、維持管理経費は1837万100円となっております。

以上です。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 維持管理費が約1837万円とおっしゃいました。

それで、JRのビルに移設したときの維持管理経費、指定管理料になるのでしょうか、ここは、まだ金額は未定だというふうに、一般質問の答弁でも聞いています。

それ以外に、JRに払う賃料が3000万円余りですよ。今、工事をやっている最中で、内装を中心にした工事費が2億円強ということで、これで、一般質問でも言われてたように、かなり狭くなると。なんか、本当に狭くなるのに金額が妥当なのかというのがありますし、4階部分はJRのホテルのフロントが半分なんですよ。その残りの半分以上を県と市で借りることにして、当時の知事と市長が、合意したという突然の報道で今日に至っているわけなんですけれども、やはり、せめて、同面積を確保するというので主張してもらったのかとか、その辺の経過も分からないまままきっているんですが、やはり市民の立場に立って、たとえJRでも、きちんと交渉して行ってほしいなと思うものです。

それで、現在の市民美術展示館は供用が停止される、閉じちゃうわけですけども、その後の、移設後の建物の活用方法についてはどのようになっているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 現在の市民美術展示館についての再質疑にお答えいたします。

協同組合タッケン美術展示館は、昭和54年2月に開館いたしまして、築44年を経過いたしました老朽化の進む施設となっており、利用者や市議会議員の皆様からの

御意見等も踏まえまして、現在、JR東日本が青森駅東口に建設中の駅ビル4階に移設することといたしまして、令和6年度中の供用に向けて整備を進めているところであります。

現在の市民美術展示館の建物の閉館後の活用につきましては、今後、他の市有施設と同様、市のファシリティマネジメント推進基本方針に基づきまして、庁内で利活用の希望があるかどうかについて照会を行い、希望がない場合には、建物の解体や売却等も含め、対応を検討していくこととなるものと認識しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 方針がほぼ示されるスケジュールなどは、お分かりになりますか。今言った、その後の利用の、どうなるかというのは、いつ頃、方向性が見えてくるんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 市民美術展示館の閉館後の方向性の検討の時期というふうなことの再質疑にお答えいたします。

市民美術展示館は、現時点では、令和5年度末で閉館というふうなことになっておりますが、市のファシリティマネジメント推進基本方針に基づきまして、今後、庁内で利活用の希望があるかどうか等々について照会を行いながら検討していくわけですが、他の市有施設等もありますし、様々な使い方等も考えられるところではありますので、その辺も含めまして、地域等も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 時期がよく分からないということでしたけれども、あの一等地の場所が空きビルとして放置される、閉まった状態で放置される期間というのは、あまり長くなるとやっぱり防災上も良くないと思うんです。あと、その地域の何というかな、ゴーストタウン的な感じになっちゃうじゃないですか。だから、使うにしても、壊すにしても、スケジュールを早く決めて、いろいろ段取りがあると思いますけれども、そのように要望して。

次の質疑は、同じく、10款教育費6項保健体育費2目体育施設費のほうで、青森市民体育館——現在、合浦にあるほうですけれども、令和4年度の維持管理費、使用料収入及び利用人数をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 万徳委員のカクヒログループスタジアムの維持管理費等についての質疑にお答えをいたします。

カクヒログループスタジアムにおける令和4年度の主な実績といたしまして、維持管理費は、市の指定管理料基準額で5204万1000円、使用料収入は決算額で1322

万3000円、利用人数は10万6573人となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 こちらも青森市民体育館閉館後、どのような建物の利用計画になるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 再度の質疑にお答えをいたします。

青森市民体育館閉館後の利用計画ということであります。

老朽化等により用途廃止する予定の施設の取扱いといたしましては、通常、閉館後の利活用につきまして市内に照会をいたしまして、利用の見込みがない場合は、青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づきまして、施設周辺の環境に配慮しつつ、施設の老朽度合いによる危険度等を勘案し、優先順位を定めて計画的に施設を解体することというふうになっておりますので、カクヒログループスタジアムの建物につきましても、同様の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 先ほどの答弁とほぼほぼ一緒なんですけれども、ここは地域の避難所等になっていますが、もし、検討中に閉じてしまったとして、こちらとしても利用できなくなるということでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

いずれの施設につきましても、いわゆる通常の使い方ができなく、用途として廃止する場合には、避難者を速やかに受け入れることができ、良好な生活環境の継続的な確保をしていくためにも、避難所というものを設けますので、その際に、水道、トイレ、通信機能等が必要となります。

それらが閉館後の施設であれば、そういうのが用意できないということになりますので、避難所としての利用は難しいものと考えております。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 津波ハザードマップを見ても、場所柄としても、大変、避難所としては重要な、貴重な場所だと思うんです。利活用については、そういった地域の皆さんの防災上の問題や利用者の声もよく聞いて、こちらも速やかに、利活用について決めていただくよう要望いたします。

続きまして、10款教育費1項教育総務費3目学校給食費について。

材料費の高騰で、このたび補正もされているんですけれども、まず、過去3年度分の決算額と物価高騰に、どのように対応してきたか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 給食材料費についての御質疑にお答えい

たします。

本市の学校給食は、国の基準を参考に定めました青森市学校給食摂取基準に規定しております。栄養価を満たすよう献立を作成し、給食を提供しております。給食材料費に係る過去3年度の決算額は、令和2年度が10億1758万1738円、令和3年度が10億8214万1340円、令和4年度が10億6360万6242円となっております。

学校給食は、米飯等の主食と、おかずやデザートなどの副食で構成されております。主食は通年で契約し、過去3年度におきましては、小幅な増額にとどまっていたところであります。また、副食につきましては、例えば、生野菜の調達ที่難しい場合には、冷凍野菜を代用するなど、栄養価が同じで、物価高騰の影響が少ない食材を選択して献立を作成するよう取り組み、また、より低価格で調達できるような食品規格、契約期間の見直しなども行ってきたところであります。

教育委員会といたしましては、今後におきましても、青森市学校給食摂取基準を満たしたおいしい給食を提供できるよう工夫しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 広島に本社がある食堂運営会社のホーユーの給食停止問題が大変な問題となっております。

全国150施設のうち、もう半数で中止、ほとんど西日本ですけれども、岩手県にもありました。もう、これの原因も材料費高騰だとか人件費や、その他の原因があつて、まだ判明してないところも多いんですけれども大変心配です。

給食材料の物価高騰が青森市小学校給食センター等整備運営事業の事業者に影響があるんじゃないかどうか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 小学校給食センターについての再質疑にお答えいたします。

青森市小学校給食センター等整備運営事業の事業者は、調理、配送、配膳、洗浄、清掃などの業務を行っております。給食材料の調達につきましては、市が担っておりますことから、給食材料の物価高騰によります事業者への影響はないものであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 影響がないのは何よりですけれども、ただ、ホーユーの記事を見ていまして、食材費別だったけれども、何かすごい入札が——A社が1億7640万円、B社が5899万円だったのに対し、ホーユーは1800万円だと。ここで落札したんだけれども、食材費が別でも、何かこういう問題が起こったのはあるので、ぜひ青森ではこんなことがないようにコミュニケーションを事業者ともしっかり取っていただきたいんですが、こういったぎりぎりの運営のところ、やはり心配なのが、

天内市議が一般質問でも言っています浪岡学校給食センターが、旧青森市の小・中学校給食センターに集約されるということです。

どのような人員体制で運営していくのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 小・中学校給食センターの人員体制についての再質疑にお答えいたします。

浪岡学校給食センターにつきましては、平成22年度に決めました青森市小学校給食センター等整備運営事業実施方針に基づきまして、小・中学校給食センターに集約することとしております。

集約後の小・中学校給食センターの人員体制につきましては、事業者からは、集約時の児童・生徒等の食数に応じた人員を配置して対応していくこととしていと伺っております。また、市では、事業者の担いとなっております調理等の運營業務に対しまして、事業者が提供した給食1食当たり、小学校は18.5円、中学校は16.5円を基本といたします委託料を支払っております。当該単価につきましても、毎年度、消費者物価指数の状況に応じて改定する契約となっておりますことから、集約後の増員が必要となった場合におきましても、対応できるものと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 浪岡のほうをなくして運ぶ体制は、もうぎりぎり心配だということもありますし、その分を、1割ほどですか、旧青森のセンターで作るということも、この人員もそうだし、鍋釜をまた増やしていかなきゃいけないとか、いろいろやっぱり無理がかかるんじゃないかなと今の物価高騰やホーユーの問題でも思います。

ですから、やめてしまった給食センター、また子どもが増えてきたから復活しようと言っても、そう軽々にはできないですよ。なので、私自身は、やはり浪岡の給食センターは残すべきだと思います。そのことを主張して、次の項に移ります。

4款衛生費1項保健衛生費7目健康増進事業費、脱水についてです。

脱水というのは、熱中症予防として、やはり脱水が大変な問題で、命に関わることです。私の父も今年8月14日に、熱中症による脱水症状で救急搬送され、今も入院中なんですけれども、私や妹も水を飲みなさいよと、今年は暑いし、年も84歳だし、声をかけていたんですけれども、やっぱり、こうなっちゃったんですよ。そうすると血液がどろどろに濃くなってしまうと、お医者さんが言うには、脳にも脳梗塞ができちゃって、それは症状が出ないぐらいの軽いもんだということなんですけれども、やっぱり全身に大変な影響がくるってことで、腎不全になるかもしれない、肝不全になるかもしれない、どこかまた血管が詰まって、脳梗塞なり心筋梗塞なりになるかもしれないってことで、今、もう肺に水が溜まって肺炎なんです、死にかけたということ。

でも、父は、なんでこんなになったんだろうなって。いや、水を飲まなかったからでしょって言っても、ぴんどこないんですよ。それで、やっぱり脱水を防ぐための周知って、クーリングシェアももちろん大事なんですけども、この周知は、大事だなと思ったので、お尋ねします。どのように取り組んでいらっしゃるかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 万徳委員の脱水を防ぐための周知についての御質疑にお答えいたします。

熱中症は高温多湿な環境に長くいることで、体温調節機能が正常に働かなくなる状態でありまして、重症になると脱水症状や意識障害により、命の危険を伴うこともあります。

しかしながら、お一人お一人が暑さを避ける、水分補給をするなど、予防に関する知識を持ち、行動することで脱水を防ぐことができるため、予防についての周知がより重要であると考えております。

本市では、熱中症による脱水を防ぐため、水分補給の大切さについて、国の通知に順次、適切な時期に周知啓発を行っております。具体的には「広報あおもり」において、厳しい暑さが続く前の6月から熱中症の予防や脱水を防ぐため、喉が渴いてなくても、こまめに水分・塩分を補給すること。特に高齢者やお子さん、障害をお持ちの方は注意が必要なことを呼びかけているほか、暑さが続く7月には、熱中症が疑われる際の対処方法として、水分・塩分のほか、経口補水液を補給するよう注意喚起しているところです。

市のホームページでは、水分補給の目安として、1日1.2リットルを数回に分けて補給することを周知してきたほか、今年度は国からの熱中症予防に関する再度の周知依頼を受けまして、新たに日常生活での熱中症予防対策のチラシを作成し、作業の前ですとか、作業中、作業後に合わせた水分・塩分の補給の仕方も周知啓発するなど、ホームページの内容も随時更新しながら、注意喚起に努めているところです。

このほか、健康教育ですとか、健康チェックの場、健康づくりリーダー活動など、あらゆる保健事業の機会を捉えて、熱中症予防のポスター掲示をしながら、保健師等の専門職が積極的に水分補給をすることや、特に炎天下など暑いときは無理をしないということなど、より一層注意を呼びかけているところであります。

今後も、市民の皆様が熱中症予防として適切に時期を捉えながら、水分や塩分補給の重要性について周知啓発してまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 私の質疑はこれで終わりますが、もう、どうやって水を飲んでもらうかと、ずっと考えていて、例えば目覚まし時計なんか、2時間おきに「水飲んでください、水飲んでください」と言ってくれるとか、あるいは、今、レストラ

ンなんかでもロボットが来るじゃないですか。ああいう昔のからくり人形みたいに、水を運んで来るような、何かそういう機械はないものかなとか。

それで、青森市としてヘルステックで協力を仰いでいる民間企業さんがありますよね、フィリップスさんとか。ぜひ来年に向けて、いろんな周知の方法や、そういった商品の開発なども含めて御協力を求めているようお願いして、私の質疑を終わります。

○山本武朝委員長 次に、舘山善也委員。

○舘山善也委員 創青会、舘山善也です。

委員長におかれましては、資料の提示、このパネルの使用を許可いただきましてありがとうございます。

それでは始めたいと思います。7款商工費1項商工費3目観光費、観光対策推進事業に関連して、ねぶた運行について質疑したいと思っております。

本定例会でも多くの議員がこの問題を取り上げておりました。ねぶたの運行方式には、皆さん御承知のとおり、吹き流し方式が2年前から始まっております。また、以前行っておりました一斉スタート方式というのがあります。

今回、8月5日、ねぶたが1周できなかつたという問題、そして、ねぶたが待っていても来ないよという問題がありまして、多くの議員の発言としましては、昔の一斉スタート方式に戻すべきだという声が多かったと思います。また、中にも、パフォーマンスの時間が吹き流し方式ですと82分、1団体がかかる時間がですね。それで、一斉スタート方式ですと110分かかるということもあり、やはり吹き流し方式より一斉スタート方式のほうが優れているという御意見が多かったと思います。

多くの市民の意見を取り入れて発言する議員の発言は非常に重いものだと思います。恐らく、一般市民の方も多くは一斉スタート方式がいいのではないかとということを示しているものだと思います。

そこで、私は、今日、祭運行団体協議会——運団協の役員の方のお話をお聞かせいただき、今日も傍聴に来られておりますけれども、その方の話を、まず、お話しさせていただき、委員の皆様と共通認識を持った上で質疑に臨みたいと思っておりますので、少し説明に入らせていただきます。分かりやすいように、ねぶたに棒もつけてきました。

まず、吹き流し方式から説明しますと、吹き流し方式は、このラッセランドから始まりまして、御承知のとおり、柳町通り、そして新町通りを曲がって、この県庁南棟を通過して、国道に入ります。それで、平和公園通りを通過して、ホテル青森、寺町通りから入って、柳町に帰っていくということが吹き流し方式であります。

では、一斉スタート方式は、どういうものかと申しますと、実は、これも、僕、びっくりしたんですけれども、皆さん、一斉スタート方式は、ねぶたは一斉にスタートしないというのは御承知でしたか。僕は、2週間前、これを初めて知ったんです。

この1周が3.1キロメートルになります。これは、令和5年度のねぶた運行コース

でありまして、これが令和元年度のねぶた運行コースの図になります。

ちょっと説明が飛びましたが、こういう冊子がありまして、これは青森ねぶた祭運行要領、令和5年8月2日水曜日から7日月曜日、ねぶたのポスターの写真があって、青森ねぶた祭実行委員会というものが発行しているそうです。関係者必読ということであって、このコースのほうに入っている資料なんですけど、これは令和元年タイプのものを用意しました。

私は、ねぶた祭りの一斉スタート方式は、この3.1キロメートルの周りに、きれいに配置され、一斉にスタートすると思っていたんですけども、どうやら、話を聞くと違うようでした。ここのホテル青森から、1番から11番、国道に入っては12番から22番のねぶたが配置されまして、号砲と同時に、この1番からスタートしていくと。号砲は、皆さん御承知のとおり、2日から4日までは7時、それで5日・6日が10分早まって6時50分、なぬかびは午後の1時からのスタートということになります。

それで、ここの1番がスタートしてから、車と同じで、隙間が空いてから、2台目がスタートしていく形になりますので、実際、11台目のねぶたが運行するまでは30分の時間がかかるそうです。ただ、この12番がここまで来るまでには時間が要しておりますので、別にここで停滞することはないということでありました。この一斉スタート方式はこういうふうな形になっております。

一斉スタート方式が始まったのが2001年、2001年から2019年——令和元年までの19年間ということでありまして。当時は、始まったきっかけというのは、ねぶたに参加する衣装が黒ずくめの衣装、いわゆるカラスというものが増えて、この対策がいろいろ功を奏しているわけなんですけれども、白いのが白鳥だったり、ピンクが来ればフラミンゴという形で、このタイプが、どうやら一番最後のねぶたに来るといって、この最後をなくすという意味から、一斉スタート方式がスタートしたという説明を受けました。

それで、今回の問題の吹き流し方式で1周できなかつた問題に入ってくるんですけども、では、一斉スタート方式は1周できていたのかということも確認しました。そうすると、19年間で1周できたのが、平成15年・18年・30年の3回しか1周できていなかったということでありまして。また、平成19年・23年・27年・29年の4年間は、半分の3日間しか1周することができておりません。

では、なぜ、この一斉スタート方式で1周できないのかということなんですけれども、実はここからくりがありまして、この1番のくじを引いた——これは、くじで順番が決まるそうなんですけれども、1番のくじを引いたねぶた、これは1周すると3.1キロメートルなんですけれども、ここに来るまでに、ワラッセから来まして、こう来る。帰りは、このように帰っていくそうなんです。それで、ここまでの距離が、グーグルマップで計算すると、この往復で約3キロメートル。そうすると、この1番のねぶたはきれいに回ると6.1キロメートル以上、歩く形になるんですね。

しかも、帰りは、このような形で帰るんですけれども、この道路というのが非常に狭くて、街路樹や電線なんかも影響して、扇子持ちは非常に苦勞すると。いわゆる、業界では鬼門と呼ばれているそうなんです。

そこで、1周できない理由はここから入るんですけれども、1番・2番・3番の方は、このように回ってきます。それで、審査会場を通過して、このように来たときに、ここから、ゆっくり進むようになるそうなんです。どうやら、私も市のねぶたに参加した時に、この消防署の前では非常に時間がかかって、ゆっくり進むなあ、待つなあというのが増えていたんですけれども、この太い通りから、新町は細いので、時間がかかると思っていたんですけれども、どうやら、この1番・2番・3番の団体は、意図的に、ここをゆっくり回ると。

それで、一斉スタート方式は一斉に終了しますので、例えば、この協働社前で終われば、このまま帰っていける。ここで帰っていけるということから、意図的に、こういうような形になっているということの情報でありました。大変ですよ、やっぱり、ねぶたを引く人にすればですね。

それで、一斉スタート方式でも1周できないということが分かりました。

それでは、今回、8月5日に1周できなかった要因は、大きく2点ありました。まず、ねぶたというのが、この9ページにあるんですけれども、一番上が先導役、前がですね、それで責任者、役員、跳人とねぶた、囃子、水という順番らしいんですが、この1つのねぶた団体の保つ距離が110メートルと決まっているそうです。それで、今回、23団体出ておりますので、110メートルを掛けますと、2キロメートルと540メートル。ねぶたとねぶたの間が5メートルから30メートルまで許されているということですので、大体、ここ1周できるような配置になっているんです。

これが、なぜ1周できなかったかということ、簡単に、この110メートルを守らない団体が4団体から5団体ぐらいたということです。ひどい団体は、消防署前に先導がいたのに、ねぶたが、まだ、ここから入っていけないという現象で、これは、グーグルマップで見ると330メートルの距離になります。規定の約3倍を要しているということです。

この要領の中にも、実は、その規定がありまして、大型ねぶた運行に伴う遵守事項、また、改善指導内規というものがあって、この中の一つ、6番に、運行体形距離110メートルを守ると。超過した場合は、指導や減点、運休もあるんですが、実際、この運用はされていないということになっているそうです。

それで、業界でいうと、よく、やらかしと言うらしいんですけれども、このやらかし軍団が四、五台あって、1周できなかったということになります。

それともう1点大きな問題がありました。国道です。これは、ちょっと皆さんから出ていない話なんですけど、この赤いところの国道に、今回は棧敷席ではなくて、パイプ席を設けました。それで、このパイプ席は、私も見たときに、非常に狭くなって、絆まつりや六魂祭のような形で、何かこう、一体感があってよかったなと思っ

ておりましたが、運行に関してはどうやら違ったようで、この積敷のところ、有料の観覧席のところは、ねぶたが90度しか回ってはいけないと。ぐるっと1回転させるには、この交差点でしか駄目ですよとルールが加わったことに加えて、このパイプ椅子を設置するのは人力ですので、ここに30分間の時間を使うということになったそうです。

国道の封鎖時間、規制時間は6時半からですので、結果的には7時じゃないと、ねぶたが入ってこられないということになったそうで、結果的に、この運行で調整して、7時に入るようにしているということでもあります。

このことから、仮に、この状態であれば、一斉スタート方式に直しても、ここには7時からしかねぶたが入りませんので、以前のように6時半からねぶたが待機することができないということですので、ここは簡単にいかないということは認識していただきたいんです。

あと、警備体制もあります。警備としては、吹き流し方式は一定ですので、ここです。ねぶたが通るところは全て警備が必要になってきます。今回、8月5日の帰り道に、6団体が回れなかったということですが、2団体は、ここまで、審査会場まで、もう通過しておりましたので、ここに2台で帰ったと。4台は柳町通りで帰りましたということですが、通常、これはイレギュラーですので、通常はここで回れば済みますということなんです。

一方、一斉スタート方式はどうかということ、入りで2つ、八甲通りと柳町通り、帰りは、この4つ、道路を使って帰るという形になりますので、それだけ警備体制は多くかかると。

また、吹き流し方式ですと、この協働社の角と県庁西側の角は人が滞留するところなんですけど、吹き流し方式は、ここが早めに解除されるので、警備のほうも手薄で済むということになります。

それで、実際に、警備員の数を調べました。警察が1300人、ガードマンが736人、ガードマン補助が160名の2196名が、この延べ人数なんですけれども、1週間でかかっていると。それで、これが令和5年度になりますと、あまり変わらなかったです、実数は。しかし、ただし書きのほうに、今年度は、ガードマン不足、人材不足で若干少なくなったということで、今後、このガードマン不足というのが大きく関わってくるということとなるそうです。

続いて、次のパネルを。竹山委員が言った、ねぶた来ねえじゃ問題、ここをちょっと、お話をさせていただきます。(発言する者あり) 後から、これ、プレゼンしますので。

この運行要領に、ねぶたの2日から7日までの通過時間を示したのが、書いておりました。それと、通過時間というのは、後から説明しますが、ここの8か所、いわゆる交差点の部分なんですけれども、この8か所で、1番目のねぶたは新町通りを18時52分に通過しますよと。最後、ここでは20時に通過しますよという形が示さ

れたものであります。

この運行の手引のほうにも、これは記載されているんですけども、このような無料配布も、ガイドマップで一般の市民の方には配布しておりました。それで、有料観覧席——この有料観覧席には、もう少し、この無料のものよりも手厚いものが送られておりますので、意外と、この有料観覧席——まあ、市内の方ではないと思うんですけども、予想です、これは。一般の方、県外から来た方が有料で御覧なる際には、手厚いやつを見ているので、このように通過時間がしっかりと分かるようになっておまして、意外と、ここからは苦情は生まれてないんじゃないかなと。

恐らく、私も知らなかったんですけども、地元の間人、いつでも見られると思っている人間が、号砲に合わせて向かっていきますので、いつまでたっても来ないよと。実は、8時50分の間に、ここを通らないのに、ねぶたが来ないという形になると。これは予想なんですけれども、そのようなことが想像されております。

そこで、まとめますと、今年の吹き流し方式で、8月5日では1周できない団体がありました。吹き流し方式では、各団体のねぶたの距離、110メートルが守られないケースが発生しやすい。一斉スタート方式でも、19年間で3回しか1周できた年度がない。一斉スタート方式では、ねぶた団体が意図的に遅延し、1周しないケースが発生しやすい。国道で棧敷席からパイプ椅子となり、その設置で交通規制時間を圧迫している。それにより、ねぶたのパフォーマンス時間が減り、運行の隔たりとなっている。

仮に、この状況では、一斉スタート方式に戻しても、このパイプ椅子の問題を解消しない限り、イメージしている一斉スタート方式にはならないということです。また、警備員の人材不足、そして吹き流し方式では、ねぶたの通過時間が分かりづらいという問題が取り上げられております。

以上の部分を含めまして、この説明となりますが、このねぶたの要領の中に、すごい大切なことが書いておりました。

それは、ねぶた祭保存伝承という言葉であります。これも運行団体の役員の方に聞いた話なんですけど、ねぶた祭の保存伝承って何ですかと聞いたら、本来、ねぶたは、囃子が聞こえて、そして跳人がいて、遠くからねぶたがやってきて、目の前で一番ボルテージが上がって、送りを見て、最後だということが、ねぶた祭なんですよと。いきなり主役を見せて、これがねぶた祭ではなくて、これは、ねぶたを見せられているんですよと。

それで、これは、観光客の方が考えることではなく、私たち青森市民が、このねぶた伝承を考えていかななくてはならない。そして、多少の不具合はあろうかと思いますが、本当のねぶた祭はこうなんだということを考えて、それを観光客の方にも理解していただく。

ねぶたって主役を見るだけじゃないんですよと。そのために、囃子賞だったり、ねぶた賞もあるということを理解していただきたい、このことは、このねぶたを愛

する市民にしか理解できないことですので、是非とも、これは共通認識を持っていただきたいと思っております。

そこで、ようやく質疑に入ります。(発言する者あり) 長らくすみませんでした。ありがとうございます。

ねぶた運行問題で、数々ありますけれども、このねぶた来ねえじゃ問題を少し考えました。竹山委員に伝えたいなと思って考えました。

この8か所が、要するに、時間があるんですけれども、実際に、観光コンベンションも含めて、すごく予算をかけて、パンフレット等をやっておりますが、実際、身近にいる私たち市民、私も知りませんでした。ですので、人員を配置し、実際に、人をここに立たせて、プラカードに、ここの通過時間は何時ですよと書いて、それで拡声器なんかで、ここの通過時間は何時の予定ですよということを示すと、ある程度、来たお客様も、7時になっているのに、8時になっても来ないという問題はなく、ある程度、通過時間が理解してもらえないのではないだろうか。

あと、もう1点、バス待ちロケーションシステムというのは、市議会の皆様は理解されているんですけれども、恐らく傍聴の方は初めて聞いた言葉だと思うんですが、グーグルマップを拡大して、青森市のバス停をタッチすると、そのバス停の時間が表示されるようになっていきます。それで、このバス停も、さらに押すとバスが何分遅れですよというのが表示されるようになっていく素晴らしい青森市なんです。

これを、実は数年前にねぶたでやっているのを僕は見たことあるんですよ。それで、多分、どういう理由でやっていたのか分からないんですけれども、1年か2年ぐらいやっているはずなんです。

それで、バス待ちロケーションシステムをねぶたバージョンにしてやると、デジタルでも、ねぶたが何分遅れなんだとか、この辺にいるんだということが分かるようになるのではないだろうか。そうすることによって、完全ではないかもしれないですけども、少し、そういう待ちの部分の回復につながるのではないかと私は考えますが、本市の考えを伺います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 館山委員の観光客等に対するねぶたの通過時間や現在地の周知についての御質疑にお答えをいたします。

今ほど、委員の方から御紹介がありましたとおり、青森ねぶた祭実行委員会では、出陣するねぶたや運行コース、主要な交差点における先頭の通過予定時間などを記載いたしました青森ねぶた祭ガイドマップを、毎年、策定しております。また、無料で配布しております。また、青森ねぶた祭の公式ホームページにも掲載しているところでもあります。また、平成30年及び令和元年は、民間事業者が主体となって、22台の大型ねぶたにGPSを取り付けて、ねぶたの運行状況等を閲覧できるスマートフォンアプリを祭り期間中、提供した経緯がありますけれども、現在は資金面等か

ら実施されていないというふうに伺っております。

ねぶた運行に当たりましては、限られた予算の中で、雑踏警備や広報・宣伝など、様々な取組を実施しておりますけれども、来年のねぶた祭に向けましては、今後、開催方法等につきまして、関係者からの御意見のほか、今般のような市議会での議論あるいは本年の実施結果などを踏まえまして、ねぶた祭実行委員会を中心に関係団体等と連携し、検討していくものと承知しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

先ほども質疑に立つ前に声をかけられたのは、大きいねぶた、最後だなという声をかけられました。これも、やはり、吹き流し方式による伝統のある言葉だと思いますので、ぜひ、この言葉も守られたらいいなと思っております。

経済部長の答弁の中で、一般質問では、議員の発言を踏まえて、運行方法も含め、祭り主催団体、また、関係団体と協議をするという考えでありました。ある程度、この程度の知識は持っていたかかないと話が全くかみ合わないものになると思えます。

一般の方でも、やはり、ねぶたは愛しているし、よくしていきたい、観光客にも、いいねぶたを見せたいなと思いは同じだと思いますが、やはり、こういった仕組みがあるということも理解していただきたいと思えます。

私から要望が6つあります。ねぶた祭保存伝承の観点から、運行方式は、やはり吹き流し方式、各運行責任者に110メートルの厳守の協力をお願いする。パイプ椅子の設置に、今、30分かかっておりますが、増員をして、これを15分間で行うよう要望します。

例えば、ねぶたは、こちら側からしか来ませんので、こちらの北エリア・南エリアの71番から95番、このエリアの人員をいきなりするのではなく、こちらの1番から40番のほうを始めに増員をして設置してもいいのかなど。これは人員配置によって変わってくるので、こういった工夫をして、できるだけ、この時間を、30分かかっているところを15分にさせていただく。そして、ねぶたの号砲を15分早めていただく。それで、先ほど言ったプラカードの通過時間、拡声器を使ったアナウンス、バス待ちロケーションシステムの導入、こうすると、ねぶた伝承の観点から、運行方式は吹き流し方式で、ねぶたが1周することも可能で、パイプ椅子の設置の時間、また、号砲の時間を調整することで、今まで82分かかっているところが、実際に110分、時間も取れるようになります。

実際、ねぶたの方の声を聞くと、この82分、30分早まったおかげで、早くねぶたを運行しなきゃいけないということで、パフォーマンス力は落ちているという声がありました。せっかくいいねぶたを遠くから見ていただく方に対しても、やはり、こういった時間の調整もしていただきたいと思っております。

また、一般質問の要望では、多くの方の意見を聞いてくれということをお願いしておりましたが、私は、逆に、ある程度、知識を持った方で議論することが望ましいと思っております。

いろいろ、僕がこれを、今日、説明した中でも、初歩的な話らしいんです。それで、私もまだまだ勉強不足なんですけれども、もう少し専門的な、トータル的に見た情報の中で、質疑していくことを要望して、ねぶたのほうはこれで終わりたいと思います。

もう1点質疑あるので、聞いてください。

次に、懸垂幕について質疑させていただきます。10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費に関連し、懸垂幕について質疑させていただきます。

懸垂幕というのは、青森市役所では、まだ新しいのではないかと思うんですけれども、縦型に、何々出場おめでとうとか、何々やったよとか、そういうのが懸垂幕。横のが横断幕といいまして、9月1日に、あそこで貼り出した、あれは横断パネルですかと聞いたら、一応、あれは横断幕ということになるそうであります。

我が会派の小倉委員からもありました奈良岡功大選手が世界選手権で銀メダル、世界2位になりました。この横断幕、奈良岡功大選手の横断幕、銀メダルおめでとうを掲げるべきではないかと要望したところ、予定——何か、いろいろ運用があるということであります。その運用方法、また、その運用はいつからできているのかお尋ねいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 懸垂幕等の掲示についての質疑にお答えをいたします。

本市ではこれまで、本市にゆかりのあるスポーツ選手の活躍をたたえる取組といたしまして、オリンピックのメダリストを対象とした青森市民栄誉賞を筆頭に、オリンピック入賞者を対象とした青森市スポーツ栄誉賞、国際規模の大会において優秀な成績を収めた選手を対象とした青森スポーツ賞など、それぞれ要綱等に基づき表彰しております。加えまして、オリンピックへの出場選手とメダリストに関しましては、明確な基準の定め等はないものの、これまで本庁舎に懸垂幕等を掲示してきたところであります。

オリンピック以外の国際規模の大会への懸垂幕等の掲示に当たりましては、参加人数などが異なる数多くの大会を対象とする必要がありますことから、費用負担と公平性の観点も踏まえまして、本市といたしましては、これまで同様の取扱いを基本に、今後は、新たにホームページやSNSを通じた本市ゆかりの選手の活躍の様子などの情報発信について検討してまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 今の運用は分かりました。

ただ、やはり、規模とか言いますがけれども、オリンピックと同等の世界選手権だ

と私は考えております。オリンピックの間にある大会ですので、それだけ広報でも多く取り沙汰されているとおりに、やはり、ここは、奈良岡功大選手——今まで、市は、さんざん応援してきたくせに、メダルを取っても、そっぽ向いているというのは非常に悲しい市だと言わざるを得ません。

今、青森スポーツ大会の横断幕を掲げておりますけれども、仮に、このスポーツ大会で入賞したり、メダルを取ったりとかした場合には、何かしら、懸垂幕等は掲げるのか教えていただけますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 再度の質疑にお答えをいたします。国民スポーツ大会で活躍した選手の入賞時の懸垂幕等の掲示ということでもあります。

第80回国民スポーツ大会の機運醸成を図るため、先ほど、御紹介もありましたけれども、9月1日から、本庁舎正面に開催時期や本市開催競技などを記載いたしました横断幕を掲示しております。

同大会での本市代表選手の活躍につきましては、開催期間中に、ホームページやSNS等で紹介することとしておりますが、上位入賞者の横断幕等の掲示につきましては、49年ぶりの本県開催ということでもありますので、今後、先催市を参考に検討してまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 検討いただくということでありました。

ホームページ等はデジタルの部分ですけれども、やはり、お年寄りのことも考えれば、こういったこともしているんだなということは、非常に機運が高まる行為だと思いますので、大会が終われば、あと終わりですというのではなく、その余韻を確かめる意味でも、ぜひとも、その検討をお願い申し上げて、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時20分からといたします。

午後2時45分休憩

午後3時20分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブ、奈良祥孝であります。

一般会計歳入2款、3款、4款、5款、6款、7款、8款、9款、12款、16款、17款、18款、19款、20款及び22款に関連し、さらに病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計、各会計の収入1款、事業収益について質疑をさせていただきます。

まず、私からは、6つに分けて質疑させていただきます。

1つは、調定額、全て歳入についてであります。2つには、催告の強化、3つには、強制徴収の徹底及び行政サービスの制限、4つに、納付機会の拡大、5つに、外部委託の推進、6つに、不納欠損額、それぞれについて質疑をさせていただきたいと思います。

それでは初めに、調定額、歳入項目の予算現額と調定額の増減の理由をお示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 奈良委員からの予算現額と調定額の増減理由についての御質疑にお答えいたします。

税務部で所管する2款から9款までの地方譲与税や各種交付金については、地方財政計画で示される伸び率等を用いて見積もり、予算計上しているものであります。

この各歳入項目の令和4年度予算現額に対する調定額の増減理由であります。2款地方譲与税については、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税等の合計で、予算現額9億2148万8000円に対し、調定額9億3565万5501円で、1416万7501円の増となっております。このうち、航空機燃料譲与税が約1600万円の増となっており、その理由といたしましては、新型コロナウイルス対策の行動制限緩和を受け、航空需要が回復したことが要因と考えております。

3款利子割交付金については、予算現額7007万円に対し、調定額1364万円で、5643万円の減となっており、預貯金の低利率が継続したことが要因と考えております。

4款配当割交付金については、予算現額5793万9000円に対し、調定額7720万1000円で、1926万2000円の増となっており、業績が好調で、株式配当が増となった企業が見込みを上回ったことなどが要因と考えております。

5款株式等譲渡所得割交付金については、予算現額8717万2000円に対し、調定額5162万2000円で、3555万円の減となっており、令和3年度後半から一時活発であった株式市場が、令和4年度において落ち着いたことが要因と考えております。

6款法人事業税交付金については、予算現額7億2477万5000円に対し、調定額5億2609万5000円で、1億9868万円の減となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により悪化していた企業の業績回復度合いが見込みを下回ったことが要因と考えております。

7款地方消費税交付金については、予算現額67億1300万1000円に対し、調定額70

億8142万3000円で、3億6842万2000円の増となっており、個人消費の回復と物価上昇などが要因と考えております。

8款ゴルフ場利用税交付金については、予算現額1823万4000円に対し調定額2268万5721円で、445万1721円の増となっており、新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和に伴い、ゴルフ場の利用客が回復したことが要因と考えております。

9款環境性能割交付金については、予算現額9412万円に対し、調定額6696万3000円で、2715万7000円の減となっており、自動車製造における部品供給不足などにより、新車販売台数が伸びなかったことが要因と考えております。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 奈良委員からの予算現額と調定額の増減理由の御質疑に順次お答えいたします。

12款地方交付税における増減理由につきましては、予算現額266億3041万1000円に対し、調定額292億2979万4000円で、25億9938万3000円の増となっております。その理由といたしまして、地方交付税のうち特別交付税については例年ベースの14億円を予算現額と見込んでおりましたものの、1月までは過去最高の除排雪経費を要した令和3年度と同程度の降雪量だったことを踏まえ、国に財政支援を要望してきたところであり、これらの特別な財政需要を勘案し、交付額を算定していただいたと考えられることなどにより、決定額が39億9938万3000円となり、予算現額よりも調定額が上回ったものであります。

次に、16款国庫支出金における増減理由について説明いたします。

16款国庫支出金のうち、1項国庫負担金につきましては、予算現額248億8205万4797円に対し調定額242億5242万6101円で、6億2962万8696円の減となっております。

同項1目民生費国庫負担金におきましては、生活保護費のうち医療扶助について、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの影響などにより執行残が生じ、その財源である生活保護費負担金で約2億3800万円の不用額が生じたこと。また、同項2目衛生費国庫負担金においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止事業の財源である保健衛生費負担金について、国の補助申請のスケジュールから、約2億3900万円が令和5年度分の歳入とされたことなどが要因と考えます。

2項国庫補助金につきましては、予算現額156億1975万695円に対し、調定額120億9600万7804円で、35億2374万2891円の減となっております。

同項2目民生費国庫補助金におきましては、令和3年度から繰り越した全額国庫補助事業である住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の両給付金事業について、家計急変世帯の見込み数を国が示した算出方法により算出したことなどにより、執行残が生じ、その財源である国庫補助金で、約11億6600万円の不用額が生じたこと。

同項6目土木費国庫補助金においては、中新町山手地区第一種市街地再開発事業

等に係る財源である社会資本整備総合交付金について、事業が複数年度にまたがることから、その財源として当該歳入予算約4億9200万円を繰り越したこと。

同項7目教育費国庫補助金においては、国補正に伴う筒井小学校校舎等改築事業やアリーナプロジェクト推進事業等に係る財源として、学校施設環境改善交付金等の国庫補助金を補正予算で追加計上したところではありますが、事業が複数年度にまたがることから、その財源として当該歳入予算約19億2900万円を繰り越したことなどが要因と考えます。

次に、17款県支出金における増減理由についてお答えいたします。

17款県支出金のうち、1項県負担金につきましては、予算現額71億5342万6000円に対し、調定額70億1767万6553円で、1億3574万9447円の減となっており、同項1目民生費県負担金におきまして、障害者自立支援給付費負担金について、当初予算見込み時よりも、県の負担割合が縮小されたことなどにより、予算現額よりも調定額が約1億1400万円下回ったことなどが要因と考えます。

2項県補助金につきましては、予算現額34億9333万6000円に対し、調定額28億804万4239円で、6億8529万1761円の減となっており、同項2目民生費県補助金においては、乳幼児はつらつ育成事業費補助金や子ども・子育て支援事業費補助金など、子ども医療費助成事業等の歳出不用額に連動し、予算現額よりも調定額が下回ったことや、社会福祉施設整備費補助金等に係る財源である介護基盤緊急整備事業補助金及び施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金について、事業が複数年度にまたがることから、その財源として当該歳入予算を繰り越したことなどにより、予算現額よりも調定額が約3億6400万円下回ったこと。

同項4目農林水産業費県補助金におきましては、農業振興費補助金は、経営体育成対策事業及び新規就農総合支援事業等の歳出不用額に連動し、予算現額よりも調定額が約1億2600万円下回ったこと。

同項9目災害復旧費県補助金におきましては、令和4年8月9日、大雨被害等に伴う復旧関連経費について、国の災害査定の結果、予算計上額より内示額が下回ったことや、事業が複数年度にまたがることから、その財源として当該歳入予算を繰り越したことなどにより、予算現額よりも調定額が約1億400万円下回ったことなどが要因と考えられます。

次に、18款財産収入以降における増減理由についてお答えいたします。

18款財産収入につきましては、予算現額2億3721万8000円に対し、調定額2億7998万9448円で4277万1448円の増となっており、同款2項財産売払収入1目不動産売払収入において、法定外公共物の売却額が当初見込んでいた額よりも増となったことなどにより、予算現額よりも調定額が約5400万円上回ったことなどが要因と考えます。

また、19款寄附金につきましては、予算現額7億1660万6000円に対し、調定額6億5715万9147円で5944万6853円の減となっており、これは、寄附金の当初予算見込

みからの急増に備え、補正により予算の追加計上いたしました。結果として予算現額よりも調定額が下回ったことが要因と考えております。

次に、20款繰入金につきましては、予算現額38億5251万7000円に対し、調定額22億8892万6543円で15億6359万457円の減となっており、同款3項基金繰入金1目青森市財政調整積立金繰入金において、予算全体の財源調整をするための基金について、決算見込みにより、当初予定していた金額を繰り入れる必要がなくなったことから、予算現額よりも調定額が約10億8200万円下回ったことなどが要因と考えております。

次に、22款諸収入につきましては、予算現額30億5098万6000円に対し、調定額36億9803万2002円で6億4704万6002円の増となっており、同款5項雑入5目雑入において、生活保護受給者に係る生活保護法第63条返還金等について、返還見込みが立てられないことから、これまで当初予算における科目計上としており、令和4年度については、調定額が約3億6100万円となったことにより、予算現額よりも調定額が上回ったことなどが要因と考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 それぞれに答弁ありがとうございました。

予算現額ですから、当初予算額、補正予算額、さらには継続費等を足した額ですので、それに対する調定額、いわゆる調査決定ですので、金額を決定し、そして科目、さらには、誰に――者ですね、これを決定するのが調定であります。

これが、増えたから減ったからいいとか悪いとかと言っているんじゃないです。その理由を聞くことによって、社会的な経済情勢とかが分かるじゃないですか。これは必要なことだなど思っていますし、そういうのをチェックするのも、決算の審査の1つだなど私は考えているから質疑しているわけであります。

いま一ついうと、調定額がはっきりすることによって債権が確立するということでもありますよね、債権額が決定します。各課においても債権管理をすることになると思っていますので、そういう意味でも、この額をはっきりさせるということは私は大事なことだなど思っております。この項については以上で終わります。

次に、催告の強化について2点ほど伺います。令和4年度における催告強化の実績をお示しく下さい。あわせて、令和4年度における差押えの実績をお示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 奈良委員からの2点の御質疑に順次お答えいたします。

まず、催告強化の実績についてお答えいたします。

副市長を本部長とする青森市収納対策本部では、毎年度、収納対策を策定して債権の適正管理を推進しており、催告の強化は、その一環として取り組んできております。

収納対策本部では、特に市の財政に与える影響が大きい市税や国民健康保険税、水道料金等の15の歳入項目について、収納対策の取組状況を個別具体的に検証し、その進行管理を行っており、これらの項目に係る令和4年度における催告の実績は、文書催告が10万9750件、電話催告が3万6670件、臨戸訪問による催告が2733件、青森市納付お知らせセンターによる納付勧奨が1万5161件、ショートメッセージサービスによる納付勧奨が228件、合計で16万4542件となっております。

次に、差押えの実績についての御質疑にお答えいたします。

令和4年度における差押えの実績は、差押え件数が1294件、差押え金額が5億6249万395円、このうち、滞納額に充当した件数は894件、充当額が1億3945万3822円です。

○山本武朝委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 答弁ありがとうございました。

今回の項目の大体がそうなんですけれども、私は令和2年度、3年度の決算についても同じ質疑をしています。昨年度に比べ、文書催告は増えています。電話催告も増えている。臨戸訪問の件数は減っています。納付お知らせセンターによる納付勧奨についても減っています。ショートメッセージサービスの納付勧奨も減っています。合計的には、増えているという傾向にあらうかと思えます。あと、差押えについても大体分かりました。昨年度に比べると充当額では若干減っているなという気がします。

この項については、これで終わります。

次は、強制徴収の徹底及び行政サービスの制限について。令和4年度において、行政サービスを制限した実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 行政サービスの制限の実績についての御質疑にお答えいたします。

行政サービスの利用制限は、行財政運営の根幹をなす市税の滞納を抑止することを目的として、青森市収納対策本部で決定する収納対策の一環として取り組んでいるものであります。

令和4年度において、市税に滞納がある場合において、市が提供する行政サービスの利用制限を行ったケースは、収入保険加入促進事業補助金で10件となっております。

○山本武朝委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございました。

これについても、令和2年度の決算では、かなり多かったですね、100件超えているのかな。

昨年度は2件ということで、行政サービスの制限も成果は上がっているのではないかなというふうには思っています。別に我々は収入のない人から納めてもらおう

というのじゃなくて、やっぱり担税能力がある方には、きちんと法令に従って納めてもらうというのは、これはルールだなというふうに思っています。

次に、納付機会の拡大についてお尋ねをいたします。1つは、コンビニエンスストア納付の令和4年度の割合と実績をお示してください。

いま一つは、スマートフォンを利用した納付について、令和4年度の割合と実績をお示してください。

いま一つは、クレジットカード払いの令和4年度の割合と実績をお示してください。

これを聞くのは、実はこの3つとも、私が質問したり、質疑をしたり、提案をして実現した項目です。私の32年間の議員活動の成果の一つでありますので、聞きたいなと思っております。

いま一つは、新規です。電子マネー決済の令和4年度の割合と実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 4点の御質疑に順次お答えいたします。

まず、コンビニエンスストア納付の実績について、税務部所管分をお答えいたします。

平成22年度から導入しているコンビニエンスストア納付における、令和4年度の実績と普通徴収分の収入全体に占める割合は、市・県民税は3万8191件、7億7060万5596円、全体の22.91%、固定資産税は10万5794件、15億3411万3321円、全体の9.69%、軽自動車税は4万8512件、4億146万4200円、全体の52.09%、国民健康保険税は7万1898件、9億5203万800円で全体の26.55%、合計26万4395件、36億5821万3917円、全体の15.53%となっております。

次に、スマートフォン等を利用した納付実績についてお答えいたします。

スマートフォン等を利用した市税の納付は、青森市収納対策における納付機会の拡大の一環として、令和元年度からインターネットバンキング納付を、令和2年度からクレジットカード納付を、令和4年度からは電子マネー納付を導入しており、令和4年度における実績の合計と普通徴収分の収入全体に占める割合は、市・県民税は2563件、8154万7805円、全体の2.42%、固定資産税は5337件、1億270万3358円、全体の0.65%、軽自動車税は1904件、1608万7500円、全体の2.09%、国民健康保険税は2678件、4772万6800円、全体の1.33%、合計1万2482件、2億4806万5463円、全体の1.05%となっております。

次に、クレジットカード払いの実績について、税務部所管分をお答えいたします。

令和4年度のクレジットカード納付の実績と普通徴収分の収入全体に占める割合は、市・県民税は656件、2566万9900円、全体の0.76%、固定資産税は1428件、3660万5200円、全体の0.23%、軽自動車税は521件、466万5000円、全体の0.61%、国民健康保険税は580件、1562万2500円、全体の0.44%、合計3185件、8256万2600円、全体の0.35%となっております。

最後に、電子マネー決済の実績について、税務部所管分をお答えいたします。

令和4年度の電子マネー納付の実績と普通徴収分の収入全体に占める割合は、市・県民税は1725件、4626万6405円、全体の1.38%、固定資産税は3557件、5961万4158円、全体の0.38%、軽自動車税は1323件、1097万8300円、全体の1.42%、国民健康保険税は1887件、2582万4300円、全体の0.72%、合計8492件、1億4268万3163円、全体の0.61%となっております。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 奈良委員の2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、コンビニエンスストア納付の実績についての御質疑にお答えいたします。

水道部が所管いたします歳入のうち、水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料におけるコンビニエンスストア納付の令和4年度の実績と収入全体に占める割合についてであります。水道料金では19万9610件、4億555万4308円、全体の8.01%、下水道使用料では14万8219件、3億2983万8058円、全体の7.71%、農業集落排水施設使用料では1922件、450万4786円、全体の5.46%、合計で34万9751件、7億8989万7152円、全体の7.87%となっております。

続きまして、電子マネー決済の令和4年度の実績と割合についての御質疑にお答えいたします。

水道部が所管いたします歳入のうち、水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料におきましては、令和4年4月検針分から電子マネーによる納付を実施しておりまして、令和4年度の実績と収入全体に占める割合は、水道料金では1万3932件、2912万3350円、全体の0.51%、下水道使用料では1万1733件、2337万9770円、全体の0.55%。農業集落排水施設使用料では48件、10万7542円、全体の0.13%、合計で2万5713件、5261万662円、全体の0.52%となっております。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 奈良委員からの市民病院におけるクレジットカード払いについての御質疑にお答えいたします。

令和4年度の個人負担分の医療費納付額に占めるクレジットカード払いの実績につきましては、件数が1万8045件、納付額が1億9688万1381円で、納付額全体に占める割合は24.6%となっております。

○山本武朝委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 それぞれに答弁ありがとうございました。

コンビニエンスストアの割合でいくと、やはり軽自動車税は50%を超えていると。恐らく、年に1回の支払いだからだというふうに思っています。コンビニについては、やはり1件当たりの手数料が60円とか発生しますし、また、コンビニには、コンビニエンスストア収納代行業務委託料金というものも、年間1300万円ほど——令和4年ではなっていますので、それを上回る収入が確実にありますから、それはそれでよろしいかなと思っています。

スマートフォンの納付については、やはり昨年から比べると、全ての項目が2倍以上に増えています。これは、今後やはり、この傾向は続くのかなと思っています。クレジットカード払いについては、市・県民税が増えています。固定資産税も増えています。軽自動車税は、さっき言ったようにコンビニのほうが多いから減っています。国民健康保険税も増えています。合計では、ほぼ横ばい状態ということが言えると思っています。クレジットカード払いの市民病院についても増えています。電子マネーはまだ全体の1%にも満たしておりませんが、今後は、これは増えてくるものというふうに推察しているところであります。この件については以上で終わります。

次に、外部委託の推進について2点ほどお伺いします。1つは、令和4年度の債権回収委託の実績をお示してください。

2つに、令和4年度の債権回収委託実績のうち弁護士法人の回収実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 2点の御質疑に順次お答えいたします。

まず、債権回収委託の実績についての御質疑にお答えいたします。

債権回収の委託は、青森市収納対策本部で決定した収納対策における外部委託の推進として取り組んでおり、令和4年度の回収件数及び金額は、母子父子寡婦福祉資金貸付金13件、78万940円、市営住宅使用料1件、8万1040円、市民病院医療費38件、118万9822円。奨学資金貸付金49件、41万5800円、水道料金179件、124万2861円、下水道使用料143件、91万8122円、農業集落排水施設使用料2件、1万2593円、合計で425件、464万1178円となっております。

次に、弁護士法人の回収実績についての御質疑にお答えいたします。

債権回収の委託は、令和2年度からは、委託先として債権回収会社のほかに弁護士法人を追加しております。

令和4年度の弁護士法人への委託による債権の回収件数及び金額は、市営住宅使用料1件、8万1040円、市民病院医療費17件、67万1330円、水道料金111件、79万2821円、下水道使用料93件、60万1182円、農業集落排水施設使用料1件、4595円、全体では223件、215万968円となっております。

○山本武朝委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

そうすると、昨年度にはなくて、今年出たのが市営住宅の使用料とか農業集落排水施設使用料とかが、回収業者に回ったということです。

そこで、今、質疑しました、債権回収会社と弁護士法人。この違いというか、その取扱い方をお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 債権回収会社と弁護士法人との違いについての御質疑にお答

えいたします。

債権回収業者には業務内容に制限が設けられており、取扱いができない債権があります。具体的には、貸付金等以外の債権のうち、債務者死亡で相続人が未確定である場合などの紛争性のある債権などは取扱いができないこととなっており、これに該当する債権は弁護士法人が回収業務を行っております。また、このほか、最初に債権回収会社が回収を手がけた債権で、1年以上相手方の反応がない債権、動きのない債権について弁護士法人に移管し回収業務を行っております。回収の難易度が高い債権を弁護士法人に取り扱ってもらっているところでもあります。

○山本武朝委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 分かりました。そうですね。弁護士というと我々も弁護士の事務所から来るとどきっとしますからね。やはり、それだけ難易度があるものは、そういうところをお願いしたほうがいいのではないかなと私も思います。

この件については分かりました。

最後に、不納欠損の額についてお伺いをいたします。対前年度比で不納欠損額が増加した項目をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 不納欠損額が増加した項目についての御質疑にお答えいたします。

税務部が所管する歳入項目のうち、令和4年度において不納欠損額が増加した項目は、市民税、固定資産税、軽自動車税、重度心身障害者医療費助成返還金、国民健康保険一般被保険者返納金の計5項目となっております。項目別における不納欠損額は、現年課税分及び滞納繰越分の合計で、市民税については、令和3年度は5249万814円で、令和4年度が5880万12円の630万9198円の増、固定資産税については、令和3年度は1億3192万8691円で、令和4年度が1億4432万560円の1239万1869円の増、軽自動車税については、令和3年度は689万2680円で、令和4年度が796万8924円の107万6244円の増、重度心身障害者医療費助成返還金については、令和3年度はゼロ円で、令和4年度が皆増となります39万5350円。国民健康保険一般被保険者返納金については、令和3年度は15万7986円で、令和4年度が49万8920円の34万934円の増となっております。

令和4年度において不納欠損額が増加した主な理由といたしましては、財産差押えに向けた資力や生活状況の調査を行った結果、無財産、生活困窮、居所不明の理由により、滞納処分の執行を停止した案件が増加したことによるものであります。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 奈良委員の市民部が所管する不納欠損額が増加した項目と理由についての御質疑にお答え申し上げます。

市民部が所管する歳入項目のうち、令和4年度において不納欠損額が増加した項目は霊園管理手数料でありまして、令和3年度は26万7280円だったものが令和4年

度は29万9860円、3万2580円の増となったものであります。

不納欠損額が増加した理由といたしましては、一般墓地の使用権者が死亡し、承継すべき家族がおらず、青森市霊園条例第13条第1項の規定によりまして、墓地区画の使用権が消滅したケースが増加したことが主な要因であります。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 奈良委員からの不納欠損額が増加した項目についての御質疑にお答えいたします。

病院事業会計において、令和4年度に不納欠損額が増加した項目は、浪岡病院医療費で、その金額は対象者1名、22万2251円となっております。

なお、不納欠損の理由につきましては、滞納者が自己破産したことによるものであり、前年度が発生していないため皆増となったものであります。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 奈良委員の不納欠損額が増加した項目についての御質疑にお答えいたします。

水道部が所管いたします歳入のうち、対前年度比で不納欠損額が増加した項目は、農業集落排水施設使用料で、令和3年度はゼロ円だったものが、令和4年度は3件、その金額は7652円となっております。

増加した主な理由といたしましては、所在が不明な滞納者に対しまして、これまで水道部と債権回収会社による調査においても居所が判明せず、結果として回収困難として不納欠損としたものであります。

○山本武朝委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 それぞれに答弁ありがとうございました。

不納欠損については、一般質問でも言いましたけれども、今回は特別会計を合わせると総額では減っていると。収入未済額も減らして不納欠損額も減らすということは、これは極めて珍しいことで、すばらしい取組だなというふうに私自身も思っています。

今回、税務部長も替わりましたし、副市長も替わりました。副市長においては、収納対策本部長として現在も取り組まれております。来年の9月決算議会では、しっかりと決算審査をしていきたいと思っております。

そこで、収納対策本部長から、その決意を申し述べていただいて質疑を締めたいと思っております。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。副市長。

○赤坂寛副市長 奈良委員からの再度の御質疑にお答えをいたします。

私、6月に副市長に拝命いたしまして、今、務めております。今、市の財政環境も含めて、きっちりと歳入を上げるというふうなこと、債権を回収するということは非常に重要な項目と認識しております。

そのために、収納対策本部、これを中で、各部横断的に取組を進め、また、債権

回収に当たっては、やはり得意分野と不得意分野がありますので、その辺のところの作業も、より効率的に進めてまいり、また、来年も奈良委員のほうからお褒めいただくような健闘をすればと思っておりますので、それに向けて頑張ってみようと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 決意を申し述べていただきまして、ありがとうございます。

やはり歳入は、行政面での根幹でありますので、関係する全職員の皆さんを激励し、期待を申し上げて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 本日の委員会はここまでで終了し、9月19日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時8分散会

2日目 令和5年9月19日（火曜日）午前10時開議

○山本武朝委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより本日の委員会を開きます。

審査に先立ち、私から御報告いたします。工藤夕介委員より、体調不良のため、本日の本委員会を欠席するとの報告を受けておりますので、お知らせいたします。

本日の委員会は9月15日に引き続き付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際には、前年度の事務事業名を明言することとし、人件費など、事務事業名が付されていない事業の場合には、決算附属書のページ数及び歳入歳出の款項目を述べていただくとともに、議案に直接関連する内容に絞って質疑されるよう、お願いいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
あおもり令和の会、中村美津緒でございます。

令和4年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算附属書①、5ページ、こちらの実質収支に関する調書について質疑いたします。

令和4年度の決算においては、歳入歳出差引き額に収益の収支額約51億5000万円、その額面のうち、約26億円を繰入れしており、令和4年度も財政赤字でないことが分かりましたが、しかしながら、一方で、前市長は、毎年、財政赤字という表現で発しておりました。

令和5年第1回青森市議会定例会、提出議案の提案理由について、毎年繰り返される一般会計の基金取崩しを、いわゆる財政赤字という表現を用いて、36億7000万円を取り崩したとあります。さらに、計240億円に及ぶ負の遺産というふうな表現を用いております。

負の遺産とは、前任者が責任を果たさなかったために後継者が受ける迷惑、人類が犯した悲惨な出来事で、悲劇を二度と起こさないための戒めとなるものという意味。過去に、前市長が提案されたものを、私たちの議決を経たものもありまして、それを負の遺産と言われたことに疑義がありました。財政赤字との説明も受けた記憶がありません。

そのことについて、順次質疑してまいりたいと思います。この財政赤字、約36億7000万円を取り崩したとありますが、これはいつの金額のことかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
中村委員からの基金取崩しについての御質疑にお答えいたします。

委員から御指摘ありました36億7000万円につきましては、平成29年度当初予算において取り崩した財源調整のための基金、青森市財政調整基金が26億6745万2000円、また、青森市市債管理基金が10億円、合計額36億6745万2000円と認識しております。

○山本武朝委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 平成29年度当初予算の金額だと分かりましたが、それでは、結果として、平成29年度の決算時の取崩し金額を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

少々お待ちください——平成29年度決算での財源調整のための基金の取崩し額は32億円であります。

○山本武朝委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 当初予算では36億7000万円を計上していましたが、決算では少なくなり、32億円ということが分かりました。

それでは、質疑いたしますが、私は、基金の取崩し、これは財政赤字という表現も、これは不適切だと思っておりますし、基金の取崩し自体、これは、私は悪いとも考えておりません。

それでは、質疑いたしますが、過去20年間、基金を取り崩さなかった決算期があると私は記憶しております。それは、佐々木元市長時代の平成17年、そして平成23年の鹿内市政であったと記憶しておりますが、間違いはないかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 基金の取崩しに関する御質疑にお答えいたします。

今、ちょっと、手元に持っておりますのが過去10年分になりますけれども、決算取崩し額が過去10年程度の中において、決算取崩しがゼロになったのが平成27年度であります。

○山本武朝委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 平成27年度ですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

平成27年度決算取崩し額がゼロであります。平成23年度もゼロであったと認識しております。

○山本武朝委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 平成23年度と平成27年度が取崩しはしていなかったということが分かりました。

前市長は、毎年繰り返される一般会計の基金取崩し、これを財政赤字とおっしゃっておりましたが、財政赤字とは歳出が歳入を上回る状況を示しますが、青森市が誕生してから、純粹に、歳出が税収等、歳入を上回る状況が、私は、なかった、純粹な財政赤字になったことはない、と、ちょっと曖昧ですが記憶しております。

それでは御質疑いたしますが、青森市は、歳出が歳入を上回る、本当の財政赤字が過去50年間、半世紀でいいので、これがあったかどうか、あったのであれば、会計年度を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 再度の財政赤字に関する御質疑にお答えいたします。

少なくとも過去10年程度では、実質収支額は、ずっと数字がありますが、黒字であります。合併以後も、ずっと実質収支は黒字であったと認識しております。合併前、50年遡るといえるのは、今、手元にありませんので、明確にお答えすることはできませんけれども、決算が赤字になりますと、国から指定を受けて、財政健全化計画を策定して、総務省から厳しく指導が入ることになります。記憶の限りでは、そのようなことはなかったと考えております。

先ほど、基金取崩しについての答弁の中で、私、青森市財政調整基金と申し上げましたが、正しくは青森市財政調整積立金でありますので、謹んでおわびし、訂正させていただきたいと存じます。

○山本武朝委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 財政赤字、これはなかったという表現の仕方が正しい言い方だということが分かりました。

それでは、前市長がアウガの運営会社の経営赤字32億円を、本市が抱える240億円、巨額の負の遺産として、全ての額面を、この240億円の額面に仕分けをして、累積をして積んでありますが、この約32億円、私が記憶しておりますに、これは金融機関の債権の金額もありましたし、アウガ区分所有者の債権も含まれての32億円だったと思っております。なお、本市の債権額は約23億6000万円でありました。しかし、これはアウガの土地や建物を本市は取得をしているとも記憶しております。

そもそも債権を放棄したことで、負債を清算したという表現も、これはちょっと違うのではないかなと思ひ、質疑させていただきませんが、青森駅前再開発ビル会社が特別清算したことにより、本市が債権放棄をせざるを得なかった額面の金額を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 青森市がアウガに関連して債権放棄しなければいけなかった額に関してお答えをいたします。

平成30年4月の特別清算終結決定の確定時における青森市の債権放棄額につきましては、最終的に26億1992万円、約26億2000万円程度であります。それから、アウガの土地・建物などを、我々、代物弁済で取得していますので、それが約7億9000万円あります。それらを差し引きますと、結果として、債権放棄いたしました額は約18億3000万円ということになります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 まず、この32億円という額面ではなくて、本市がそもそも抱えていた債権が約26億円、最終的に債権放棄をせざるを得なかった金額が約18億3000万円という額面が分かりました。

次に、10階建ての新庁舎建設案100億円、この100億円を前市長は巨額の負の遺産と表現いたしました。建設費100億円、この全てが負の遺産ということは、当初の新庁舎が全く価値のないものというふうな例えに聞こえてしまいました。

一方で、建て替え費用が70億円も圧縮されて、生まれ変わった現在の新市庁舎、建て替え費用は、これは、正真正銘、青森市の資産でありまして、これは青森市民の大切な財産だと私は考えておりました。駅前庁舎や柳川庁舎の維持管理のために、これも結構な費用がかかっている、そのようにも聞いております。

この先、駅前庁舎と柳川庁舎の建て替えが生じたときに、これはどうすればよかったのか、これは、後に、どっちがよかったか、コスパがよいのか、これは誰でも分かることであります。

新市庁舎が、この負の遺産の一部に含まれている、この表現、これも私は疑義の念を抱いておりました。前市長は、平成28年11月の段階で、マイナスの財産があったという表現をしておりました。マイナスの財産とは、借金等の支払い義務、これは言いますが、それでは質疑いたします。平成28年11月に、新市庁舎建設案に伴う建設費用100億円を負債とおっしゃっておりましたが、そもそも、この100億円は、借金として支払う義務を本市は、当時、負わされていたのかどうか質疑いたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 中村委員からの新市庁舎についての再度の御質疑にお答えいたします。

新市庁舎につきましては、前市長が就任する前の基本設計におきまして、地上10階建て、総事業費100億円をかけて建設する予定であったものであります。

前市長就任直後の平成28年12月に、アウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針を策定し、新市庁舎の規模を大幅に圧縮することといたしました。具体的には、アウガを新市役所庁舎として最大限活用することとし、1階から4階までを市民の皆様が訪れる駅前庁舎としたところであります。

アウガに市役所庁舎機能を導入することによりまして、新市庁舎の規模を基本設計時の10階建てから3階建てに大幅に圧縮し、事業費については、当初の100億円の3分の1である約32億9000万円となったものというふうに理解しております。

○山本武朝委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 総務部長の理解は分かりました。

この100億円は借金したんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

新市庁舎につきましては、総事業費100億円を投じて建設する計画ではありましたが

けれども、これは、予算措置されたものではなくて、結果的に約32億9000万円となったという認識であります。

○山本武朝委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 という認識ということは、100億円は、そもそも借金をしていなかったということだと思われま。というふうにです。

前市長は、使途も決まらない操車場跡地にも、負債という赤字、しかもこれは赤字という表現をしていました。この赤字という表現、私は、非常に納得できないんです。操車場跡地に係る負債38億円を、赤字、負債という表現を使っていました。

令和元年第2回青森市議会定例会、これは議決を経て、同年7月に取得した土地でありました。そのときも、この赤字という表現は、私たちは説明を受けていなかったと思います。

取得するために用いた費用である——この取得した土地は、負債という勘定科目ではなくて、これは資産、私たちの資産が増加したという言葉を用いるべきだと思います。これは、赤字でも負債でもない。

それでは、質疑いたしますが、この操車場跡地に係る、負債38億円という表現をしておりますけれども、この操車場跡地を取得するための約38億円の財源を改めてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 中村委員からの青森操車場跡地に係る38億円についての再質疑にお答えします。

本市では、平成31年3月に青森操車場跡地利用計画を決定し、同計画に基づく利活用を推進するため、当時、青森市土地開発公社が保有しておりました北側、西側及び東側用地を取得しました。その詳細は、取得した土地——青森市大字浦町字奥野26番47、他20筆、総面積8万3506.75平方メートル、取得金額38億3092万2762円となっており、委員から御紹介ありましたが、令和元年第2回市議会定例会の御議決を経て、令和元年7月4日に取得しました。

それで、こちらの財源であります。市土地開発公社保有地の取得費38億3092万2762円の財源につきましては、社会資本整備総合交付金が約4億9000万円、地方債が約26億2000万円、青森市次世代健康・スポーツ振興基金繰入金が約7億2000万円となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 財源のお示し、ありがとうございました。

それでは、改めて質疑いたしますが、約38億円で取得しましたが、この取得したことは赤字だったのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 再度の御質疑にお答えします。

この38億円につきましては、経費の内訳として、事業費及び諸経費に係る支払いの利息などもありまして、そういったものも含めて、費用が追加でかかったというふうに認識をしております。

○山本武朝委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そこを聞いたかったんですが、そのかかった費用が赤字だったんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、この38億円というものは、用地を取得するためにかかった費用でありまして、その内訳としまして、一部、地方債が充当されているものと認識しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 やはり、これは取得するために必要なものでありましたので、取得したことにより、これは資産であると。負債ではない、赤字でもない、そのように思います。

結びに、前市長は、新青森駅前の石江土地区画整理事業についても言及しておりました。33億円、これも同様に負債という表現で、巨額の負の遺産に累積計上して、いろんなどころでも、就任時、そして退任されてからも、この石江土地区画整理事業については、負債であったとおっしゃっておりましたが、私は、この区画整理事業に要したのは必要な事業経費であり、これは費用だと記憶しております。負債という勘定科目に、これを仕分けする表現の仕方にも、これは非常に訂正をしていただきたいと思うぐらいの疑義が生じておりました。

それでは、質疑いたしますが、この石江土地区画整理事業の33億円の事業内容をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 石江土地区画整理事業についての再質疑にお答えします。

本市では、石江土地区画整理事業におきまして、移転補償や宅地造成工事などの費用を充てるため、平成17年度から平成26年度までに、総額32億7290万円の地方債を発行し、事業を行いました。

ですので、先ほど御質疑ありました事業内容につきましては、主に移転補償や宅地造成工事などに充てております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 先ほどの御答弁にありましたように、この土地区画整理事業というのは、この土地をしっかりと整備するために充てられた費用でありますので、

これを負債という表現でくくるのはいかなものかなと考えておりました。

令和5年度、今決算期を指しますが、前市長は、今の令和5年度の当初予算における財政赤字を1桁まで圧縮することができましたとおっしゃっておりました。この財政赤字、いわゆる歳入から歳出を引いた額面を1桁まで圧縮したという意味。

それでは、何が圧縮できたのか、これは主語がありません。令和5年度当初予算における財政赤字を1桁まで圧縮することができました。何が圧縮することができたのか、それをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 基金取崩しについての再度の御質疑にお答えいたします。

提案理由説明の中で、令和5年度当初予算における財政赤字を1桁まで圧縮することができましたという、この1桁につきましては、令和5年度当初予算におけます財政調整のための基金の取崩し額が9億7188万円になったことを指して、1桁に圧縮することができたというふうに申し上げ、説明したと認識しております。

○山本武朝委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 令和5年度の当初予算における基金の取崩し金額が約9億、これを1桁まで圧縮できたという表現だということが分かりました。

冒頭で申し上げましたが、私は、基金の取崩し、これは財政調整に必要でありますので、これは、私は、悪だとか、悪いだとか、それは一切思っておりません。

逆に、財政基金、この取崩しですか、基金取崩しをしなかった年もありました。鹿内前市長、そして佐々木元市長のときもありました。

逆に、前市長の時は、これはなかった、基金を取り崩さなかった年はなかった。だから、なかったから、いいとか悪いとかではなくて、正しい言い方、表現をしないと、これは誤認する。間違った、誤った認識をする方々がたくさんいらっしゃると思うんです。

要するに、240億円、これを7年間で精算した、解消したという表現を、任期中、そして、お辞めになってからもずっとおっしゃっておりました。そうすると、分からない方々、多くの方々は、青森市は、もう財政赤字がずっと続いていたんだ、とんでもない負債を抱えていたんだというふうな考えで、誤認する方がたくさんいらっしゃいます。

理事者の皆様の中には、前市長が政治家というお立場での言い回しの表現だからしょうがないとおっしゃるかもしれませんが、政治家だからこそ、その誤解を招く表現の仕方というのは、これは気をつけるべきだと思うんです。

本市の信用・信頼にも関わることでありますし、理事者側の皆様も、これからというのは、本市のトップに対して、ちょっと適切でない表現の言い回しとかがあれば、そういったことを御指摘できる、そういう環境づくりもつくっていただければいいなというふうに、その願いを込めまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、長谷川章悦委員。

○長谷川章悦委員 自民クラブの長谷川章悦です。ひとつ、よろしく願いいたします。

最初に、地域おこし協力隊でいきますか。2款総務費1項総務管理費4目企画費、令和4年度青森市地域おこし協力隊員起業支援補助金の制度概要と執行状況についてお願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 地域おこし協力隊員起業支援補助金についての御質疑にお答えいたします。

令和4年度青森市地域おこし協力隊員起業支援補助金は、本市の地域おこし協力隊員として活動している者が、当該隊員の任期中または任期終了後に、市内で起業をし、事業を行うために必要な経費に対して補助金を交付するものであり、隊員の定住及び定着の一助となっております。

当該補助金は、隊員の任期終了の日から起算して1年以内の者で、市内で市の魅力・活力の維持・強化に資する事業を起業している者を対象として、設備費、備品費及び土地・建物賃借費等を補助対象経費とし、100万円を上限として交付するものであり、特別交付税で措置されるものであります。

令和4年度は、令和3年度末に退任した隊員が、本市において起業し、動画の制作編集、ドローンを用いた撮影、また、若者たちと一緒に青森の食材や風景などの魅力を発信するイベントの企画運営、また、大学生と連携したICT機材の体験機会の提供などの事業をスタートさせており、本市の魅力を市内外に発信していることから、これらの事業の実施に必要なとなる撮影機材の購入経費の一部として、100万円を交付したものであります。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございました。

それでは次に、現在の地域おこし協力隊の隊員数と、今どういう役割を果たしているのか、その辺をお願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 地域おこし協力隊員の隊員数、役割についての御質疑にお答えいたします。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする取組であります。

令和5年度は、本市において5名の隊員が活動しております。このうち、働く場所を選ばずに新しい働き方ができるリモートワーカーやクリエイター、フリーランスの人材を首都圏等の都市から誘致する活動のほか、ワーケーション体験の企画・調

整、SNSを活用した情報発信、移住・定住の促進に係るPR等を担当する人材誘致隊員として、連携推進課において3名活動しております。また、農業振興センターでは、農業の知識・技術習得のための農場管理への従事や農業研修のほか、各種資格取得に向けた講習会、研修会等への参加、SNSを活用した情報発信等を担当する就農隊員が1名、また、新ビジネス支援課では、起業・創業及び経営相談、「AOMORI STARTUP CENTER」の運営、セミナー・ワークショップ等のイベントの運営のほか、SNSを活用した情報発信等を担当するスタートアップ隊員が1名活動しております。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございました。

地域おこし協力隊は、かなり前から私も取り上げてきた経緯があるんですけども、以前、浪岡にいと地域おこし協力隊の人たちは、もちろん、街のいろんなイベント、あるいは地域のイベントまでにも参加して、いろいろ情報公開したり、アドバイスを受けたりとというようなことがありましたので、最近の地域おこし協力隊は何をやっているのかなと、あまり見えないものでしたので、今、どういう活動をしているのかなとということでありましたので、分かりました。どうもありがとうございました。

次に、7款商工費1項商工費4目観光地整備事業費、道の駅「なみおか」アップルヒルの令和4年度の指定管理料決算額と収支についてお願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 アップルヒルの指定管理料決算額と収支についての御質疑にお答えいたします。

道の駅「なみおか」アップルヒルにつきましては、指定管理期間が令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5か年となっており、令和4年度の指定管理料決算額は予算額と同額の418万円となっております。

次に、アップルヒルの令和4年度の収支についてであります。収入では、売上高やテナントなどからの受取手数料、指定管理料、受取家賃、その他の収入を合わせた合計が3億8019万5482円、支出では、仕入原価と販売費、一般管理費の合計が3億7585万8383円で、この差、いわゆる営業利益が433万7099円、これに営業外収益等を算入した当期純利益は920万1368円となっております。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございました。

今、アップルヒルは、もう少しで30年たちます。これまで、何回か、アップルヒルのリニューアルについて、私も一般質問の中で取り上げてきましたけれども、何か、これから考えていくということでありましてけれども、アップルヒルの将来を見据えた大規模なリニューアルを行う必要があると思っておりますけれども、市の考えはいかがでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 アップルヒルのリニューアルについての再質疑にお答えいたします。

アップルヒルの管理につきましては、故障や破損、不具合が発生する都度、指定管理者と対応を協議しながら、必要な修繕を行うなど、維持管理に努めてきたところでもあります。近年では、平成29年度に屋根の改修工事、産直施設の空調工事を行っているほか、令和3年度に複合型遊具の更新を行っております。

アップルヒルは平成8年7月に供用を開始し、今年で27年目を迎えておりますが、老朽化も進んでおりますことから、今後、道の駅としての在り方を検討する必要があるものと認識しております。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございました。

このアップルヒルについては、あそこに道の駅ということで、浪岡町時代に、当時は道の駅ってなんだろうなと思って、ただ車を停める場所だけ作って何をするんだろうというような話から始まって、けんけんがくがく、議会でかなり議論したという経緯があります。

それで、私ども、じゃあ、視察に行こうとなって、枇杷倶楽部へ行って、枇杷の道の駅に視察に行った経緯もありました。それから、まさかここまで人が来るということは想定できなかったんです、本当は。でも、今はアップルヒル——全国でも七戸に抜かれましたけれども、以前までは、全国でも、じゃらんでいけば5位のアップルヒルということでありました。5年前のじゃらんの中にも出てましたけれども、アップルヒルについて、当時は200万人っていない、197万人ですか、今は200万人を超えています。関東圏の人気の道の駅でも、非常に、この数字というのは達成が難しいと。それが、アップルヒルはすごいという結果も出ておりました。そのことからみても、非常に、いろいろかなり大きい工事をやっているような状況であります。

まず、何にしても、道の駅が目玉は産直ですよ。産直も非常に手狭だし、商品売場も手狭だ。非常に、人が歩くのに、ぶつかって歩いているような状況であります。ですから、そういうことで、再三、私も何とかリニューアルしていただきたいということを何度か取り上げましたけれども、一蹴されてきました。

ただ、今ここにきますと、やはり、そういうことで、隣近所の道の駅というのは、ほとんどリニューアルして、産直もすばらしいものになってきてました。ですから、この30年を契機として、もう少し、このアップルヒルの方向性をもう一度検討していただき、そして、今は、道の駅そのものが地域活性化の拠点施設として、いろいろな施設も備えている。遊び場を備えたり、キャンプ場を備えたり、温泉をくっつけているというのがありますけれども、そういうこともいろいろ考えながら、これから検討していただければいいのかなと思いますので、ひとつ、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは次に、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業移住・新規就農サポート事業実施業務委託料の概要と令和4年度の実績についてお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 農業移住・新規就農サポート事業についての御質疑にお答えいたします。

農業移住・新規就農サポート事業につきましては、東青地域5市町村が連携し、平成28年7月からあおもり就農サポートセンターを開設し、その運営を青森農業協同組合に委託し、地域の担い手となり得る新規就農者の確保及び育成、定着等に向けた事業を実施しているものであります。具体的には、同センターに就農相談員・栽培指導員を配置し、新規就農希望者や圏域への就農移住の希望者からの相談対応や経営指導を行うとともに、新規就農者への巡回による栽培指導等を行っているところであります。

令和4年度における同業務の委託料は895万7630円となっており、実績といたしましては、東青管内全域で、延べ199件の就農及び営農に係る相談に対応するとともに、延べ686回の巡回指導を実施しております。このうち、青森市分につきましては、延べ182件の就農及び営農に係る相談に対応するとともに、延べ565件の巡回指導等を実施したところであります。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 いろいろ相談に乗ったり、巡回指導をしたということだけでも、要は、問題は、その後、それがどう生かされて、それがどのようになっているかということが大事だと思うんです。そのことをこれからもやっぱりきちっと考えて、ただ指導したり、巡回するだけじゃなく、それによって、また農業者が増えてきたりとか、そういう結果が出れば、これに越したことはないですけども、そんなことが大事なのかなと思います。

次に、スマート農業チャレンジ事業補助金の内容についてお願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 スマート農業チャレンジ事業についての御質疑にお答えいたします。

スマート農業チャレンジ事業につきましては、本市の農業生産現場での労働力不足の軽減・解消や農作業の軽労化・省力化、生産性の向上を図るため、ロボット技術・情報通信技術等の先進技術を取り入れたスマート農業機器の導入に取り組む意欲ある農業者に対しまして、スマート農業機器の導入に要する経費の2分の1を補助するもので、平成3年度から実施しているものであります。

令和4年度は、自動操舵田植機や農薬散布用ドローン、ロボット草刈り機等の計9件に対しまして、945万4475円を補助したところであります。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございました。

このスマート農業も、なかなか、一般の、何と言うのかな、若い人はどうなのか分からないけれども、大体70歳そこそこの人たちは、スマート農業と言ったって、なかなか、はいというわけにはいかないという。私も、今、まさかここへきて、リンゴを作るとは思いませんでしたけれども、最近、畑に行くことが多くなって、隣近所のいろいろな農業者の人たちと話をする機会がありますけれども、なかなか思い切って取り組むとは、なかなかならないですね。せっかくいい制度があるんだから、これから若い人たちはどんどんやったほうがいいよと言っても、なかなか簡単に取組めない。いろいろ導入するにしても、やるにしても、いろいろ制約もあるみたいですが、これを買えば、これも買わないといけないとかというのが、なかなか、そう簡単にいかないということみたいです。

それで、令和3年度は9名の方が活用して、浪岡にも3名ほどいたわけですが、私もそこに行って聞いたわけじゃないけれども、どうなっているかということとは分かりませんが、そういう方たちも、果たして、今、どうなっているのかなということを考えれば、ちょっと疑問がないわけではないんですけど、なかなか現状では、そう簡単に若い人も取り組めるとい状況になっていないというふうに私は感じておりました。

それでは次に、りんご園防風網張替支援事業補助金の概要と令和4年度の実績についてお願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 りんご園防風網張替支援事業補助金の概要と実績についての御質疑にお答えします。

りんご園防風網張替支援事業補助金につきましては、災害に強い園地づくりの推進、さらには良品質なリンゴの安定的な生産を確保するため、りんご園の防風網張替えに要する経費の3分の1以内、上限1メートル当たり2000円を補助するものであります。

令和4年度は9件、張替え総延長1021.5メートルの申請があり、171万6679円を補助したところであります。なお、当該事業につきましては、令和4年度で終了し、令和5年度からは省力化栽培りんご園地環境整備事業の中で実施しているところであります。

なお、先ほど、スマート農業チャレンジ事業の中で、その実施時期を平成3年度と申し上げましたが、正しくは令和3年度からの実施であります。謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 ありがとうございました。

この防風網もそうだけれども、私の防風網も破れて、張替えをしなくてはならない状況になっていました。でも、これは、いつまでやれるか分かりませんので、直

しませんけれども、そういう方もたくさんいるんです。あなたたちも事業がありますから、これを使って直した方がいいよと言っても、いやあ、私も、あと何年やるか分からないからなという、そういう声もある。

さっきのことと同じで、せっかくいい制度があるんだから、活用できないで、そういう人がいるということは非常に残念なんですけれども、そういう、今、農家の現状であるということも分かっていたいただければと思います。

それでは次に、新規就農者定着化支援事業補助金の概要と令和4年度の実績についてお願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 新規就農者定着化支援事業補助金についての御質疑にお答えします。

新規就農者定着化支援事業につきましては、青年等就農計画の認定を受けた、就農後3年度目までの認定新規就農者を対象に、就農初期段階に必要な農地の賃借や機械・施設の導入などに要する経費の2分の1を支援し、就農後の定着化を図るものであります。

令和4年度は、3人の認定新規就農者に対しまして、乗用草刈り機に係る経費など、65万7567円を補助したところであります。なお、本事業につきましては、令和4年度からは、国及び県において経営発展支援事業を開始したことに伴いまして、令和5年度で終了することとしています。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございました。

それでは次に、中山間地域等直接支払交付金の事業概要と令和4年度の実績についてお願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 中山間地域等直接支払交付金の事業概要と令和4年度の実績についての御質疑にお答えします。

中山間地域等直接支払交付金につきましては、農業生産条件の不利な中山間地域等におきまして、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための協定を農業者が締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、国、県及び市の負担により、面積に応じて一定額を交付するものであります。

交付金は、協定参加者の話し合いと合意により、地域の実情に応じて幅広い用途に活用できるものであります。具体的には、泥上げや草刈り等の水路・農道等の管理活動や、景観作物の作付等に活用されております。

令和4年度は、協定を締結した16の集落等に対しまして、2229万4089円を交付したところであります。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうぞ。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 大変失礼いたしました。

令和4年度の実績であります。先ほど、2229万4089円と申しましたが、正しくは2229万489円でありましたので、謹んでお詫びし、訂正させていただきます。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 数字のことばかり聞いたので、申し訳ありませんね。

農業の問題を先ほども申しましたけれども、非常に、これからの農業も、特にリンゴ作りは大変だと思います。もう65歳以上も、70歳、80歳の人まで、今、頑張っているけれども、なかなか、その人たちが、今、辞めると後を継ぐ人がいませんので、また、それを買ってくれる人もいるかというといない。特にリンゴの場合は5町歩とかやれないわけです。二、三町歩が精いっぱい、なかなか、辞めると、そのまま農地がなくなっていくという状況です。私の周りでも、もう今年も木を切っている人がたくさんいるし、まあ、85歳ですので、また、この間、85歳の人もまた亡くなりました。ですから、その畑を、やる人がいないというふうな状況です。

新規就農者も頑張っている若い人たちもいます。頑張っているけれども、でもそれ、反別をそんなに多くやれるわけじゃないので、リンゴの木を伐採しなきゃならないという状況で、あと二、三年もすれば私と同じで、リンゴの木を切らなければならないというような状況がまだまだ出てきます、今。

ですから、できるだけ若い人が本当に意欲を持って農業をやっているように、やはり、この役所のほうも、そういう農業者に寄り添った、これからの農業の在り方というものを、やっぱり考えていかないと、なかなか残っていかないのかなというふうな感じもいたしますので、これから、なかなか、特にリンゴ作りは大変だと思いますけれども、市のほうにも、もう少し頑張っていて、農業者の声を聞きながらやっていただければありがたいと思いますので、ひとつ、よろしく願います。どうもありがとうございました。

次に、各款項目の中に、指定管理に係る決算が計上されています。各施設によって、指定管理委託料あるいは管理運営業務委託料、管理運営業務、使用料収納事務・委託料とあるんですけれども、この違いはどうなんですか、お願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。会計管理者。

○山谷直大会計管理者 長谷川委員からの施設の管理運営に係る委託料の名称についての御質疑にお答えいたします。

決算附属書のうち、歳入歳出決算事項別明細書の備考欄へ記載している委託料の名称につきましては、一定のルールの下、記載するよう、整理・統一しているところであります。

その内容につきましては、指定管理者制度を導入している場合で、施設の管理運営のみを委託しているときは指定管理委託料とし、施設の管理運営に加え、地方自

治法施行令の規定に基づき、当該施設の使用料または手数料の収納の事務を委託しているときは管理運営業務・使用料収納事務委託料または管理運営業務・手数料収納事務委託料としているものであります。なお、指定管理者制度の対象とならない施設で、その管理運営のみを委託しているものは管理運営業務委託料としております。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 分かりました。全て指定管理に関係するものなのかなと思っていましたので、なぜ同じ指定管理で、こんなに項目が違うのかという疑問がありましたので、今回聞いてみました。ありがとうございました。

それでは、何項目かありますけれども、指定管理について、まず、指定管理料の算定方法についてであります。

担当部署によって違うのか、どのような算定を根拠としているのか、まず、一体としてお願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 指定管理料の算定根拠についての御質疑にお答えいたします。

本市の指定管理者制度におきましては、募集の段階で施設を管理運営するための人件費や委託料、賃借料や消耗品費などを基に、指定管理期間において必要となる経費の総額を指定管理料基準額として提示しております。

また、人件費の積算に関しましては、その担当部署によって異なっているということはありませんで、それぞれの業務に応じた必要な人員、職種について、統一的に市職員の賃金単価を参考に積算をしております。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 担当部署によって異なっていないということなんだけれども、要は、指定管理者に任せているから、そこで決めていることであるということだな。そう解釈すればいいんだな——だよな。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

〔長谷川章悦委員「無理しなくてもいいんだ」と呼ぶ〕

○山本武朝委員長 無理しなくてもいいと言っても、はっきりしたほうがいい。

答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

市で、人件費であれば、職員の賃金単価を参考に算定した基準額を算定して、総額としてお示しをして、実際は指定管理者制度なので、募集をかけて、競争というか、提案をしてきて、うちのところは幾らでやる、うちのところは幾らでやるという提案をしてきて、金額自体は、その提案で、最後に、審査をして決定した団体が提案してきた金額に指定管理料がなるということになります。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 実際、施設によって違うんだよね。指定管理者制度導入基本方針の中身をみれば、例えば、例を挙げて、館長は20万円、グループリーダーが18万円というふうに書いているんです。ということは、恐らく市役所でも、館長は20万円ぐらい、グループリーダーは18万円ぐらいはもらえるんだなという感覚で、例に出してるんじゃないかと私は自分で、そう解釈したんだけど、ところが、指定管理者によっては、18万円しかもらっていないところもあるし、20万円を超えている人もいます。いっぱいあるんです。そういうふうに、まちまちですので、同じ指定管理者でありながら、一方では20万円、25万円ももらっている。こっちは18万円しかもらっていないということであれば、不公平ではないかなと思ったので、尋ねただけであります。そういうことですので、答弁はいいです。

じゃあ、次に、例えば、第三セクターとか、公社が指定管理者になっている施設もあります。他の指定管理者との賃金の格差があると思うんですけども、市の考えはどうですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 指定管理者の賃金についての御質疑にお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げたところでありますけれども、人件費につきましては、指定管理料基準額の設定時において統一的に積算をされていて、そこに格差はないわけですが、指定管理施設は、各施設の面積や設備、利用者数等の違いにより、職員の業務内容、業務量にも違いがあります。また、指定管理施設に勤める職員の賃金単価につきましては、指定管理業務を受託した団体と職員との当事者間での雇用契約を結ぶということになりますことから、各施設において一律にはならないというふうに認識しています。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 実際、例えば、道の駅とか第三セクターで、それが、今、指定管理になっている。公社も今、指定管理を受けているというような状況の中で、そのまま給料ももらっているよね。それから、何十万円ももらってるところもあるし、館長とか、駅長とか、そういうのはもらっているところもあるんだ。そうすれば、普通の団体、スポーツ協会の団体とか、文化団体の団体が指定管理を受ければ、微々たるもんだ、館長も。だから、そういう差があるんですよ。

だから、同じ指定管理者として、一方は高い給料もらって、こっちは大したことない給料で、ということがあれば、疑問があるんじゃないのということで、尋ねたわけでありましてけれども、まあ、今、恐らく、指定管理者の中で決めていることですので、ということだと思っておりますけれども、そういう状況もあるということですので、その辺も問題かなと私は思います。

次に、施設運営に必要な人員数とか、時間とか、賃金単価など、統一した考えで示すべきと思うんですが、市の考えはどうですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 人員数、時間、賃金単価の統一提示についての御質疑にお答えいたします。

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と効率的な管理運営を目的とするものであります。

市は、施設を管理運営するための標準的に必要な経費として、人件費や保守点検などの委託料、事務用品等消耗品費や通信運搬費、光熱水費などを積算し、その総額を指定管理料基準額として提示しておりますが、実際、事業者が提案するに当たりましては、制度の趣旨から、民間事業者のノウハウや創意工夫が発揮できるように、各指定管理施設を管理運営するため、必要な人員数、勤務時間等につきまして、市が統一的にお示しすることはしていないところであります。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 市が直営で実施した場合に係る人件費と比較して、参考にすべきと思うんですけども、市の考えはどうですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 市の人件費との比較についての御質疑にお答えいたします。

今、申し上げましたが、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、効率的な管理運営を図ることを目的として導入するものであります。このため、人件費のみを切り分けて、市が直営で実施した場合と単純比較をすることはできない、そのようなものと認識しております。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 次に、最低賃金のアップによって、指定管理者の負担も増えて、影響が出ると思うんですけども、市の考えはいかがですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 最低賃金アップに伴う指定管理者への影響についての御質疑にお答えいたします。

指定管理者と締結する指定管理施設の管理業務に関する協定書におきまして、業務実施に伴う責任分担を定めております。施設の管理・運営に影響を及ぼす関係法令等の変更に関するものについては協議の対象としていることから、最低賃金引上げにより、指定管理料の増額が必要であるとの申出があった場合には、指定管理業務における収支状況など、個々の施設の状況を踏まえながら、適切に対応してまいります。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 次に、公共料金について。施設運営に係る公共料金、例えば、電気料、燃料費等について、どのように算定しているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 光熱水費や燃料費の算定方法についての御質疑にお答えいたします。

今年度募集しております指定管理施設の指定管理料基準額において、電気料につきましては、価格改定等、料金変動が大きいことから、直近の令和4年度実績額で算定、また、水道料金につきましては、近年、料金改定がないことから、令和元年度から令和4年度までの4年間の料金の平均で算定しております。燃料費につきましては、近年、急激に単価が上昇していることから、令和元年度から令和4年度までの4年間に使用した量の平均に直近の燃料単価を乗じて算出しております。

なお、光熱水費や燃料費は精算対象項目としております。不足が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、指定管理料を調整し、全額を市が負担することとしております。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 分かりました。

それじゃあ、修繕料について。公共施設の修繕料は本来、市が負担すべきものであるけれども、指定管理者に求める修繕の費用負担はどうなっていますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 修繕料の費用負担についての御質疑にお答えいたします。

指定管理者と締結する指定管理施設の管理業務に関する協定書におきまして、業務実施に伴う責任分担を定めております。施設・設備・備品の損傷への対応といたしまして、小規模修繕の場合は、指定管理者側が速やかに修繕対応することで効率的に施設管理ができることから、事前に定めた上限金額以内で指定管理者側が対応することとし、その費用につきましては、指定管理料として市が負担しております。また、事前に定めた上限金額を超える大規模修繕につきましては、市が、直接、修繕を行うということとしております。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 いろいろ指定管理についてお願いしましたけれども、いずれにしても、修繕料についても、20年も前から同じ、6万円なら6万円は指定管理者でやりなさいとかとなっている。でも、施設によっては、古くなれば古くなるほど。修繕料がかかるわけですよ。そういうのを本当にちゃんと考えてやってるのかなといえ、ほとんど考えていないと思います。本当にそうです。

私も、いろいろな人から聞かれたし、いろいろ指定管理について、非常に文句が多いんですよ。安い給料で働かせているとか、市役所だけいい思いをして、指定管理者が苦勞していると。全くそのとおりです。そう思います。本来であれば、市役所もよくなければならないし、指定管理者もよくなきゃならないとお互いウィン・ウィンでないと、なかなか指定管理はもっていかないと思う。

地元の団体であれば、地元の施設だから、ほかに取られたくないと。だから、自分たちで組織を作って、指定管理をやりましょうよというように、無理してやって

いるのも結構あるんですよ、安い金額で。そして、今、利用料金制度とか、いろいろ言われていますけれども、稼げということだと思ってくれるけれども、なかなか、今、稼げませんよ。稼ぐのはいいけれども、稼げば半分くらい市役所で吸い上げるわけでしょう。

今、自動販売機もそうだ。全部の施設がそうなったのかな。全部、市の収入になるのかな、今、全部、たしか。これも例えば、職員は5年間、ボーナスもないし、ベースアップも何もないわけだ。だけど、指定管理料で決まってしまうと、そういうことは、なかなかできない。

だから、今までは自動販売機、これは何回も申し上げてきましたけれども、自動販売機で年間30万円でも40万円でも上がれば、年度末にそれを職員にボーナスとして与えてきた。それもできなくなってしまった。収入を上げろ上げろと言う。収入が上がれば、また持っていく。ですから、本当に指定管理者にとっては何もうまいところがないんです。だから、もっともっと、指定管理者の人たちと話を進める必要があります。そうじゃないと、しのげないと思いますよ。

恐らく、議員の方も指定管理の人から、いろいろ、そういう苦情とか相談を受けている人もいると思う。私も何回か呼ばれて行ったこともあるし、全くそのとおりでなんですよ。だから、制度そのものは否定しないけれども、いいんです。でも、そこで働く人も、誰も、お金が欲しくなくて行っているわけではなくて、お金が欲しくて行っているわけですから、やっぱり、その辺を考えるべきだ。

それから、今、指定管理のところに行ってみなさい。若い人は誰もいないですよ。面接をやれば、給料が安いから、皆、辞めていくんだって。だから、市役所を退職した人とか、どっか退職した人しかいない。調べてみれば分かるよ。だから、そういう状況です。

だから本当に、それは、市役所の職員くらいの給料をかけるよとは言わないけれども、やはり、それぐらいは考えてやるべきだと思います。今年から新しい指定管理、更新なんて入ったのかな。何か、幾らかは、指定管理者のことも考えてくれている部分がちょこっとあると聞きましたけれども、やっぱり、それはもう少し、今後更新して、恐らくやる人がいなくなってくると思いますよ、これから指定管理。しかも、さっき言いましたけれども、各団体、スポーツ団体とか、文化団体がやっている指定管理は、特にそうだ、大変だ。ほかの企業とか、ジョイントを組んで企業でやっている指定管理もありますけれども、そういう人たちは清掃会社とか、油とか、そういうのを売っている会社が組んでやっているわけだから、指定管理料を下げてもいいんですよ、彼らは。だから、そういう人たちは競争して、結局、一番安いところに、いつも行くでしょう。今もそうになっていませんか。前は、指定管理料の安いところが、当然、そういうところに安く落ちていくわけですので、そういうのに太刀打ちできないというふうな状況です。

だから、今度、見直しをするとすれば、もう一度、指定管理者の意見を聞きなが

ら、どっちもいい方向に行けるように考えていただければいいなということをお願いしたいと思います。

それから、最後。先般、浪岡で北畠秋まつり火おこしを行いました。副市長も来ていました。非常に盛会で、盛り上がれて、人も余ってしまって、駐車場、それから、車の縦列で、後で、お叱りを受けましたけれども、それだけ人が集まりました。本当に、屋久島から来て、30年以上の交流があって、唯一の屋久島との交流です。そういうことで、盛会に終わりました。企画部長も来てましたけれども、本当にありがたく思っていました。予算もつけていただいたし、理事者はもちろんでありますけれども、議員の皆さんにも、心から感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、木村淳司委員。

○木村淳司委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）創青会、木村淳司です。

まず、20款繰入金3項基金繰入金1目青森市財政調整積立金繰入金に関連して質疑いたします。

令和4年度青森市の決算については、地元紙で「青森市 黒字51億円」とする見出しで報道されました。見出しの約51億円は、実質収支額のことです。市民の中には、青森市には使えるお金が、まだまだたくさんあると受け止めた方もいらっしゃるようです。

実質収支額は家計でいえば、年度末に財布の中に残っている金額のようなもので、よって、借金や預貯金の状態までは示しておらず、実質収支額が多いから、財政に余裕があるとは言えないものと考えます。この実質収支額に関しては、一般質問や、この決算特別委員会の質疑でも、様々な質問があったところです。

例えば少子化対策など、社会課題への対応にどこまでどのような予算を使うべきか、あるいは使えるのかといったことを検討する際には、市民全体での議論が必要と考えます。そうした実のある議論のためには、青森市の財政状況に関して、市民が正確に理解している必要があるのではないのでしょうか。

そこでまずお伺いいたします。令和4年度決算の実質収支額約51億円の内訳をお示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 令和4年度の実質収支額についての御質疑にお答えいたします。

実質収支額とは、歳入総額と歳出総額の差引額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものであります。令和4年度の実質収支額は昨年度と比較して約2億8800万円増の約51億6000万円となったものであります。

実質収支額が多額となった主な要因としましては、歳入では、過去最大級の除排

雪経費に対する国からの支援などとして、臨時道路除雪費補助金や特別交付税が予算額を約30億4000万円上回ったこと、また、国、県及び本市の経済対策により、経済の落ち込みが抑えられ、市税及び地方消費税交付金が予算を約6億7000万円上回ったことなどが挙げられます。

一方、歳出では、1月までは過去最高の除排雪経費を要した令和3年度と同等の降雪量だったことを踏まえ、2月以降も同規模程度の経費を要するものと見積もった上で、増額補正を行いました除排雪経費につきまして、2月から3月にかけての降雪量が想定よりも少なかったことなどにより、約3億6700万円の執行残が生じたことなどが挙げられます。また、この約51億6000万円の中には、扶助費などの財源である国・県支出金について、国及び県の制度により、令和4年度の支出見込額に応じて概算交付されたものが、支出額の確定に伴い、令和5年度予算で国及び県に償還金として返還する分として約7億8600万円が含まれております。

実質収支額につきましては、地方自治法、地方財政法及び青森市財政調整積立金条例の規定により、その2分の1を下らない額を青森市財政調整積立金に積み立てることとしており、令和4年度実質収支額約51億6000万円のうち、26億円を財政調整積立金に積み立てたところであります。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

令和4年度実質収支額約51億6000万円のうち、26億円を財政調整積立金に積み立てると残りが約25億円、これは次の年度に歳入として引き継がれることとなるわけですが、そのうち、約7億8600万円は国に返さなければならないということで、これを差し引くと残りは約17億円ということになります。

歳入総額から歳出総額を差し引いて、さらに次年度に繰り越すべきものを差し引いたのが実質収支ということで、財布の中にもお金が入ってきて、使って行って残っていたお金から、さらに、来年度に、これはもう絶対払わなきゃいけないよと決まっているものを、ちょっと財布の中で出しまして、それが実質収支だと、ただ、その財布の中に残っているお金のうち、約7億8600万円は、もう国に返さなきゃいけないということも決まっているというようなイメージかと思えます。

年度末に財布に残っているお金のうち、そして約半分まで貯金をしまして、次の年度に使うお金に繰り越すということになって、そういうイメージで実質収支額が処理されているということになります。

この財布は、毎年度、引き続いて使っているということになりますので、実質収支額には前年度の実質収支額が含まれているということになります。よって、1年間の間に、約51億円お金がたまっただけではないことに留意する必要があるかと考えます。

どうしても黒字約51億円と書きますと、企業の黒字ですと単年度の間にもうけた売上げから、経費を差し引いて、それで約51億円というイメージで、使えるお金約51

億円が、次の年度にあるなど、そんなに余っているのもっと使った方がいいんじゃないかというイメージになりますが、それはちょっと違うということが分かりました。

また、官庁会計の場合には、どうしても歳入の総額から歳出の総額を差し引いているということで、借金をしたり貯金を取り崩して財布の中にお金を入れると、実質収支額が増加すると、企業会計の場合は、当然借金をして、お金が増えても、それは収益と売上げではないわけですから、黒字額は増えるわけではないということとそこら辺は違いがあるということが市民の間でも、我々もしっかり理解しておかなければいけないというところだと考えます。

次に、貯金の状況、青森市の貯金に当たる基金残高の状況についてお伺いしたいと思います。令和4年度末の財源調整のための基金残高の状況についてお示ください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 財源調整のための基金残高についての御質疑にお答えいたします。

本市では持続可能な財政運営のための指針として、令和元年10月に、令和元年度から令和5年度までの5年間の計画期間とした「青森市財政プラン（2019～2023）」を策定しており、このプランでは、中期的な財政収支の見通しとなる中期財政計画を位置づけております。また、このプランは国における制度改革や各年度の決算、予算編成状況等を踏まえ、毎年度ローリングを行うこととしており、直近では昨年10月にローリングを行っております。

また、このプランでは、目標の一つとして、財源調整のための基金残高に係る目標を掲げております。当該プランにおける令和4年度末の財源調整のための基金残高見込みは54億2500万円としておりましたが、令和4年度決算後の基金残高の実績額につきましては、58億4300万円と、見込みを4億1800万円上回ったところであります。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございました。

財政調整積立金は、令和2年度末は約41億円、令和3年度末時点では約49億円でしたので、順調に増えていると考えます。

基金は年度末に積み立てて、翌年度中は基金を取り崩しながら、必要であれば、事業を行って、また年度末に積み立てるというサイクルを繰り返しているところと承知しております。

よって、一般家庭でいうと、ボーナスが出たら貯金しておいて、次のボーナスが支給されるまでは貯金を取り崩して大型の出費には対応して、またボーナスが来ると貯金しておくというようなイメージで使われている状況と承知しております。

どうしても市民の方は、財政調整積立金という、全くその年度中は動いてない

と、だんだんだんだん積み上がっていくんだというイメージを結構持つてる方も多いのかなと感じていますが、そうじゃないということです。

家庭でも不測の出費や高額のものが必要になったときに備えて、当然、貯金をするというのは大事なことだと考えます。それと同じように青森市でも貯金するというのは大事です。

ただ、貯金をするのは、使えるべきときに、有効に使えるようにするためとも考えます。今の青森市には多くの課題がありますので、使えるお金があるなら、使うべきと考えます。

そこで、今後、基金を増やしていくのか、あるいは横ばいでいいのかという方向性を確認したいと考えます。

質疑いたします。財源調整のための基金残高積立に対する考え方と今後の目標をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 基金残高の目標及び考え方についての御質疑にお答えいたします。

青森市財政プランでは目標の一つとして、財源調整のための基金残高に係る目標を掲げております。財源調整のための基金については、国、県及び本市の経済対策により、経済の落ち込みが抑えられ、市税等の収入が堅調であったことや、除排雪費用に対する国からの財政支援等により、令和4年度末で約50億円を確保したところであります。

しかしながら、令和3年度の除排雪費用に約59億円を要したことなどを踏まえ、引き続き行財政改革に取り組み、令和8年度末の基金残高については、約60億円を確保するということを目標としたものであります。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

今後は、過去最大だった令和3年度の除雪費を目安に、基金残高は約60億円を目標とするとの御答弁でした。

では、なぜ除排雪経費を基準に財政調整積立金を積み立てるのか、その理由をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 除排雪経費を基準とする理由についての御質疑にお答えいたします。

財源調整のための基金は、地方公共団体の年度間の不均衡を調整するための基金であります。経済の不況等による大幅な税収減や、災害の発生等による想定外の支出など予期しない収入減や、不測の支出増等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために積み立てるものとされております。中核市62市の令和3年度決算時点における財源調整のための基金残高の平均額は約132億円になっておりま

す。

除排雪経費は、降雪量の多寡により費用が大幅に変動する性格のものでありますが、本市の冬期間の市民の安全や道路交通を確保するために、必ず予算措置しなければならない性質のものであります。また、その経費の一部に特別交付税や国の補助金等が交付されるものの、その交付額は、あらかじめ見込むことができないものであります。こうしたことから、こうした不測の事態に備えるという観点で、基金残高の目標の目安を除排雪経費としたところであります。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 特別交付税の金額確定が3月以降になるということで、基金を除排雪経費と同等を確保しておかないと、先に除排雪事業を進めることができないと、青森市特有の事情があるということと理解しました。そのために、除排雪経費を基準に財政調整積立金を積み立てているというところだと理解しました。

他市では一律に標準財政規模の10%と定めているところもありますが、地域の実情に合わせて必要な金額を積み立てるということが合理的なのではないかと考えます。また、青森市の標準財政規模が600億円台の後半ということで、今、目標約60億円ということで、そこにも近づいてきているということで、ある程度、合理的な目標なのではないかと思えます。令和3年度あるいは令和4年度末で約58億円になったということで約60億円に大分近づいてきているという状況だと承知しました。

ほかの中核市の比較をすると、約132億円が中核市では平均だということで、多くはないんですけども、財政という意味では過去に比べると、持続性が高くなったのではないかと思えます。

ただ、青森市全体を見ると、この2年間の人口減少率が全国トップクラスということになっております。長崎市が1番上で、次が青森市と、その2つだけがマイナス2.5%台で、ほかの3位以降は、大きく引き離してマイナス1.6%か、それぐらいになっているということで、精査は当然必要なんですけれども、使うときには使わないと財政が持続するという前に、自治体、街自体の持続性が損なわれてしまうのではないかと強く危惧しております。

今後も地域の実情に合わせた基金残高を当然確保しながら、確保しておかないと、年度中の事業もできないというようなこともありますので、当然確保は必要なんですけど、人口減少など喫緊の課題克服のためには、投資をしていくという財政運営を要望してこの項を終わります。

続けて、議案別冊、令和4年度青森市水道事業会計決算書6ページ及び令和4年度青森市下水道事業会計決算書6ページに関連して質疑いたします。

上下水道事業の決算について質疑いたします。

人口減少は、公共インフラの維持という点でも大きな混乱をもたらします。水がなくては、人は生きていけませんので、水道・下水道は最も重要なインフラと言っ

ても過言ではないのではないのでしょうか。

しかし、水道・下水道料金の値上げ実施や検討が全国で相次いでおります。青森県内でも、今年8月に弘前市は、上下水道料金を令和7年度、令和10年度、令和13年度と3回に分けて、標準的な家庭で、水道料金、下水道使用料合わせて月1000円程度の値上げを実施するとした内容を弘前市上下水道事業経営審議会に諮問しました。3回の合計で、現在の料金と比較して約40%以上、年間にすると約3万5000円程度の値上げになるのではないかと試算されております。

これは、弘前市民にとっては生活への影響が非常に大きいものだと考えます。この値上げの理由について、弘前市は人口減少に伴う料金収入の減少と老朽施設の改修費用増加で財務状況が悪化しているとしています。

9月の弘前市議会一般質問では、弘前市水道事業、下水道事業における財務状況について、地方公営企業の貯金に当たる内部留保資金に着目した答弁がなされました。弘前市の答弁によると、令和7年度末の内部留保資金の残高は、水道事業で約11億1000万円まで減少してしまう。下水道事業においては、逆に、約4億6000万円マイナスになる、不足するということが見込まれるとのことでした。

人口減少に伴う料金収入の減少、そして老朽施設の改修費用の増加、この事情は青森市でも同様と考えます。

そこでお伺いいたします。まず、水道事業会計について、内部留保資金の推移と今後の見通しをお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 木村委員の水道事業会計における内部留保資金についての御質疑にお答えいたします。

内部留保資金についてであります。減価償却費などの現金支出を伴わない経費や、毎年度生ずる利益など、企業内部に留保された資金でありまして、資金的収入が資金的支出に不足する額の補填に使用できるものであります。

平成31年に策定いたしました青森市水道経営プランにおける内部留保資金の目標値といたしましては、料金収入の3か月分以上、すなわち、毎年度約12億円以上と設定し、その計画値につきましても、令和元年度末では約48億5200万円、それ以降は、毎年度、建設改良費等の補填財源として活用しながら、計画最終年度であります令和10年度末では約17億4500万円と見込んでいたものであります。

お尋ねの水道事業会計における内部留保資金のこれまでの推移につきまして、本経営プランの計画期間内で申し上げますと、令和元年度末では約64億5000万円、令和2年度末では約54億4700万円、令和3年度末では約39億7000万円、令和4年度末では約41億4700万円となっております。

また、今後の見通しにつきましては、配水管や施設・設備の更新等に計画的に投資していくための補填財源として活用していくこととしておりますことから、計画最終年度の令和10年度末における内部留保資金残高の見込額は、令和4年度決算を

踏まえると、約16億7200万円となっており、先ほど申し上げた本プランの計画額、約17億4500万円と大きな乖離は生じておらず、また、内部留保資金残高の目標値であります約12億円以上を確保できる見通しとなっております。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 令和4年度決算で約40億円あったものが、施設更新などをする必要があるため、令和10年度には約16.7億円となるということでした。

内部留保資金の残高減少という点では、弘前市と共通しており、今後も厳しい事業運営になると考えます。

次に、同様に、下水道事業会計における内部留保資金の推移と今後の見通しをお示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 木村委員の下水道事業会計における内部留保資金についての御質疑にお答えいたします。

下水道事業会計におきましては、令和2年度に地方公営企業法の財務適用を行っており、特別会計から企業会計に移行した直後の令和2年度末におきましては、内部留保資金残高が約1億3800万円だったものの、令和3年度及び令和4年度においては、内部留保は確保できていない状況となっております。

内部留保資金が確保できていない要因といたしましては、下水道事業については、平成5年度から平成14年度にかけて、年間約100億円に及ぶ大規模投資を行った際に、財源として借り入れた当時の企業債の元金償還が本格化してきたことによるものであります。

しかしながら、本年3月に改定いたしました青森市下水道事業経営戦略は、計画期間が20年となっておりますが、この投資財政計画におきましては、今後、十数年間、資金状況が厳しい期間が続くものの、当該元金償還金は、令和6年度にピークを迎え、その後は徐々に減少していくため、内部留保資金につきましては、令和18年度から確保できる見通しとなっております。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございました。

水道事業は、施設や配管の更新時期にあり、更新に当たっては、貯金である内部留保を活用していくので、内部留保もだんだん減少していくと、一方、下水道事業は、現在が企業債の、あるいは借金を返していく時期のピークであって、内部留保が現在確保できていない。そのため、施設や配管の更新時期の平準化を図って、今後、内部留保を確保していくという計画と受け止めました。

また、下水道事業は特別会計から企業会計に移行したということで、特別会計の際は、余ったお金は繰出しという形で、一般会計に入ってしまうので、お金を企業会計のように積み上げておくという仕組みではないということでしたので、その辺の特殊な事情があつてマイナスになっているというところもあると理解してお

ります。

経営努力を十分図っているところと承知しておりますが、給水人口の減少、使用料収入がだんだん減っていくと、給水人口が減ると、だんだん使用料収入も減っていくということで、そういった傾向は、当然、弘前市と同様であると考えます。

そこでお伺いたします。今後、水道料金・下水道料金の値上げ予定はあるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 木村委員の料金改定についての御質疑にお答えいたします。

本市の水道事業におきましても、弘前市と同様、人口減少や節水器具の普及に伴う水道料金収入の減収傾向が今後も続くものと見込んでおり、このような状況の中にありまして、施設の老朽化対策、特に管路の更新に多額の経費を要することに加えまして、近年の燃料や投資、資機材の高騰による影響なども考慮すると、年々純利益や内部留保資金の確保が難しくなるなど、財政状況の厳しさは増していくものと認識しています。

このことから、現在計画しております水道施設の老朽化対策など、着実に実施しながらも、現行の料金水準を可能な限り維持していけますよう、給水人口の減少に対応した施設規模の適正化や事務の一層の効率化を図るなど、持続可能で安定的な事業運営に意を用いて取り組んでいくこととしています。

また、下水道事業におきましても、水道事業と同様に、人口減少等による使用料収入の減収傾向が続き、今後、十数年間にわたり、厳しい状況が見込まれておりますことから、本年3月に改定した青森市下水道事業経営戦略に基づき、持続可能な下水道サービスを目指して取組を進めていくこととしております。

本経営戦略におきましては、使用料改定を現時点で行わず、次期戦略改定までに見直しの必要性について検討することとしておりますが、まずもって、現行の料金水準を可能な限り維持していけますよう、収入面における水洗化の促進や未普及地域解消に向けた取組に加えまして、支出面における民間委託の拡充や事務の効率化、費用節減などの取組を進めてまいります。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

現行の料金水準を可能な限り維持していただけるようにとの御答弁でした。

下水道事業の経営プランの中でも、経営改善を拙速に、料金改定に求めることなくというような文言があります。本市の水道料金は昭和60年度に改定して以降、30年以上、値上げを実施しておりません。青森県内のほかの公営水道事業と比較しても、料金が低い水準にあり、市の中では一番低いと承知しております。これは市民生活上、大きな意義があることと考えております。

上下水道事業では、安全な水を確実に供給することや、水環境の保全を行うこと、これが第1の目的でありますので、その目的を達成するために、値上げやむなしと、

どうしても値上げをしなければならないという場合もあるかもしれませんが、将来的にできる限り値上げをしないということを目標に、今後も経営努力を重ねていただきますようお願いいたします。また、上下水道事業に関しては、料金の値上げとともに、複数の自治体にまたがって上下水道事業を統合する広域化や事業の運営の民営化を進める動きもあります。

まず広域化についてです。青森市の水道事業では、浪岡地区において、津軽広域水道企業団の水道用水を受水しておりますが、青森地区においては水源として、横内川及び堤川、原別、天田内及び油川地域の地下水を使用しているところと承知しております。

つまり、青森地区の中で完結した取水・給水となっていることから、今のところ、青森市の立場からすると、広域化の必要はないものと考えます。

次に、民営化についてです。民間活力の活用、これは行政の効率化に必要であることは間違いありません。ただいまの御答弁でも多くの部分で民間委託を活用しており、先ほども民営化の委託の拡充による効率化や費用節減に取り組むとの御答弁を頂いております。

しかし、上下水道事業のような、ある意味、安全保障にも関わるようなインフラの管理運営に当たって、運営そのものを民営化することがふさわしいかどうかは、よく検討する必要があると考えます。

宮城県では、水道事業運営権を民間事業者に売却する方針を決め、2020年に入札で事業者を選定いたしました。選定された事業者は、新たに宮城県の水道事業を運営する会社を立ち上げました。

しかし、新しく立ち上げた管理運営会社、この株式の51%はフランスの大企業、ヴェオリア傘下のヴェオリア・ジェネッツ社が保有していることが分かったと、公共インフラに外国資本企業が参加してもいいのかということが大変問題になりました。宮城県議会でも多くの疑問の声が上がりました。県議会の建設企業委員会でも賛否が同数となり、委員長裁決への決定という異例の経過をたどっての民営化となりました。

また、宮城県での民営化の範囲は、浄水場などの運転管理、それから薬品、資材の調達、浄水場や下水処理場など、施設の修繕・更新という範囲になっております。最も費用がかかる老朽化した水道管・下水管の更新、これは、これまでどおり宮城県が行うということになっております。これは捉え方によっては、もうかるどころだけ外資企業が入ってきて利益を吸い上げる、こういう形が、果たして、地域全体の公共インフラの運営としてあるべき姿なのかということは大いに疑問があります。

八甲田連峰を水源とする横内浄水場の水道水は、日本一おいしい水と評された実績もあり、青森市民の八甲田への愛着や、主要な観光地であるという産業上の重要性など、青森市全体の政策と上下水道事業が密接に関連しているものと考えます。

他分野の施策との連携のためにも、上下水道事業、公営企業として維持していく意義は大きいと考えます。ぜひ今後も青森市の財産として、安全でおいしい水の供給、陸奥湾を含めた水環境の保全に貢献する水道事業、下水道事業であり続けることを願って、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後0時50分からといたします。

午前11時49分休憩

午後0時50分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

相馬純子委員。

○相馬純子委員 日本共産党の相馬純子です。どうぞよろしく申し上げます。

10款教育費2項小学校費及び3項中学校費1目学校管理費に関連して、学校の維持修繕について伺います。

この夏、中学校の元同僚の方とお会いする機会がございました。その先生は、今、現場で先生をなさっているんですけども、雨漏りがひどいという話を聞きました。その雨漏りの箇所も、1か所だけじゃなくて、何か所もあるということを知りましたので、そこで質疑したいと思っておりますけれども、令和4年度の小学校・中学校の維持修繕に係る予算額及び決算額についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 相馬委員の小・中学校の維持修繕に係る予算額及び決算額についての御質疑にお答えいたします。

令和4年度の小・中学校の維持修繕事業の予算額及び決算額につきまして、小学校維持修繕事業は、当初予算といたしまして7806万6000円を計上し、補正予算等を含めた総額として1億1233万7600円、決算額は1億1232万1812円となっております。中学校維持修繕事業は、当初予算といたしまして3391万8000円を計上し、補正予算等を含めました総額といたしまして3827万5000円、決算額は3812万9941円となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 本市の小学校・中学校、40年以上たったのが30校以上ということとで、維持修繕費もかなりの額だなというふうに思って聞いていました。

各小学校・中学校から維持修繕の要望が出されているかと思えます。令和4年度の維持修繕の要望件数と対応した件数についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 修繕要望への対応状況についての再質疑にお答えいたします。

令和4年度の小・中学校の維持修繕の要望件数及びその対応状況につきまして、小学校は、1129件の修繕要望に対しまして712件が対応済みとなっております。中学校は、621件の修繕要望に対しまして334件が対応済みとなっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 かなりの額の予算を使っているけれども、まだ、小学校に関しては半数近いという対応状況なんですけれども、令和4年度と令和5年度の各小学校・中学校の要望書をちょっと比較してみました。

雨漏りに関しては、残念ながら、ほぼ改善が見られなくて、令和4年度に要望した雨漏りに関する要望は、そのまま令和5年度に要望を出されているという状況でした。1つの学校で17か所の雨漏りがあるという要望もありました。特別教室、体育館が多いんですけれども、普通教室の雨漏り、それから、ランチルームの雨漏りも散見されています。

何でも要望を全部対応するんじゃなくて、優先順位をつけると思うんですけれども、この維持修繕に係る優先順位があったら、その優先順位についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 修繕要望に対する優先順位についての再質疑にお答えいたします。

教育委員会では、学校施設の維持修繕につきまして、前年度までに各小・中学校から要望のございました修繕箇所のうち、継続して注視することとした箇所につきまして、職員が年度当初に学校を訪問いたしまして、確認作業を行っておりますほか、日常的に発生する不具合や各種点検において指摘があった事項についても対応しているところであります。

これらにつきましては、限られた予算で効率的に対応する必要がございますことから、優先順位の高い順に申し上げますと、まずは、各種法定点検で指摘を受けたものや、児童・生徒の人命に関わるような影響が予測されるもの、次に、児童・生徒等に多大な影響を及ぼす可能性があるものや、学校教育活動を停止しなければならないおそれがあるもの、次に、法令等の制限はないものの施設の使用が制限されるものといったしまして、優先度の高い順に修繕を行っているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 子どもの命、それから教育活動が停止されると困るので、その優先順位は妥当なところかと思うんですけども、それでは、令和4年度の、その優先順位それぞれについて、対応件数、それから、もしよければ、内容についてお示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 優先順位ごとの件数と、その内容についての再質疑にお答えいたします。

学校施設の修繕要望につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、緊急度や優先度を見極めながら、修繕を行うこととしておりまして、令和4年度に実施いたしました優先度別の修繕対応件数及びその内容は、まず、各種法定点検で指摘を受けたものや、児童・生徒の人命に関わるような影響が予測されるものとしたしましては、小学校が159件、中学校が41件でありまして、主なものとしたしましては、消防法や建築基準法に基づきます点検による誘導灯や防火設備などの指摘事項のほか、倒壊のおそれが確認されました防球ネットの支柱や柵の修繕となっております。

次に、児童・生徒等に多大な影響を及ぼす可能性があるものや、学校教育活動を停止しなければならないおそれがあるものとしたしましては、小学校が131件、中学校が46件であります。主なものとしたしましては、給水ポンプやボイラーなどの給排水設備や暖房設備の故障となっております。

次に、法令等の制限はないものの、施設の使用が制限されるものとしたしましては、小学校が235件、中学校が118件でありまして、主なものとしたしましては、給排水設備の漏水や照明器具の故障など、部分的な不具合となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 今の答弁を聞いて、法定点検で指摘されたものが、命に関わるものも含めて、小学校で159件ということで、随分多いなど、老朽化してるんだなどいうのを実感いたしました。

もちろん、これらの優先順位で修繕することは適切だとは思いますが、そうなるとうとうと、令和4年度と5年度を比較してみると、雨漏りがほぼ修繕されていないという現状は、これからも長く続くのかしらというのが予想されます。

今後、この優先順位と予算額では、ちょっと修繕の見込みがないのかと思われる雨漏りの修繕についてですけども、令和5年度の学校ごとの要望書では、小学校で23校、雨漏りの修繕の要望が出されています。中学校で13校です。その中でも、先ほど申し上げたように、1校で17か所、普通教室もランチルームも雨漏りがあるという要望が出されておりました。

この雨漏りの修繕に関して、教育委員会ではどのように対応していくのか、もしも御見解があったら伺いたいんですけども。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 再度の雨漏りに関する御質疑にお答えいたします。

令和5年度当初の要望で、雨漏りの箇所別に申しますと、普通教室が7校10件、ランチルームが3校3件、体育館が18校19件、その他の箇所が20校37件となっているところであります。

これらのうち、4校16件の雨漏りにつきまして、具体的には、沖館小学校、三内小学校と筒井小学校、これは建て替えであります。あとは、浪岡中学校につきましては、それぞれ建て替え、あるいは大規模改修による屋上防水工事等で改善されるものとなっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 対応するというので、安心をしました。

浪岡中学校が1校で17か所の雨漏りがあるというふうに要望書では読み取れましたので、早急に対応していただきたいと思います。

そのほかにも、小規模かもしれませんが、学校訪問などを通して雨漏りの状況を把握して、青森市内の児童・生徒が最適な環境の中で学習を行えるように、維持修繕のほう、予算要望も出して、お願いしたいと思います。

それで、先日ですけれども、市内の中学校1年生の女の子と話をする機会がありました。これも維持修繕の部分には入るんですけれども、1年生の学年の棟には、2か所トイレがあるということなんですけれども、ほぼ和式で、洋式は1つしかないんだそうです。それで、2か所に洋式が1つずつですので、例えば、1組から3組まではこっちのトイレを使いなさい、4組から6組まではこっちのトイレを使いなさい、それで、子どもたちは和式を使わないので、洋式に並ぶんだそうです。休み時間に用を足せないで、そのまま授業に行くというときもあって、相馬さん何とかして、お願いって言われました。訴えられました。

それから、小学校に読み聞かせに行っているんですけれども、朝の放送で、熱中症警戒アラートが出ていた日なので、体育館やグラウンドでは遊ばないようにという放送がありました。もちろん命を守ることが最優先ですので、熱中症にならないようにという学校側の指示だとは思いますが、その女子生徒は、体育館にもクーラーをつけてくださいということも話されていきました。いろいろ対応は難しいかもしれませんが、遊び盛り子どもたちが、熱中症にならないために遊ばない、特に、小学生が遊ばないという状況は、教育的に考えても非常に子どもたちに酷だなと思うので、修繕の要望に対することと同時に、何て言うんでしょう、トイレの洋式化、そこにも力を入れて、子どもたちの環境を守っていただきたいをお願いを申し上げてこの項は終わります。

続きまして、10款教育費2項小学校費及び3項中学校費1目学校管理費に関連し

て、教職員の勤務管理について伺います。

先ほども申し上げましたが、この夏、学校の先生方と話す機会がありました。長時間労働について、現状を話されていましたが、長時間労働が直接の原因かどうかは分からないんですけれども、ある学校では、もう既に病気休暇で2人の先生が休んでいるという現状も伺いました。心身の状態に不安を感じていながら、働かなければいけないという現状が、先生方と話す中で、実感として感じ取れたんですけれども、そこで、青森市の教職員の勤務管理について伺いたいと思います。

校務支援システムというのをを使って教職員の出退勤を把握しているということでしたが、どのように把握しているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 相馬委員の教職員の出退勤管理についての御質疑にお答えします。

教育委員会では、教職員の多忙化が自身の心身の健康及び福祉に与える影響等を考慮し、教職員が、やりがいや使命感を持って校務に専念できるよう、学校組織の活性化を念頭に置いた多忙化解消に努めるとともに、教職員の心身の健康維持を図ることを目的とし、平成31年4月に教職員の多忙化解消に関する指針を策定しております。また、青森市学校教育指導の方針と重点に掲げる「夢や志を持って挑戦し続ける児童生徒の育成」の実現に向けて、教職員が誇りを持ち、自らの資質・能力の向上を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの取れた職場づくりが必要であることを、年度初めに市内の全小・中学校を訪問し、全教職員と共通理解を図っております。

これら教職員の多忙化解消に関する指針や青森市学校教育指導の方針と重点の趣旨を踏まえ、本市の全ての小・中学校においては、平成31年度から校務支援システムを活用した出退勤管理により、教職員の在校等時間を正確に把握しております。具体的には、教職員は、職員室に設置された出退勤管理専用パソコンに自身のICカードをかざし、出勤時刻・退勤時刻を記録しております。出張等で出退勤時にICカードをかざすことができない場合には、後日、教職員が校務用パソコンを使い、出退勤管理システムにキーボードで時刻を入力しております。

管理職は、教職員が入力した出退勤時刻を随時、パソコンで閲覧することができ、日々の超過勤務時間も正確に把握することができることから、超過勤務時間が多い教職員に対しては、必要に応じて、面談を通して健康状態を聞き取るとともに、超過勤務の原因となっている業務を確認し、校内多忙化解消委員会により業務の平準化を図るなどをしてしております。また、記録された出退勤時刻と日々の出退勤の状況観察の比較から、不自然な点が認められたりする場合や、毎日の出退勤時刻が同時刻になっていたりする場合などには、本人からの聞き取りにより状況を確認し、正確に記録するよう指導しております。

教職員の出退勤時刻の記録は、管理職が毎月5日までに、前の月の記録を再度点

検し、教育委員会に提出しております。教育委員会では、各校から提出された出退勤時刻一覧表を確認し、長時間勤務が多い教職員については、当該校の校長に対して業務負担軽減を図るよう指導しております。また、学校訪問を通して、当該教職員の勤務に係る改善状況を確認し、指導しております。

さらに、教育委員会では、教職員が自身の勤務時間を客観的に把握しながら、今後の業務に見通しを持ち、計画的な業務の遂行が可能となるよう、時間外在校等時間予定表の提出を求めており、本市におきましては、これら教職員の多忙化解消に関する指針に基づく取組により、超過勤務時間の削減が毎年度図られているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 ちょっと持ち時間がなくなったので、要望と現場の先生の声が届きたいんですけども、現場の先生からは、ある一定の時間を超えると面談になる、または病院に通院しなきゃいけない。そんなゆとりはないから、あらかじめ短い勤務時間を、まあ、虚偽の時間ですね、それを入力して、面談にならないようにしているという話でした。

それから、もう1点は、超過勤務のときに、15分単位で、プルダウン方式で、その超過した時間の理由を選んで入れる。それで、15分間隔なので、例えば、13分超過勤務だと、プルダウンでは理由を選択できないので、切り捨てている。つまり短くなるわけですね。そういう、正確じゃない、短縮された、文科省で言っている、その、短い虚偽の時間を記録に残したり残させたりするようなことはあってはならないということを、現場の先生方はなさっているという声について、教育長は、どうお考えか見解をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 学校現場における勤務時間の入力についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、存分に教材研究をしたい、あるいは、じっくり時間をかけて児童・生徒の学習状況を確認したり行事の計画を立てたりしたいという教職員がいることについては、学校訪問あるいは各種研修講座に際しての教職員との面談等を通して把握しているところであります。

一方、各小・中学校におきましては、過労死あるいは過労による精神疾患など、教職員の心身の健康維持に留意するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取れた職場づくりの実現に向けて、1つには、全教職員が年度初めの職員会議等で、教職員の多忙化解消に関する指針について共通理解を図っていること、なお、この指針におきましては、実際より短い虚偽の時間を記録してはならないということについても、きちんと記されているところであります。そして、2つには、管理職による教職員の勤務時間の観察、ICカードによる出退勤時刻の管理、あるいは機械警備

による解錠時刻・施錠時刻の把握なども行っており、随時指導しているところでもあります。そして、3つには、先ほども御答弁いたしました、校内多忙化解消委員会において、教職員からの情報提供によっても、業務が超過している教職員と面談をしたり、業務の平準化等の取組を行ったりしていること、また、教育委員会におきましては、1つに、校長から勤務状況についての月例報告等により、学校訪問を通して、校長や当該教職員と面談をしていること、2つに、時間外在校等時間予定表を活用し、教職員が自らの業務に見通しを持ち、計画的な業務を行うように指導していることなどから、委員からありました、教職員が正直に入力することができずに虚偽の勤務時間を報告している例はないものと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 そうであることを願いますが、やはり、現場の先生がやっていること、実感は、かなり乖離があります。土日も出勤して、機械警備には誰が施錠してとか残ると思うんですけども、管理職から指摘されたことがないという声も聞かれていましたので、虚偽の時間を毎日毎日のように、朝7時に来ているのに7時50分と入力したり、遅く帰っているのに早く帰ったと入力したり、嘘を記録しないといけないような、現場の先生方の、何でしょう、辛い気持ち、それに、声に、寄り添っていただいて、もう少し現場の実態を見極めて、正直に時間を入力してもらって、実際、どれくらい長い時間勤務しているのかという正直な把握に努めていただきたいというのを強く要望して、この項は終わります。

もう1つ質疑したいことがあったんですが、持ち時間が過ぎたので、これで私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

それでは、まず最初に、9款消防費1項消防費2目非常備消防費に関連して、消防団についてお聞きします。

一般的には屯所と言われている機械器具置場は、災害に備えて、ポンプ自動車を管理して待機する場、あとは団員の集まる場所となっています。また、それぞれの地域にとっても、防災の拠点としてあることが住民の安心につながっています。

質疑します。令和4年度青森市消防団機械器具置場の修繕に係る予算執行状況についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○佐藤芳之総務部理事 天内委員からの令和4年度青森市消防団機械器具置場の修繕に係る予算執行状況についての御質疑にお答えいたします。

消防団機械器具置場は、火災・風水害など、あらゆる災害に備えて、消防団車両や各種資機材を配備し、災害時の参集場所となるほか、平常時は消防団員の教育・訓

練の場となる重要な施設であります。このことから、当該施設の健全性を保つため、経年による劣化や風水害等により破損した場合には、適切に修繕を行い、維持管理に努めております。

当該置場の修繕に係る予算執行状況につきましては、予算額539万7000円に対しまして、執行額527万4984円となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 消防長は重要な場というふうに、今、答えておりました。それと予算額は約539万円。思ったよりあるなと思いましたが、もうちょっとあってもいいのかなというふうには思っております。

それで、青森・浪岡両消防団の、青森の消防団は実態がちょっと分からないので、消防年報で見たんですけれども、1分団から7分団まであって、あと、班に分かれているということで、1分団から7分団までで22班。それで、大野とか荒川とか高田とかと名前がつく分団が14分団あって、班は69ということで、合わせて92、恐らくですね、これはね。実態は分かりませんが。

それで、あと、消防会館というのがあるのも初めて分かりました。知りませんでした。

ということで、あと、浪岡の消防団は単純です。1分団から19分団まであって、1と19にポンプ車がないので、17の置場があるということで、恐らく109の置場があるのではないかと思います。

次に、令和4年度、主にどのような修繕をやっているのかについてですけれども、令和4年度青森市消防団機械器具置場の主な修繕要望と、その実施状況についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○佐藤芳之総務部理事 主な修繕要望とその実施状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和4年度青森市消防団機械器具置場の主な修繕要望につきましては、青森消防団消防会館の外壁の修繕、同じく高田分団第6班の軒の修繕、同じく第7分団第4・7班の軒の修繕、浪岡消防団第10分団の外壁の修繕、同じく第14分団の軒の修繕などとなっております。緊急性及び優先度が高いものから、順次、修繕を行っております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 主なものと聞きましたので、主なるものを5つ答えていただきましたが、もっとあるということだと思います。

それで、当然ながら雪国ですから、やっぱり主に雪でやられるというのが大きいのではないかなと。軒が折れたりとか、壁も、落ちてきた雪で圧力をかけられて割

れたりとかというのもあると思います。

それで、消防団の点検にもあるんですけども、常備消防が、それが5月に機械器具点検というのがありまして、その常備消防が、もう分刻みで、こっちからこっちと回ってきますが、そのときに、やっぱり伝えなければ、なかなか予算がつかないという現状があるかと思えます。

それで、令和5年度は大体40件の要望があったんですけども、ここ数年の間、私も団員なので、様々、他の分団から言われるんですけども、なかなか優先度、緊急性も分かりますが、なかなか予算がない。来年だとか再来年だとか言われるというふうに他の団員からも声が寄せられているということで、どうか御配慮いただければと思います。

最後の質疑は、消防団から急を要するような修繕要望のある機械器具置場については、積極的に補正予算を組むなどして、早急に対応すべきと考えますがどうでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○佐藤芳之総務部理事 修繕要望のある機械器具置場への対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

消防団から修繕要望のありました機械器具置場につきましては、優先順位を見極めながら、適切に対応しているところであり、特に緊急性が高いものにつきましては、補正予算を組むなどして対応しているところでもあります。

今後におきましても、消防団及び消防本部による、天内委員の御紹介もありましたけれども、消防団機械器具置場点検などを通じまして、消防団員からの修繕要望を聞き取った上で、施設状況を確認し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 どうぞよろしく申し上げます。

私の分団のケースでいえば、ポンプ自動車の水の出が悪いということで、私たちも余してしまって、常備消防、いわゆる浪岡消防署に電話をすれば、すぐ持って来いということで、実際に水を出して、丁寧に調べて対応していただいたこともありますので、日々、感謝をしているところでもあります。

また、団員からの要望としては、やっぱり、当然ながら、建物を大事に使っていききたいということなので、引き続き、どうか御配慮のほど、よろしく願いいたします。消防団については終わります。

次に、1款市民病院事業費用1項医業費用1目給与費に関連して、病院事業についてです。

質疑は、令和4年度病院事業会計決算における入院・外来患者数及び病床利用率の前年度との比較と、患者数増に向けた取組の内容をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 天内委員からの市民病院及び浪岡病院の患者数等についての御質疑にお答えいたします。

初めに、市民病院の患者数についてですが、令和4年度は、院内でのクラスター発生に伴う一部診療科での診療制限等により、入院・外来ともに影響を受け、入院患者数は前年度比1万2960人減の8万6810人、病床利用率は7.8ポイント減の51.8%、外来患者数は1万271人減の17万1167人となったところです。

集患対策の取組といたしましては、紹介患者獲得に向けた地域の医療機関への働きかけのほか、安定的な受診機会の確保のため、医師派遣元である弘前大学に対し、要望活動などを行っているところであります。

次に、浪岡病院についてですが、入院患者数は前年度比83人増の4791人、病床利用率は0.6ポイント増の37.5%、外来患者数は931人減の3万1834人となったところです。

集患対策につきましては、浪岡病院の利用促進による地域住民の健康づくりを推進していくことを目的に、令和4年4月に浪岡病院及び浪岡振興部職員等で設置した青森市立浪岡病院利用促進委員会の検討結果を踏まえ、地域の医療機関等に対し、利用の働きかけなどを行っているところであります。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 市民病院は、院内クラスターなどがあつたりとか、診療科の一部制限とかということ、かなりの減だということです。浪岡病院は、入院がちょっとプラス、病床利用率もちょっとプラスということですが、ちょっと、今、浪岡の庁舎内の部長さんとか、次長さんとか、課長さんとかで利用促進委員会をつくって、一生懸命、チラシを作って、PRに努めているということ、そこに期待をしたいと思うんですけども、ある住民の方から言われましたが、それに住民団体で、町内会連合会長も入っていますね。他の観点も1人、2人いたほうがいいんでないかという声もありました。役所内だけのあれなんだろうけれどもね。他の観点も1人、2人ぐらい——他のって、民間とか、主婦の方とか、いろいろ——ということも言われましたので、一応、お伝えをしておきたいと思います。

そこで、再度お聞きしますが、青森市民病院及び浪岡病院の過去3年間における医師数の推移を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 過去3年間の医師数の推移についての再質疑にお答えいたします。

初めに、市民病院における推移ですが、いずれの年も4月1日現在の医師数となりますが、令和3年は、常勤医師57名、臨床研修医16名、臨時医師1名、計74名、令和4年は、常勤医師56名、臨床研修医12名、臨時医師1名、計69名、令和5年は、常勤医師54名、臨床研修医8名、臨時医師1名、計63名となっております。

次に、浪岡病院における推移ですが、令和3年から令和5年まで、いずれも4月

1日現在で、常勤医師が4名ということになっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 市民病院の医師数の常勤医師と臨床研修医、臨時医師は3年間でほとんど減少の一途をたどっているということです。

それで、あと、浪岡病院は、ずっと4名だということですが、私の記憶では、たしか10年ほど前は、古い病院のときは6人いたんですけれども、今は4名だということですが、これは、当然、単純に考えても、医師が減るということは、患者数が減る、収支が減るということにつながっていくものと思います。

ちょっと簡単に確認したいんですけれども、この常勤医師が減少している理由は分かりますかね、教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 常勤医師の減少についての再度の御質疑にお答えいたします。

市民病院における常勤医師につきましては、令和3年が57名、令和4年は56名、それで令和5年は54名ということで、4月1日現在でいくと3名減っております。

それで、医師につきましては、これまでも答弁しておりますが、弘前大学のほうに医師の派遣要請ということで、毎年度、要望しております、年度途中においても、医師が増えるというケースもありますので、そちらのほうは派遣元の弘前大学との関係ということで理解しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 結局、そこなんですよね。結局、今までの議論も弘前大学頼みで終わらなければならないということでした。

今回も、一応お聞きしますけれども、質疑します。青森市民病院及び浪岡病院における医師確保対策を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 市民病院及び浪岡病院における医師確保対策についての再質疑にお答えいたします。

市民病院及び浪岡病院におきましては、今ほど申し上げましたとおり、医師の派遣元である弘前大学に対して、これまでも継続して要望活動を行っているところであります。また、市民病院におきましては、医師の募集に当たって、公益社団法人全国自治体病院協議会が運営する自治体病院・診療所医師求人求職支援センターを活用するなど、医師確保に取り組んでおります。

また、医師が働きやすい環境づくりとして、食事や休憩、ミーティングなどに利用できる専用ラウンジや、コロナ禍においても安心して学会や研修等に参加できるウェブ会議室やeラーニング室などについても設置しているところであります。

このほか、研修医の確保対策としまして、首都圏において救急専門医を育成するための研修プログラム等を実施している松戸市立総合医療センターを来年度から協力型臨床研修病院に追加し、市民病院の研修プログラムの充実を図るなど、若手医師に市民病院を臨床研修の場として選んでもらえる魅力的な研修環境の整備に努めているところであります。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 1つ変わったところは、この市民病院の研修医のプログラムの中に松戸市の病院で、一定期間、研修するということが入ったということですが、私も、システム上、よく分かりませんが、心配するのは、松戸市の病院に研修に行って、そのまま松戸市に残ってしまうんじゃないかと、そういう——システム上、ないかもしれませんが、そこをちょっと心配しています、ちゃんと市民病院に帰ってくるならいいんですけども、ということです。

そこで、私なりに、すぐ効く薬はないんですけども、ちょっと勉強をしましたので、紹介したいと思いますが、秋田県の鹿角市と小坂町というところが、秋田県鹿角地域という、人口約4万5000人で、精神科の空白地域で、常勤医がゼロ。それで、精神科病棟が廃止になった。これが2006年でした。これを機に、住民団体が発足をして、厚生連鹿角組合総合病院との連名で、全国406か所に12年間で約10万枚の精神科医師を求めるチラシを配布しました。そのかいがあつて、2018年に共感した医師2人が常勤赴任する大成果を上げたということでした。

そのことは、まあ、大した喜んだんですけども、しかし、残念ながら、2022年に非常勤体制に戻ってしまったということで、そのことで改めて思い知らされたのは、秋田県に限らずですけれども、医師は人口がより多い地域に多く、人口がより少ない地域に少ないということを実感したそうです。

その後、住民団体は地方に医師がない理由を探る学習討論会をして、決断のポイントは、1つは、この40年間ぐらい、なくなってしまった公共を取り戻すという、そして採算性が医療に求められるようになってきたということなんです。

それで、例えば、1995年の厚生白書には、医療に初めて産業というふうに明記された。それで、医療機関の監査指導では採算が重視され、指摘を受けた不採算部門の整理、統合、外部委託が相次ぎ、待っていたかのように民間業者がその受皿になりました。

CTやMRIが悪いということではありませんが、高額医療機器の保有台数は日本が世界でも突出して、医師は、もうかる職業の代表として扱われてきたということです。

そして、医療機関の経営が困難な人口の少ない地域、つまり地方は、どうして人口が減ったのかが、2つ目のポイントです。特に大きな影響を受けたのが、まず、農産物の輸入自由化。1950年を境に農業者人口が減りました。それで、同時に地方の労働力を集団就職などの形で都会に運び、高度経済成長が果たされました。80年

代には、通信、専売、郵政、交通など、あらゆるものが民営化され、採算が合わない地域は切り捨てられてきました。

地方の人口は、自然減少や個人的な理由などではなくて、政策的に減らされてきたことを学びましたが、強調しておきたいと思います。

再質疑します。医師不足を少しずつ解消していくためには、地域医療構想等による、過度に効率性や採算性を重視し、医師負担を課すのではなく、民営化されてきた交通や教育、社会福祉などと一体で医療に公共性を取り戻すことが必要と考えます。見解をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 天内委員の医師確保対策についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森県で青森県医師確保計画を策定することとしておりまして、その策定に当たりましては、青森県地域医療対策協議会に意見を聞くこととしております。この協議会には、青森県市長会会長である市長が委員として参加しておりますので、医師確保対策の具体的な実施について、関係者間において協議・調整を行ってきているところです。また、本県における医師確保対策の一つとして、主に本県高校出身の弘前大学医学部入学生に対しまして、入学金・授業料等の修学資金を貸与し、一定期間、県内自治体医療機関等へ勤務することにより、返還を免除する医師修学資金支援事業について、県及び県内市町村と共に、本市も経費負担しているところであります。

医療は市民の生命と健康を守るために重要な公共性の高いものでありますので、市といたしましては、人口減少や高齢化を見据え、効率的かつ質の高い地域医療を確保し、持続可能な医療提供体制を構築することが必要であると考えております。

今後も、引き続き、県及び弘前大学との連携を密にし、医学生及び若手医師への支援を実施するなど、医師の確保及び県内への定着を図りながら、本市の安全・安心な医療提供体制の確保に努めてまいります。

〔天内慎也委員「ありがとうございました」と呼ぶ〕

○山本武朝委員長 時間になりました。

以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、まず、議案第105号「決算の認定について」から議案第108号「決算の認定について」までの計4件について一括してお諮りし、次に、議案第109号「剰余金の処分及び決算の認定について」及び議案第110号「剰余金の処分及び決算の認定について」の計2件について、一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決といたしたいと思います。

それでは、まず、本委員会に付託されました議案第105号「決算の認定について」から議案第108号「決算の認定について」までの計4件についてお諮りいたします。

議案第105号から議案第108号までの計4件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 万徳なお子委員、何号に御異議がありますか。

○万徳なお子委員 議案第105号に異議があります。

○山本武朝委員長 ほかに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 それでは、議案第105号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第105号については、認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本武朝委員長 起立多数であります。

よって、議案第105号については、認定すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第105号を除く各案件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第105号を除く各案件については、認定すべきものと決しました。

次に、議案第109号「剰余金の処分及び決算の認定について」及び議案第110号「剰余金の処分及び決算の認定について」の計2件についてお諮りいたします。

両案については、剰余金の処分及び決算の認定が1つの議案として提出されていることから、原案のおとり可決及び認定すべきかについてお諮りいたします。

議案第109号及び議案第110号の計2件については、原案のおとり可決及び認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第109号及び議案第110号の計2件については、原案のおとり可決及び認定すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、2日間にわたり終始熱心に審査していただき、誠にありがとう

ございました。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意のある答弁をしていただきまして、本当にお疲れさまでした。

それでは、これもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

午後 1 時44分閉会